

地方分権に関する基本問題についての 調査研究会報告書

(座長：神野 直彦)

平成 26 年 3 月

財団法人 自治総合センター

はしがき

我が国における地方分権改革は、衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、第一次地方分権改革を経て、第二次地方分権改革が一つの節目を迎えようとしている。

地方公共団体に対する義務づけ・枠付け等の見直しについて、平成25年6月に第三次一括法が成立したことに加え、残された課題であった国から地方への事務・権限の移譲等についても、平成25年12月10日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定されたところである。また、地方分権改革が新たな段階を迎えるにあたり、これからの取組の指針として、地方分権改革有識者会議において、「地方分権改革の総括と展望」について、最終取りまとめにむけた調査審議が進められている。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成25年度においては4回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、(財)全国市町村振興協会と(財)自治総合センターが共同で実施したものである。

平成26年3月

財団法人全国市町村振興協会
理事長 山 野 岳 義

財団法人自治総合センター
理事長 若 林 清 造

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

- 座長 神野 直彦 東京大学名誉教授
- 青木 宗明 神奈川大学経営学部教授
- 池上 岳彦 立教大学経済学部教授
- 伊集 守直 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
- 牛島 授公 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
- 佐藤 滋 東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授
- 宍戸 邦久 東北大学大学院法学研究科教授
- 関口 智 立教大学経済学部准教授
- 高端 正幸 新潟県立大学国際地域学部准教授
- 沼尾 波子 日本大学経済学部教授
- 半谷 俊彦 和光大学経済経営学部教授
- 古市 将人 帝京大学経済学部経済学科助教
- 星野 泉 明治大学政治経済学部地域行政学科教授
- 松藤 保孝 関西学院大学法学部教授
- 諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

目次

第1章 平成25年度調査報告

- 地方税のグリーン化 1
- オランダにおける福祉の分権化と税財政 33
- 法人課税の諸潮流に関する覚書
～EUとアメリカの議論を中心に 49
- 現代福祉国家の財政学
－理論・実証研究の到達点と日本に対する示唆－ 61

第2章 参考資料

- 地方税制を巡る動き 79
- 社会保障制度改革 111
- 経営改革のための地方公営企業会計制度の見直し . . . 129
- 平成26年度税制改正 147

第 1 章

平成25年度調査報告



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

地方税財源としての「地方税 グリーン化」

第1回基本問題研究会
2013年7月25日(木)18-20時
中央合同庁舎2号館6階601会議室
諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科)

日本におけるこれまでの実績

「地方税グリーン化」へ向けての歩み

- 「地方税グリーン化」に向けて、次の3点が大きな課題に
 - (1)「地方炭素税」の創設
 - (2)「環境自動車税」の創設
 - (3)地方エネルギー税としての「電気・ガス税」の再設

「地方税グリーン化」へ向けての歩み

- 地方環境税の導入
 - (1)産業廃棄物税：27府県と1政令市(北九州市)
 - (2)森林環境税：33県
 - (3)地方独自課税としての「地方炭素税」は導入に至らず。一時期、北海道や東京都などが検討。化石燃料課税にともなう徴税実務上の障害を克服できる見通しが立たなかったため

2. 地球温暖化対策税の概要

地球温暖化対策税

- 2010年12月16日に税制改正大綱で閣議決定
- 温室効果ガスの排出に比例して化石燃料に課税され、その税収がすべて地球温暖化対策に充てられる
- 温室効果ガス排出削減のための政策手段であると同時に、その対策財源の調達を目的とした、二重の目的をもった税制として、所得税や法人税など他の税目とは異なる性質

石油石炭税を活用して導入

- 地球温暖化対策税は、現行の石油石炭税に、新しくCO₂排出量に比例した化石燃料課税を上乗せする形で導入
- 石油石炭税は、化石燃料の輸入段階で石炭、石油、天然ガスなどあらゆる化石燃料に課税
- その税収用途はすべて、「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」を通じて温暖化対策に特定化
 - ex.革新的な低炭素技術集約産業の国内立地の推進、中小企業等による省エネ設備導入の推進、地方の特性に合わせた再エネ導入の推進など

石油石炭税とは？

- 石油石炭税は、石油ショックを受け、その対策財源として1978年に「石油税」として創設
 - 石油利用の便益に着目した応益課税として導入
 - 税収は1980年以降、石油代替エネルギー対策に、そして1993年度以降は省エネルギー対策などに拡充
- 1984年度税制改正で、石油及び石油代替エネルギー対策財源の確保を図る等のため、ガス状炭化水素(LPG、LNG等)を課税対象に追加
 - 1988年度税制改正で、課税方式を従量税化
- 2003年度税制改正では、支出面で温暖化対策の観点が付加わり、燃料間での負担の公平を図る観点から、石炭を課税対象に追加。名称も「石油石炭税法」に改称
- 2012年10月から全化石燃料に対して、CO₂排出量に応じた税率を上乗せした「地球温暖化対策のための税」が実施

石油石炭税と、その他の化石燃料課税

		課税対象								
上流	課税標準	天然ガス	石油・石油製品						石炭	電力
	税目	石油石炭税								
下流	課税標準	天然ガス	ガソリン	軽油	LPG	灯油	重油	ジェット燃料	石炭	電力
	税目		ガソリン税*	軽油引取税	石油ガス税			航空機燃料税		電源開発促進税

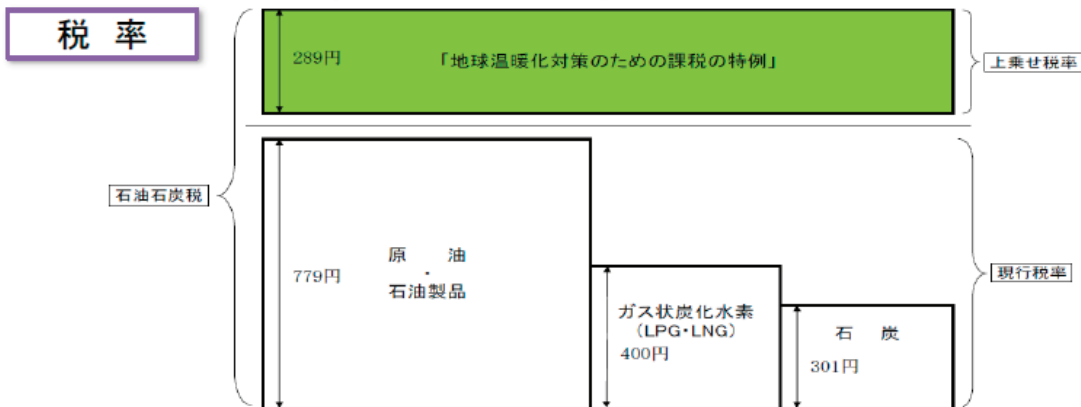
■ は現行税制の下で課税されている課税対象を示す。

*「ガソリン税」とは、揮発油(=ガソリン)に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称である。

「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制施策に充当

〈CO2排出量1トン当たりの税率〉



段階施行

課税物件	現行税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※()は石油石炭税の税率。

税収

初年度: 391億円 / 平年度: 2,623億円

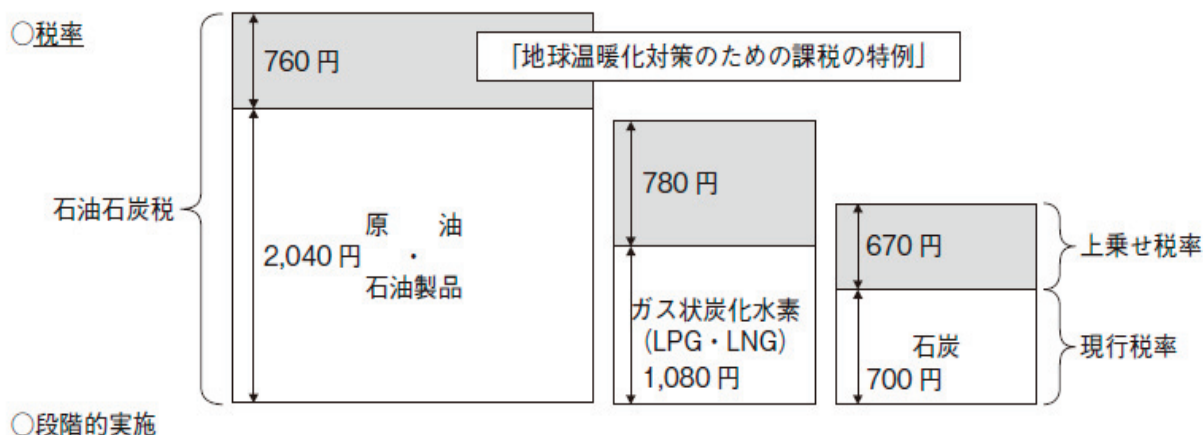
➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

税率設定の考え方

- 発熱量あたりのCO₂排出量で見ると、石炭:石油:天然ガス=10:8:6となる。炭素比例課税では、石炭に重課し、逆に天然ガスに対しては軽課しなければならない
- 石油石炭税の現行税率は、CO₂1トンあたりで見ると、石油が重課される一方で、石炭が軽課されている
- 地球温暖化対策税は、CO₂1トンあたり289円の税率を上乗せすることで、温暖化対策の観点からみれば「歪んで」いた価格体系を是正する効果を持つ
- 上乗せ税率は、原油及び石油製品については1キロリットルあたり760円、ガス状炭化水素は1トンあたり780円、石炭は1トンあたり670円で設定

「地球温暖化対策のための課税の特例」について（24年度改正）

- 石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せする。
- 平成24年10月1日から実施し、税率は段階的に引き上げることとする。
- 増収見込額 初年度 約391億円 平年度 約2,623億円



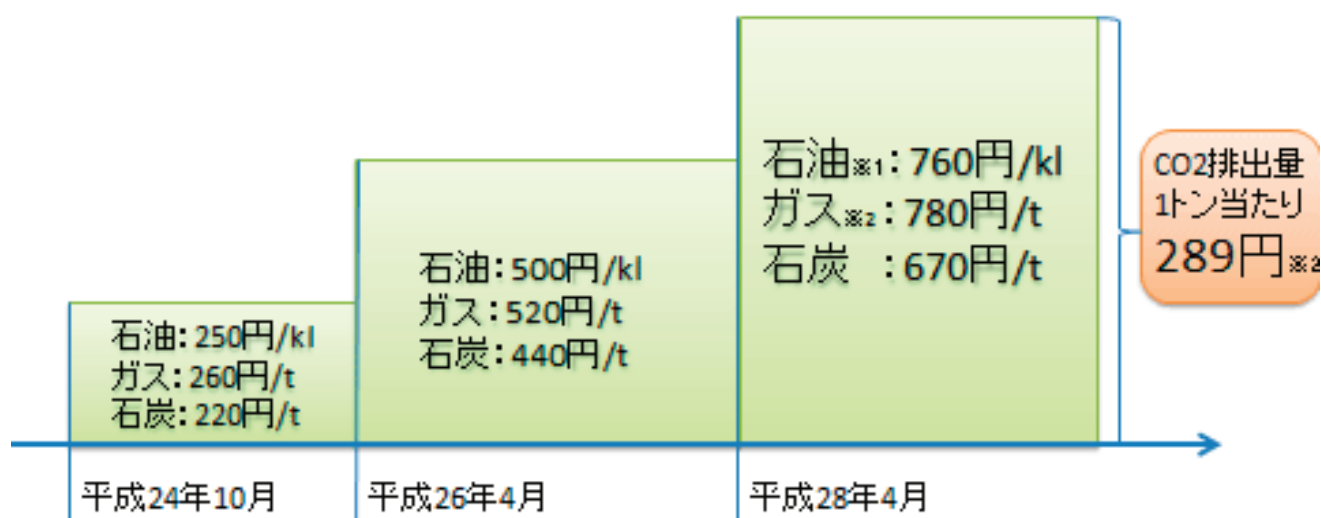
課税物件	現行税率	平成24年10月1日～	平成26年4月1日～	平成28年4月1日～
原油・石油製品 [1klにつき]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1tにつき]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1tにつき]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※() は石油石炭税の税率。

税率の段階的引き上げ

- 新税は2011年10月1日に施行、2015年までの4年間をかけて税率を段階的に引き上げ
- 次のスライドに示されているように、導入から1年半の間は税率が本来税率の3分の1に抑えられ、その後の2年間は同じく税率が本来税率の3分の2に
- 欧州でもドイツのシュレーダー政権が鉱油税を引き上げたときに、同様の手法
- 負担が一挙に増加することによる負の影響を回避するとともに、低炭素投資へのシグナルを発揮する効果をもつ

段階的な施行のイメージ



※1 石油: 「原油・石油製品」(原油及び輸入石油製品)

※2 ガス: 「ガス状炭化水素」(石油ガス(LPG)及び天然ガス(LNG))

※3 原油・石油製品 : $289\text{円/t-CO}_2 \times 2.62\text{kg-CO}_2/\text{e} \Rightarrow 1\text{kg}$ 当たり760円

ガス状炭化水素 : $289\text{円/t-CO}_2 \times 2.70\text{kg-CO}_2/\text{e} \Rightarrow 1\text{t}$ 当たり780円

石炭 : $289\text{円/t-CO}_2 \times 2.33\text{kg-CO}_2/\text{e} \Rightarrow 1\text{t}$ 当たり670円

特例など

- 現行の石油石炭税で免税の対象となっている課税対象については、新税でも免税適用。具体的には、①製品原料としての化石燃料(ナフサ)、②鉄鋼製造用の石炭・コークス、③セメントの製造の使用する石炭、④農林漁業用のA重油
- ①苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭、②内航運送用および一定の旅客用船舶に利用される重油・軽油、③鉄道事業に利用される軽油、④国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料は、2014年3月31日まで、上乗せ税率分についてのみ、還付
- これは、「持続可能な交通」を担う公共交通機関が受ける影響を緩和するため。欧州でも同様の措置
- 過疎・寒冷地に配慮した支援策も実施

「上流課税」としての利害得失

- 今回の制度設計案は、(1)CO₂の排出に寄与するすべての化石燃料に対して幅広く課税を行っている点、(2)石油石炭税の上乗せ税率分は、CO₂排出量に比例課税となっている点、(3)現行の石油石炭税の徴税システムを用いることで、徴税費用の最小化を図っている点、以上3点については評価できる。
- しかも、課税漏れや脱税が生じにくいのも上流課税の利点。負担は下流に転嫁される
- 他方、原油精製後の石油製品ごと(重油、ガソリン、軽油・・・)に、そのCO₂排出量に応じて比例課税できないという問題も。

環境政策上の効果

- 中央環境審議会に設けられた「グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会では、炭素トンあたり1万円の税率水準の下では、税を導入しないケースに比べて4%程度の削減効果
- 以前の環境省案の炭素トンあたり2,400円の環境税では、1%程度の削減効果
- 今回の課税案は、炭素トンあたり1,070円ときわめて税率が低く、課税面ではほとんど環境政策上の効果を持たないだろう
- 地球温暖化対策税は、その税収がもつばら温暖化対策に充てられる点で、温暖化対策の財源調達手段であり、効果は支出面で担保される

地球温暖化対策のための税によるCO2削減効果

- 価格効果・財源効果を合わせたエネルギー起源CO2の削減効果は、1990年比で2020年 ▲0.5%～▲2.2%(約0.6千万トン～約2.4千万トンのCO2削減)が見込まれる。

地球温暖化対策のための税(*)によるCO2削減効果の推計

	2020年
価格効果	▲0.2% (約176万トンのCO2削減)
財源効果	▲0.4%～▲2.1% (約393万トン～約2175万トンのCO2削減)
計	▲0.5%～▲2.2% (約569万トン～約2350万トンのCO2削減)

* 平成24年度税制改正で成立した内容を前提
 ・税率：289円/t-CO2(3年半かけて税率を段階的に引上げ)
 ・税収：初年度391億円 / 平年度2623億円。

(注) 2020年の非課税時のエネルギー起源CO2排出量は、1,115百万トン。

(注) 価格効果については、最新の統計から推計したエネルギー消費に係る価格弾性値を用いて算出。

(注) 財源効果については、国立環境研究所のAIM(アジア太平洋統合評価モデル)の技術モデルを用いて、(1)費用対効果に優れた既存の技術から優先的に導入するケースと(2)税収の半分を長期的に効果が期待される施策に充て、残りの半分を既存技術の導入ポテンシャルに応じて均等に配分するケースの2パターンを推計。

(注) このほか、税導入によるいわゆるアナウンスメント効果なども期待されるが、今回の推計には含まれていない。

(注) 表中の数字の合計は有効数字の関係から必ずしも総数と一致しない。

〔 出典:みずほ情報総研 〕

家計への負担

税によるエネルギー価格上昇額		エネルギー消費量 (年間)(注1)	世帯当たりの負担額
【ガソリン】	0.76円/L	448L	1,228円/年 (102円/月)
【灯油】	0.76円/L	208L	
【電気】	0.11円/kWh	4,748kWh	
【都市ガス】	0.647円/Nm ³	214Nm ³	
【LPG】	0.78円/kg	89kg	

- 家計調査(2010年)[総務省統計局]等に基づき、現在のエネルギー消費量をベースに試算
- 3段階の税率がすべて上がった後を想定
- 本税の導入に伴う様々な負担軽減策を考慮せず。税負担がすべて消費者に転嫁されると仮定

3. 「地方炭素税」をどのように設計するか

「地方炭素税」の取り扱い

- 「地方炭素税」がどのような取扱いを受けるのかは依然として未決着
- 民主党政権下の政府税制調査会に提出された財務省資料では、自治体がすでに多くの温暖化対策事業を手がけ、その財源を負担していることから、「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実させる仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」と明記されていた(2010年度第23回税制調査会(12月15日)財務省提出資料「主要事項のとりまとめ案(地方税)」)
- 地方財政審議会もまた、「今後目指すべき地方税制の方向と平成25年度の地方税制改正等への対応についての意見」(2012年10月22日)において温対税に言及し、「地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割を適切に反映させる制度として、『地球温暖化対策のための税』の一定割合を地方へ譲与するなど、地方の財源を確保・充実する仕組みを作るべきである」と指摘している

議論の現状

- だが、具体的に温暖化対策のための地方財源をどのように確保・充実させるのかという点については、まだ具体的に固まった成案がない
- かつて構想されたように、地方独自の「地方炭素税」を導入するよりも、国税として一旦導入された税収の一定割合を、地方財政審議会が指摘しているように自治体に「譲与する」という形をとることで、地方財源を確保・充実させるのが確かに現実的
- しかし、「一定割合」とはどれだけのことか、また「譲与」といっても、どのような基準に基づいて各自治体に税収を配分するのか、という論点については、まだ成案が固まっていない

配分方法に関する選択肢

- 第1に、自治体の温暖化対策事業への国庫支出金として配分する方法
- 三位一体改革において廃止・縮減が目指された補助金の復活になってしまう
- 第2の選択肢として、用途特定をまったく行わないまま、都道府県の化石燃料消費統計データに基づいて税収の一定割合を一般財源として配分する方式がありうる

一括交付金という選択肢

- 本税が、その税収を温暖化対策に充てることを目的として導入されたことを考えると、税収を自治体の一般財源として配分する第2の選択肢は、税導入の趣旨に合致せず、望ましくないかもしれない
- 他方、第1の選択肢である国庫支出金も、自治体の自立性を失わせる点で望ましくない
- 自治体が自ら立案し、実行できる自由度を許容しながら、温暖化対策の財源を確保するには結局、民主党政権下で創設された「一括交付金」という方法を使わざるをえないように思われる
- これだと、温暖化対策に用いるという形では用途に縛りがあるが、温室効果ガスの削減を具体的にどのような形で進めるのか、また、それぞれの対策にどのように財源を配分するのかという点は、自治体の裁量に任されている

4. 車体課税のグリーン化

何が問題か

自動車関連税の課税根拠

- 自動車には、図3のように、自動車の「生産」、「購入」、「保有」、「走行」の各段階それぞれに課税されている
- 自動車重量税と自動車取得税はもともと、道路特定財源としてその税収の使途が道路建設に特定される目的税だったため、自動車の所有者がその対価として負担する「道路損傷負担金」としての性格をもっていた
- しかし、2009年に使途特定が外され、普通税に転換してからは、自動車の所有者がこれらの税を負担する

図3 日本の自動車関連税と課税段階

生産段階	購入段階	保有段階	走行段階
なし	自動車取得税	自動車税 自動車重量税	揮発油税 軽油引取税

自動車2税廃止論の問題点

- 「地方税グリーン化」という観点からみた場合、自動車2税廃止論はきわめて問題が多い
 - 運輸部門からの温室効果ガス排出は、日本の総排出量の約20%を占め、自動車は運輸部門全体の88.1%を占めているので、日本の排出総量の17.1%を占める大きな排出セクターである
 - したがって、自動車からの温室効果ガス排出抑制を誘導するあらゆる工夫を自動車関連税に仕組んでいくことが重要
- 自動車のCO₂排出を抑制するには、自動車の生産、購入、保有段階を経て走行段階に至るまで、あらゆる段階で課税を適切に組み合わせる必要がある

自動車関連税改革の視点

- もちろん、自動車取得税も重量税も、環境税ではない。しかし、自動車からのCO₂排出抑制へのインセンティブ付与のため、これまで「エコカー減税」の名の下で、環境性能のよい車に対するこれら2税の大幅減税が実施されてきた
- つまり、自動車2税はこれによって事実上、「環境税化」しつつある
- 単純にこれら自動車2税、とくに当面对象となっている取得税を廃止することは、自動車の温室効果ガス排出抑制のために活用できる貴重な政策手段を失うことを意味し、温暖化対策としても後退となることから、慎重を期すべきであろう
- しかし、自動車関連税が現行のままでよいことにはならない。逆に、自動車関連税も、社会の変化に合わせて、「環境税」としての色彩を強化すべく改革がなされるべき
- そうでなければ、道路建設のための特定財源という根拠を失った自動車関連税は、つねに撤廃要求にさらされるようになるだろう

自動車のCO₂規制に関するEU 指令の成立

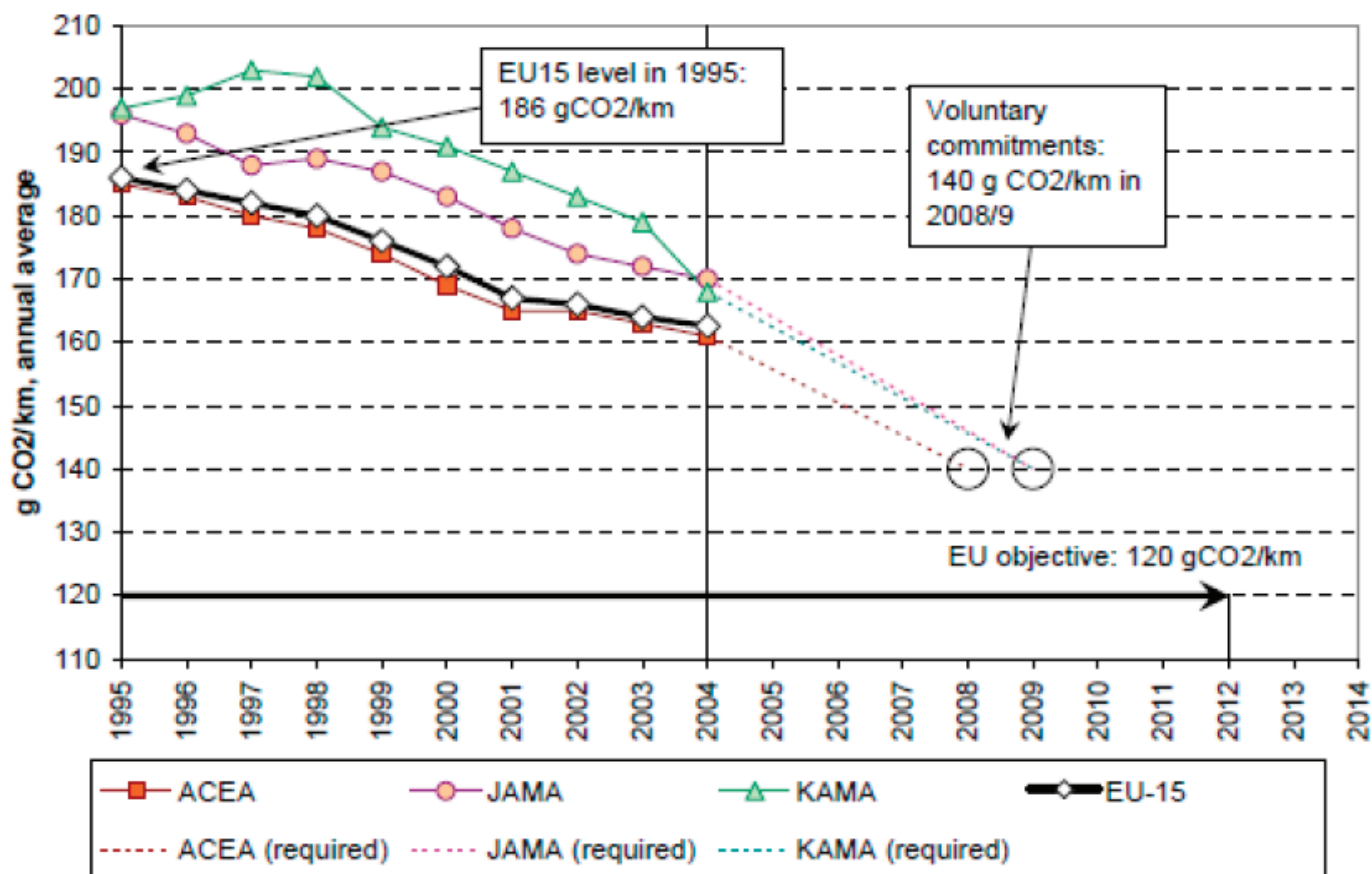
- EUは、運輸部門の温室効果ガス排出が産業部門に次いで2番目に大きいこと、そしてそれが依然として増加傾向にあることから、自動車のCO₂排出削減戦略として次の3つの柱を採用
- 第1は、自動車産業による自主行動計画
- 第2は消費者への情報提供の改善
- 第3は税制を活用したエネルギー効率的な自動車開発の促進

EUおよびドイツの動向から学ぶ

自動車のCO₂規制に関するEU 指令の 成立

- 1998年に欧州自動車工業会は、2008年までに新車の平均排出量を140g CO₂/kmに削減することを表明
- 欧州委員会は当初、この自主行動計画を自動車の排出削減政策の主要な柱の1つとした
- 2006年には欧州閣僚理事会の場で、全会一致で新車のCO₂排出が2008/2009年には140g CO₂/kmへ、さらに2012年には120g CO₂/kmに削減されるべきこと、そして中期的には80-100 g CO₂/kmが目指されるべきこと、の2点を確認
- これを受け、自主行動計画の削減実績の延長線上では、合意された削減目標(2008/2009年に140g CO₂/km)を達成することは困難と判断

図2 欧州における新車の平均CO₂排出量経緯および削減目標



[出所] Commission of the European Communities (2007b), p.6, Figure 1.

自動車のCO₂規制に関するEU指令の成立

- 欧州自動車工業会による自主行動計画の失敗、2012年までに野心的な120g CO₂/kmという削減目標を達成する必要から、追加的な政策手法の導入が必要とEUは判断
- 2009年4月に自動車のCO₂排出規制に関する指令案が成立
- 目標は段階的に厳しくなり、2020年の新車平均排出量は、95g CO₂/kmまで下げることが求められる

ドイツにおける自動車税改革

- EUレベルでの自動車CO₂排出規制の議論は、EU加盟各国に対して、自動車関連税改革への動機を与えた
- ドイツは、2009年7月1日から新車に適用される自動車税改革を実行し、その課税ベースを「排気量のみ」から「CO₂排出量と排気量の組み合わせ」に移行
- CO₂排出量ベースの課税については、免税点がEU規制と整合的な形で設定、規制の厳格化とともに免税点も移動
- 2011年までの免税点は120g CO₂/km、それ以降、2012～2013年は110 g CO₂/km、さらに2014年以降は95g CO₂/km
- CO₂排出量ベース課税の税率は、この免税点を越えるCO₂排出に対して、2ユーロ/g CO₂/kmに設定

Kraftfahrzeugsteuer für Pkw mit Ottomotoren bei Erstzulassung ab dem 1.7.2009 bis zum 31.12.2011 *																					
CO ₂ - g/km -	Hubraum - immer auf volle 100 cm ³ aufzurunden -																				
	700	800	900	1.000	1.100	1.200	1.300	1.400	1.500	1.600	1.700	1.800	1.900	2.000	2.100	2.200	2.300	2.400	2.500	⇒	
unter 120	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50		
120	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50		
130	34	36	38	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60	62	64	66	68	70		
140	54	56	58	60	62	64	66	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90		
150	74	76	78	80	82	84	86	88	90	92	94	96	98	100	102	104	106	108	110		
160	94	96	98	100	102	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130		
164	102	104	106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138		
170	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138	140	142	144	146	148	150		
180	134	136	138	140	142	144	146	148	150	152	154	156	158	160	162	164	166	168	170		
190	154	156	158	160	162	164	166	168	170	172	174	176	178	180	182	184	186	188	190		
200	174	176	178	180	182	184	186	188	190	192	194	196	198	200	202	204	206	208	210		
210	194	196	198	200	202	204	206	208	210	212	214	216	218	220	222	224	226	228	230		
220	214	216	218	220	222	224	226	228	230	232	234	236	238	240	242	244	246	248	250		
230	234	236	238	240	242	244	246	248	250	252	254	256	258	260	262	264	266	268	270		
240	254	256	258	260	262	264	266	268	270	272	274	276	278	280	282	284	286	288	290		
250	274	276	278	280	282	284	286	288	290	292	294	296	298	300	302	304	306	308	310		
260	294	296	298	300	302	304	306	308	310	312	314	316	318	320	322	324	326	328	330		
270	314	316	318	320	322	324	326	328	330	332	334	336	338	340	342	344	346	348	350		
280	334	336	338	340	342	344	346	348	350	352	354	356	358	360	362	364	366	368	370		
290	354	356	358	360	362	364	366	368	370	372	374	376	378	380	382	384	386	388	390		
300	374	376	378	380	382	384	386	388	390	392	394	396	398	400	402	404	406	408	410		
↓																					

Bundesministerium der Finanzen 27.1.2009

ドイツにおける自動車税改革

- 排気量ベース課税の税率はガソリン車が2ユーロ／100cc、ディーゼル車が9.5ユーロ／100ccに設定
- 自動車所有者の税負担額は、CO₂排出量ベース課税と排気量ベース課税の合計で決定
- 排気量ベースとCO₂排出量ベースの併用は、税収の安定化と小型車／大型車間の税負担均衡のため
- 税の性格としては、排気量課税ベースと併用することで、完全に環境税化せず、財産課税としての性質を今後も併せ持つことに
- 電気自動車に関しては、購入後5年間に関しては免税、その後、重量に応じた課税

自動車税改革の意義と日本への示唆

- EUにおける自動車CO₂排出規制と連動しながら、自動車税を政策課税として用いようとしている
- 財源が急速に失われることのないようその財産税的な性格を残し、排気量ベースとCO₂排出量ベースの組み合わせとしている
- ただし、税収調達機能を急速に失わせないよう、対応が必要
- ドイツの場合、排気量ベースを残したことに加え、EU基準の強化に合わせた免税点の引き下げでこの点に対処
- 電気自動車への対応として、当初5年間を免税とした後に、重量ベースで課税

自動車税改革の意義と日本への示唆

図3 日独の自動車に対する課税と規制

	生産段階	購入段階	保有段階	走行段階
ドイツ	EUの自動車 CO ₂ 排出規制	自動車 登録税	自動車税への CO ₂ 課税ベー ス組み込み	鉱油税 (炭素税)
日本	なし	自動車 取得税	自動車税 自動車重量税	揮発油税 軽油引取税

「環境自動車税」の創設を

【1】自動車のCO₂排出を抑制するには生産段階・取得(購入)・保有段階を経て走行段階に至るまで、あらゆる段階で規制や総合的に課税を行うことが望ましい

【2】自動車の購入段階と保有段階に対しては、自動車の購入者・保有者の選択に対し、税制を通じて、よりCO₂排出の少ない車を購入・保有してもらう動機づけを与えることが望ましい

【3】表のEU/ドイツの欄では、あらゆる段階で自動車のCO₂排出抑制への手立てがとられている。日本でも、自動車の生産から走行段階までの各段階で、適切な規制や課税が組み込まれているかを点検し、その中で「政策手段としての自動車関連税」をどう位置づけるべきかを検討する必要がある

【4】自動車税の課税ベースを「排気量」のみから、「排気量」と「CO₂排出量」の組み合わせに移行させることは、この要請にこたえる途として検討に値する

【5】暫定税率の廃止で、自動車関連税の「道路損傷負担金的性格」は薄まり、改めて自動車関連税の存立根拠が問われることに。欧州の動向を踏まえるならば、今後の自動車関連税は「環境政策上の手段」として位置づけられることで、その新しい社会的役割を獲得することになると思われる

5. 分散型エネルギーシステムの構築 と「電気・ガス税」の再設

「自治体エネルギー政策」の創出

- 東日本大震災と、それにともなう福島第一原発事故の発生によって、自治体のエネルギー政策への取り組み姿勢には大きな変化が生じた
- 放射性汚染問題、計画停電、電力供給不足による夏場、冬場の節電といった問題が噴出し、自治体が否が応でも停電時の緊急電源確保を含め、地域独自のエネルギー政策に着手せざるをえなくなった
- 「再生可能エネルギー固定価格買取制度」が大きな効果を発揮。再エネの普及促進も自治体の大きな役割に
- 電力システム改革法案の行方をにらみながら、「分散型エネルギーシステム」の構築が避けて通れなくなった

分散型エネルギーインフラの整備

- 分散型エネルギー社会では、エネルギー消費地に近いところでエネルギーが生産され、いわゆる「エネルギーの地産地消」が実現する
- 再生可能エネルギー導入量が増えていくと、配電網における電圧上昇対策や電力系統における安定化対策などを講じることも必要になる
- まちづくりと一体となったエネルギーインフラを整備し、地域における廃熱の有効活用や、ガス・熱導管、コージェネレーション(熱電併給)などのエネルギーネットワークの整備にも地域で集合的に取り組む必要性が生まれる

神奈川県報告書

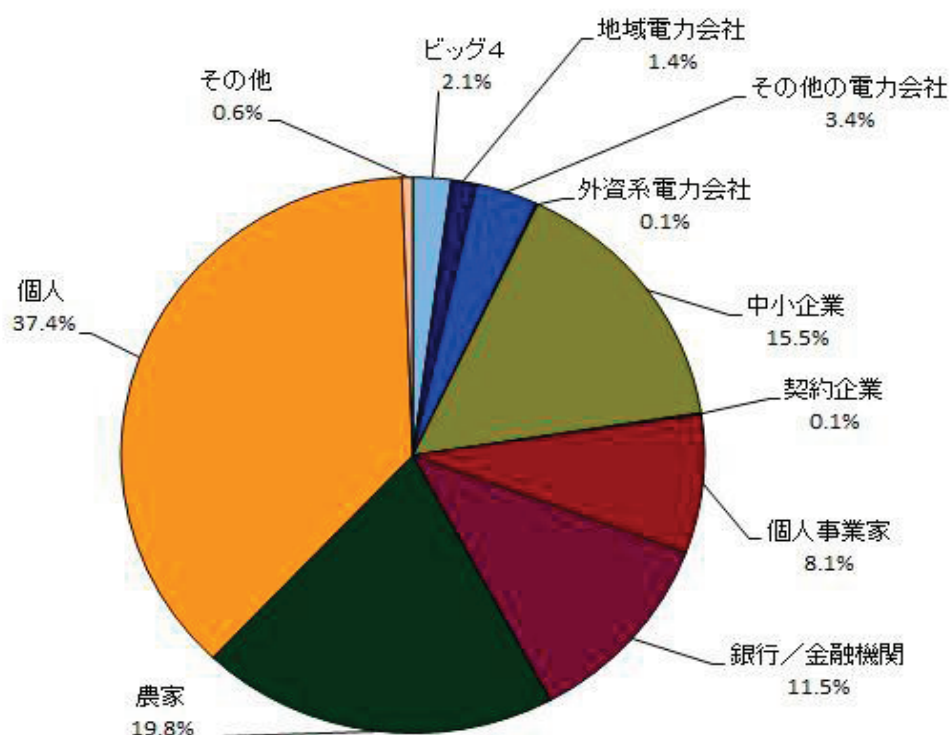
- 民間事業の採算ベースに乗る限りは、電力会社やガス会社が自らの力で投資を進めるであろう
- しかし、社会的に必要であるにもかかわらず、採算ベースに乗らない事業については、自治体がまちづくりと一体的に推進する必要
- 「神奈川県地方税制等研究会」では、どのような財源の可能性があるのかという論点について、取りまとめを行った(神奈川県地方税制等研究会 2013)

電気ガス税再設の検討

- 報告書は、電気およびガスについては、消費税導入時に廃止された旧電気税・ガス税(消費税の導入に伴い、1989年に廃止)の賦課徴収システムを、軽油及び重油については、現行の軽油引取税の賦課徴収システムを活用することにより、これらを課税対象とした新たな地方税が(少なくとも技術的には)導入可能であると提言
- ただし、電気・ガス税については、従価税であった旧電気・ガス税と異なり、従量税が念頭に置かれている
- これらの税が、上述のような分散型エネルギーシステム構築の財源としてふさわしいのは、それが税制上の「応益原則」にかなうからである
- まちづくりと一体になった分散型エネルギーシステムがもたらす生活の質向上の便益は、エネルギーの利用者に、そのエネルギーの利用量に応じて帰着するとみなすことができるため、地方税としては、電気とガスに課税標準を設定し、課税することが望ましいと本報告書は考えた

6. ドイツにおけるエネルギー自治

ドイツにおける2010年の再エネ発電設備への投資主体
(総設備能力 9.1GW)



事業主体としての「エネルギー組合」

- 組合(ゲノツセンシャフト)とは

1850年頃に2人のドイツ人によって「自己責任」、「自治」、そして「自助」を根本原理とする自治組織として提唱

- 特徴

自発的でオープンな参加形態、意思決定における一人一票原則、組合員による民主的な組織コントロール、組合員による組合の共同設置(共同出資)、責任は出資した額の分のみ

- 組合の意思決定原理

①総会、②監査委員会③理事会

事業主体としての「エネルギー組合」

- 3つの業務形態

①「銀行」領域、②「農業」領域、③「商業、工業、サービス(エネルギーを含む)」領域。

- 規模

ドイツ全土で2,000万人が加入。一番大きいのは銀行分野(口座を開設すると、自動的に組合員になるから)

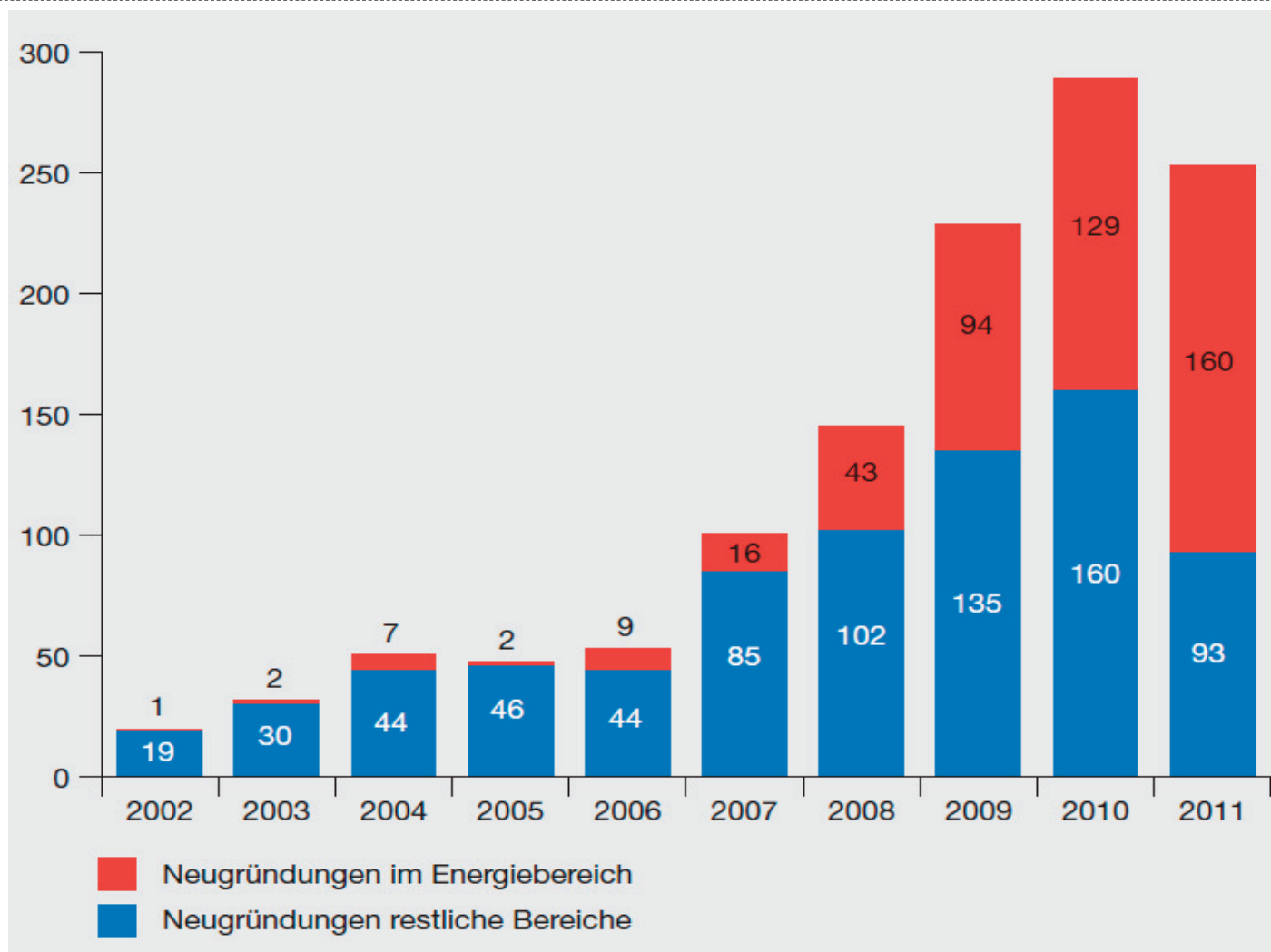
- 動向

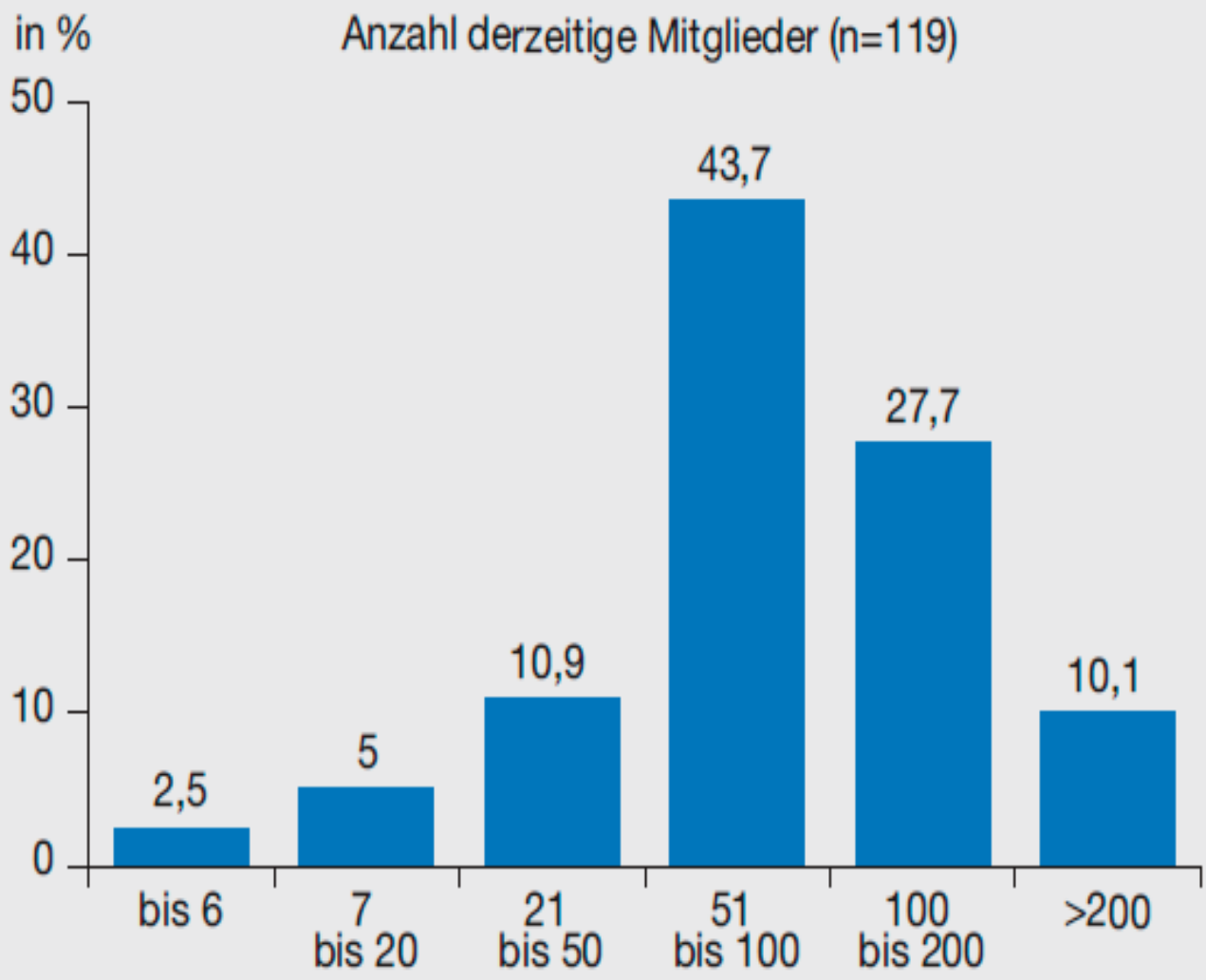
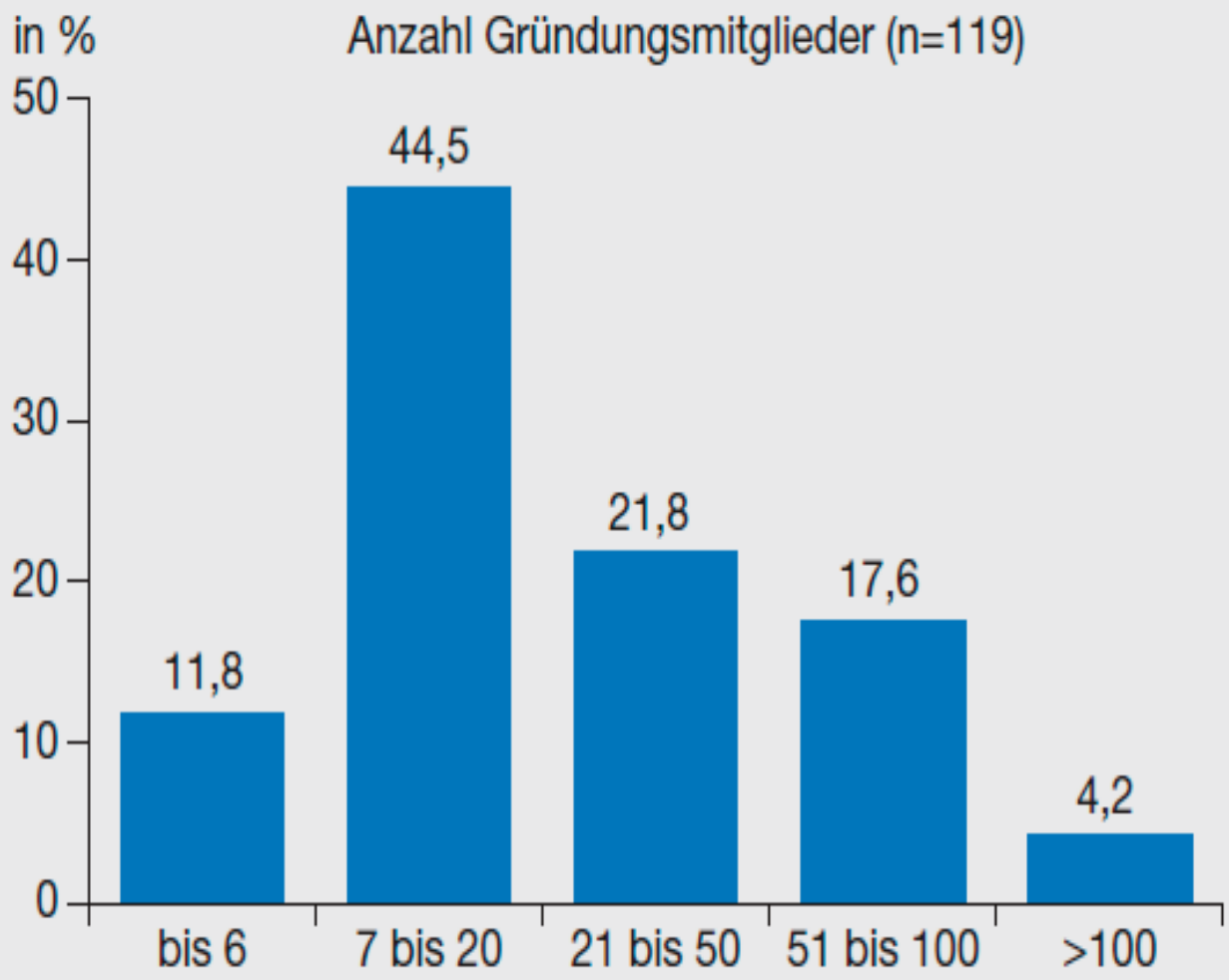
◆数年前までは古臭いイメージだったが、2008年のリーマン・ショック以来、ルネッサンスを迎えている

◆大手銀行との相違: 地域を重視し、利率は低いが透明性が高い。「銀行」領域の組合員数: 約900万人(1980年)⇒約1,700万人(2010年)

「組合」としての銀行：フォルクスバンク

- 「組合法」に根拠をもち、定款(Satzung)に基づいて運営され、その中に企業理念(Unternehmensleitbild)が掲げられている
- 民主主義的な意思決定を徹底させるため、1人3株までしか保有できないようになっている
- 地域密着型：海外展開はしない。顧客は同時に出資者であり、パートナー。組合銀行に対して権利と責任をもつ。
- リーマン・ショック以降の預金口座シフト
- 再エネ事業、建築物の断熱改修に積極的に融資





シェーナウ電力会社(組合)

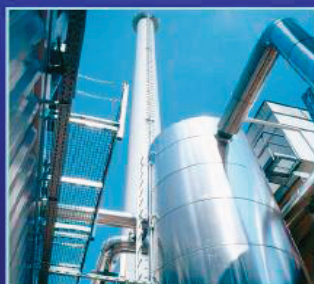
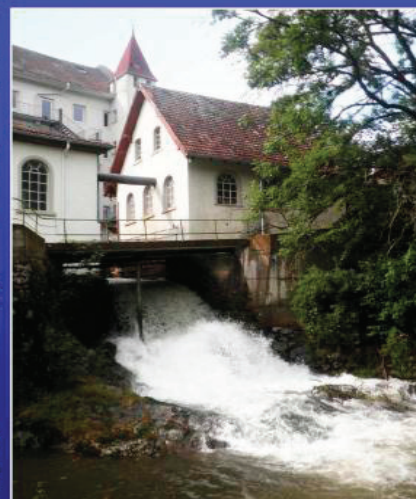
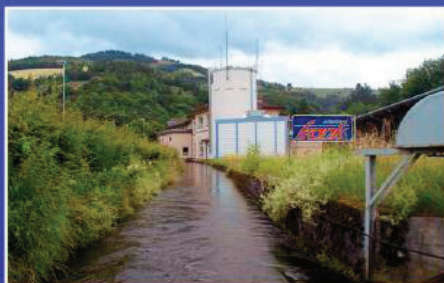
Was kann ich tun?
Atomstrom weg sparen?



Stromsparberatungen, Stromsparbroschüre, Stromsparwettbewerbe

シェーナウ電力会社(組合)

Reaktivierung alter Wasserkraftwerke
Förderung von Kraft-Wärme-Kopplung
Initiierung von Solar-Gemeinschaftsanlagen



Förderung an KWR:
Faire Vergütung

シェーナウ電力会社(組合)

Erster Bürgerentscheid zur Übernahme des Stromnetzes in Schönau



Soll der Gemeinderatsbeschluss vom 8. Juli 1991 über den Konzessionsvertrag mit den KWR aufgehoben und das Angebot der Netzkauf angenommen werden?

Reduktion des Konz.-V. von 20 auf 14 J. vorzeitig erhöhte Konz.-Gebühr.

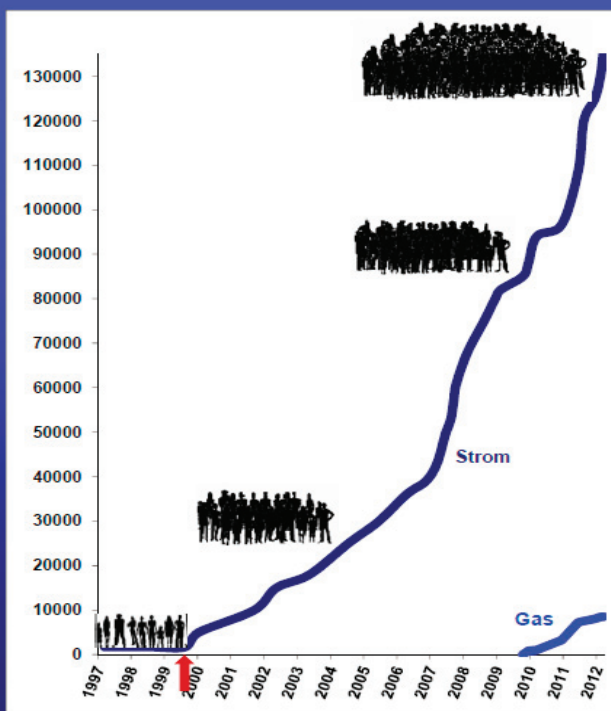
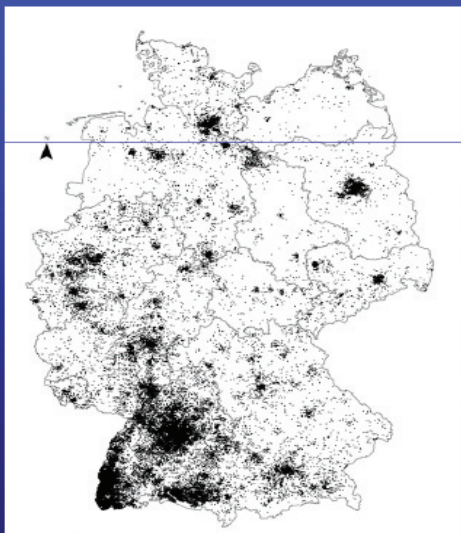
Netzkauf: 300 Bürger, 4 x 100,-DM/ Jahr – entweder Umwandlung in Beteiligungskapital oder Geld verloren

56 % Ja 44% Nein

シェーナウ電力会社(組合)

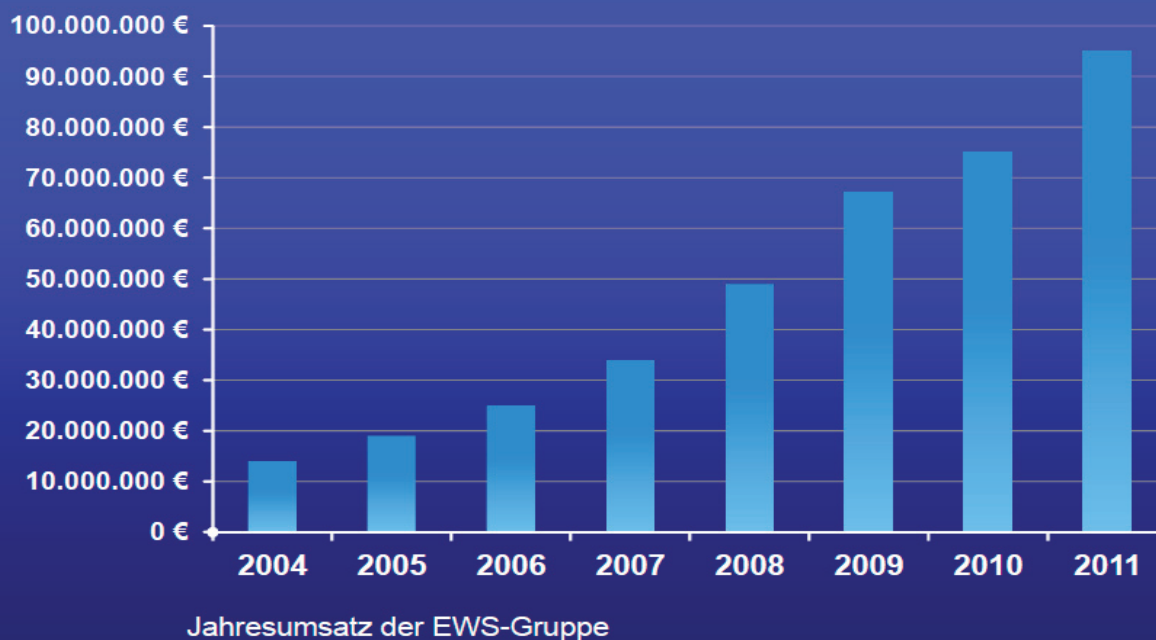
Ein stetig wachsender Kreis von Mitstreitern:

private Stromkunden, Gewerbe, Industrie, Kirchengemeinden, Bürger-Initiativen, Kommunen, Umweltschutzorganisationen, Energiegenossenschaften,



シェーナウ電力会社(組合)

Wirtschaftliche Entwicklung



シェーナウ電力会社(組合)

Ursula Sladek wird mit dem
Goldman Environmental Prize
ausgezeichnet, dem „grünen Nobelpreis“



ドイツ調査から得られた示唆

- 事業組織形態としての「組合」の可能性
 - 民間企業でもなく、公共事業でもない、市民主体の住民参加型事業
 - 「エネルギー公社」の重要性
- 地域金融機関の重要性
 - 再エネを中心とする持続可能な発展を支える資金調達手法とリスク管理手法の開発
 - 経済性と社会性・エコロジー性の両立を目指すGLS銀行(組合)の存在

参考文献

- 神奈川県地方税制等研究会(2013), 「再生可能エネルギー普及促進のための税制措置に関する報告書—分散型・地域密着型のエネルギーシステムの構築に向けて—」.
- 自動車関係税制に関する研究会(2010), 「自動車税制に関する研究会報告書」平成22年9月
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu03_01000001.html).
- 諸富徹(2009), 「低炭素社会と自動車関連税のあり方—EUおよびドイツの動向を中心に—」『地方財政』第48巻第12号, 4-13頁.
- 諸富徹「『エネルギー自治』による地方自治の涵養—長野県飯田市の事例を踏まえて—」『地方自治』2013年5月号(No.786), pp.2-29.
- 諸富徹「エネルギー自治と経済・産業構造ビジョン」『季刊 政策・経営研究』2012年Vol.3(No.23), pp.11-32.

はじめに

○オランダ国王議会演説：「20世紀後半の福祉国家は持続不可能」「福祉国家はゆっくりと、しかし確実に『参加社会』へ変化している。可能な者は自分や周りの人々の生活の責任を担うことが求められている」（2013年9月17日政府予算案提出に際しての議会演説）

⇒60億ユーロ（約8千億円）の追加緊縮策、社会保障がターゲットに

○社会保障支出肥大化への対応⇒福祉の分権化

○2007年よりWMO(社会支援法)の導入

○WMO（社会支援法）導入に至った経緯、財政運営の変化、自治体の対応

⇔cf. 若者の自立支援

1. オランダの概況

○国土構造 41,526 km²（九州とほぼ同じ）

- ・ポルダー（Polder）海面よりも低い干拓地。オランダ国土の4割程度を占める。
- ・ポルダーの周囲は、堤防（Dike）が構築。何重にも水路をめぐらせ、土地の水をダイクの外に汲み上げることで、水の危険から守る

○人口等 1659.2万人 高齢化率 約15%

○GDP 7731.2億ドル 1人当たりGDP（2012年）46,142.39USドル（世界14位）
（日本 46,735.72ドル（世界13位））

○主要産業 石油精製、化学、電気、食品加工、天然ガス

○地方制度 分権的統一国家（Decentralied Unitary State）

三層制 国（Rijk）—12州(Province)—415自治体(Gemeente）（2012年）

Cf. 1950年1015市町村、1995年633市町村

・進行する基礎自治体合併（ヨーロッパで唯一、毎年市町村数が減少）

（G4：4大都市） アムステルダム 755,269人、ロッテルダム 582,736人
デン・ハーグ 478,948人、ユトレヒト 296,305人

州・自治体の事務：自治権を行使して行う固有事務、

国と州ないし自治体が一体的に実施する事務(国からの委任)

州：環境、治水、交通関係などを担当

基礎自治体

- ・ 首長：州知事と議会との協議を経て推薦を受け、勅命により任命。
人口 1 万人以内の範囲で他自治体の首長と兼任可能
- ・ 理事会：市長と複数の副市長から構成。副市長は議会から議席数に応じて選出
副市長は各セクションの責任者としての役割を果たす

⇒予算配分において大規模な組換予算の行使が難しいという側面

自治体に裁量性のある主要な行政分野

- ・ 交通、福祉/ソーシャルサポート、公共空間の管理、文化
- ・ 社会福祉分野については、州は基本的に役割を負わず、自治体はその機能を担う
- ・ 医療における施設整備については州政府も一定の役割を担う

○オランダにおける合意形成

- ・ 1982 年 ワッセナー合意（政労使）：ワークシェアリングと賃金引上げ抑制
- ・ 雇用確保を最優先し、自主的な賃金抑制に合意。公共支出抑制、減税、労働時間の削減
- ・ 合意を受けて、1980～90 年代に「社会保障改革」と「雇用の柔軟性」にむけた改革を実施し、失業率の低下と経済成長を遂げた。（⇒オランダの奇跡）

2. オランダの自治体財政

○政府部門における歳入・歳出構造

- ・ 政府支出の対 GDP 比は 45～55% 台で推移
- ・ 租税収入が全体の 5 割程度、社会保険料収入が 35% 程度
- ・ 歳出に占める社会保障給付の割合が最も高く、全体の 3 割以上を占める。
- ・ EU の安定・成長協定（「財政赤字を GDP 比 3.0% 以内に抑える」）達成に向けて、負担増か給付減が必要

○租税制度

税収の 94% は国税であり、地方政府は税と課徴金を合わせて、州と自治体それぞれに 3% 程度配分されている。

国税：所得税、法人税、付加価値税、環境税など

州税：自動車税

自治体：固定資産税、犬税、旅行者税等

⇒中央政府が所得再分配機能の手段として、租税を集中的にコントロールすることを重視（財務省）

法定外税は一切認められていない。

受益者負担という発想で課すものもあるが、受益に見合う負担額ではない。

○料金収入

- ・ 受益者負担：収入は、彼らが徴収される目的のためにのみ使用される
- ・ 料金収入は、コスト回収を超えてはならない
- ・ 下水道料金、ごみ処理、清掃料金など
- ・ 手数料（パスポート、運転免許証、許可証）
公共サービスからの料金収入(博物館、スポーツ施設、キャンプなど)
資産や株式からの収益（テナント料、利息、配当金など）

○財政調整制度としての自治体基金(Gemeentefonds)

- ・ 自治体の主な収入：地方税・料金等、特定補助金、自治体基金、地方債
- ・ 特定補助金の整理・統廃合、自治体基金を通じた財源保障と財政調整

Gemeentefonds

2011年にはおよそ € 17.9 十億ユーロ

自治体基金の総額と配分方式は財務省と内務省の調整を通じて決定される。

特定目的とリンクしておらず、自治体は用途を独自で決めることができる。

毎年交付される自治体基金の総額は、国の一般会計の規模とリンクしており、同じ割合で上下する。

○自治体基金に関する規定

地方財政調整法第2条

「国の政策変更により自治体の事務が変わる場合には、国は自治体の財政への影響について示さなくてはならない。」

「国は、自治体が考慮すべき財政への影響額に対し、財源調達方法を特定しなくてはならない。」

1995年以降の基準ルール(マクロベース)

“ともに階段を上り下りする ‘ 市町村基金の規模は国の歳出規模とリンクする
(経験に基づくルール：政府支出の増分の17%が、自治体基金に配分される。逆に政府支出の削減分の17%が自治体基金総額の削減額となる。)

・リーマンショック後、2009年～2011年については、異なる規定が設けられたが、2012年にルールはもとに戻った。

1997年以降の配分ルール (ミクロベース)

全ての市町村が同等のサービスを同様の費用負担で供給することを前提とする。

配分に当たって考慮する3つのポイント

各地域の機能と役割

社会構造（構造的特性）

個々の自治体の課税力

- ・客観的指標に基づく配分
- ・4大都市が総額の25%程度の配分を受けている
- ・内務省による定期的なメンテナンス・レポート (POR)
 - 一例としては、社会支援法 WMO に関する配分モデルの見直し算定の複雑さについて議論されたが、他の方法は？
 - 分権化に対応した配分モデルとはどのようなものか？

○特定目的補助金

- ・法により規定されており、近年、自治体歳入の34%程度を占めている
- ・国が規模を決定。
- ・個々の自治体の歳入との見合いで交付されるものではなく、自治体基金総額との見合いによるものでもない。
- ・その時々により配分額は不均一であり、一回限りないし一時的な支出として交付されることもある。また、当初予算における費用の見積もりが不十分だった場合、後から追加的な補助金として交付されるケースもある。
- ・自治体への配分額が大きい補助金
 - ⇒福祉と就労の支援のための補助、初等教育人件費、公共交通機関の人件費、大都市における社会救済など
- ・補助金の整理統廃合
 - この10年で特定補助金の大幅な削減が進行し、1985年には400種類あった補助金は100程度にまで整理された。
 - 政府のプログラム：より少ない規制と行政負担の削減、大枠でのコントロール
 - 更なる特定補助金の整理統廃合：最多でも25種類+12種類の統合補助金へ

3. オランダの医療・介護保険制度と福祉の分権化

○VWZ と AWBZ

- ・短期医療・ケアの保険 (VWZ) と長期ケアの保険 (AWBZ)
 - いずれも公的社会保険制度として機能している。
 - ・1995年に改革が行われ、AWBZが担っていたケアのうち、短期的ケアについてはVWZへ移行されることとなった。VWZはサービス内容と保険料を比較し、利用者が自由に選択できる制度。AWBZは地域保険で、居住地ごとに保険加入を義務付け。
 - いずれも社会保障基金が対応

○肥大化する支出とその抑制策

- ・高齢化率の上昇と、施設介護利用者の増大から、AWBZの歳出は肥大化
- ・要介護度に応じて、施設入所を抑制（施設入所や、施設でのデイサービス利用に際して、要介護度の高い利用者に制限する制度改正を実施）

・施設から在宅へ。介護サービス利用の前に、近隣で助け合う仕組みの導入へ

○WMO の導入とその後の展開

2006 年 7 月にWMO（Wet Maatschappelijke Ondersteuning：社会支援法）が制定

2007 年 1 月施行

- ・生活や健康管理における個人責任の強調
- ・社会のすべての側面へのすべての市民の参加
- ・地方のことは地方の方針によって行う

⇒社会保障基金が担っていた介護のうち、在宅での住宅改修や車いす等の整備について、自治体に移譲

⇒2014 年度より、在宅介護サービスそのものについて、自治体に移譲する動き

4. AWBZ から WMO への転換に伴う財源保障と自治体の対応

- ・2007 年：自治体基金には 17 億ユーロが上乘せされた。
- ・その後の自治体の財政需要算定に際しては、75 歳以上高齢者数、福祉サービスの単価の上昇（インフレ等）を勘案した算定が模索
- ・自治体からは増大する需要増に見合った保障がないとの指摘
- ・race to the bottom を生まないか？
- ・「やれる範囲でやれることをやる」（ライデン市）
- ・福祉のプラットフォームを作り、連携を図る（ボクステル市）
- ・介護施設を高齢者住宅に切り替える民間非営利団体の動向

5. 小括

○オランダでは手厚い福祉を維持することが財政運営上困難になっている。

○EU 3%条約の関係から、債務を拡大して対応することも困難な中、効率的、効果的な福祉サービスの供給体制の構築が模索されている。

○こうしたなかで、介護（ケア）については、自己責任と参加が求められることとなり、分権化を通じて、自治体による対応が求められることとなった。

○しかしながら、十分な財源保障が行われているとはいえ、財源が削減される状況下で、の対応が求められている。

○自治体の予算編成においては、自治体基金の基準財政需要額の算定結果が一つの参考指標とされている。オランダでは市長は国からの任命を建前としており、個々の政策については議会の議席数に応じて選ばれた副市長と、その集合体からなる理事会が決定する。そのためトップダウンによる大胆なゼロベース予算を組むことは難しく、合意形成過程における副市長の役割が大きい。

○生産者、消費者、住民など多様な立場から政治に働きかける団体が存在し、その調整と協議の中で、政策が決定されている社会において、地域で負担と給付の仕組みを構築できるかどうか課題。

オランダにおける福祉の分権化と税財政 (資料)

沼尾波子(日本大学)

1

事例: ボクステル市 St.Ursla (旧ウルスラ修道院をコミュニティ・プラットホームへ)



ボクステル市 (Gemeente Boxtel)
北ブラバント州の自治体
人口3万人。面積471km²



福祉の分権化の流れを受けて、
地域で乳幼児から高齢者まで、
幅広い見守りとケアを支える
仕組みづくりの必要性があるとして、
プラットホーム施設を立ち上げ。

事例：ボクステル市 St.Ursula（旧ウルスラ修道院をコミュニティ・プラットホームへ）



地域での暮らしに関する総合プラットホーム
（2012年8月～）

- 医療、福祉（ケア）、文化等、幅広い役割
- 行政＋民間非営利団体で運営
- 各団体には専従スタッフ
（専門性を持った職員）＋ボランティア
- 入所団体については、行政が明確な基準を
設けて選定。
- 同じ専門性をもつ団体を複数入れることは
しない。
- 個人や家族に横たわる複合的な課題に
についてもチームを組んで、柔軟に対応。



総合受付

- 10の非営利団体が現在事務所を
設置
- 全国的に活動を展開する団体、
この地域だけで活動する団体
- 総合窓口では、まず職員が話を聞
き、ケースごとに対応を検討。
- 問題の深刻さ、内容等によって、
様々な打合せスペースを設置

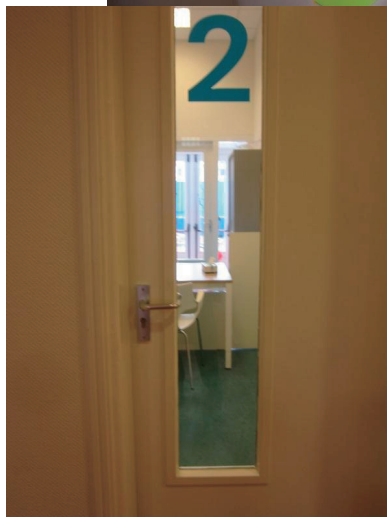
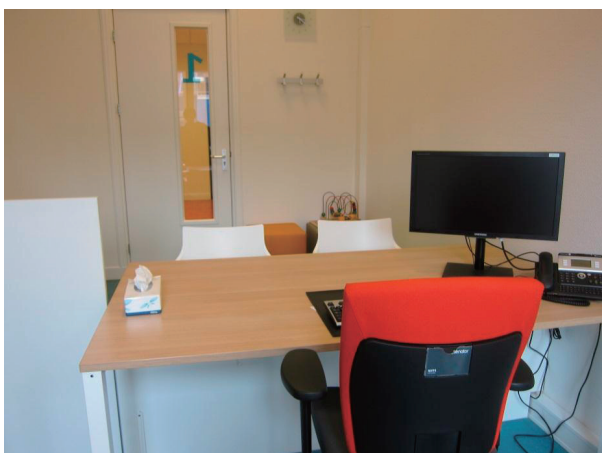
気軽に談話出来るスペース



小さい子ども連れなど



出入り口が二つ配置された個室



非営利団体職員、ボランティア出勤状況の把握と連絡手段としての携帯電話



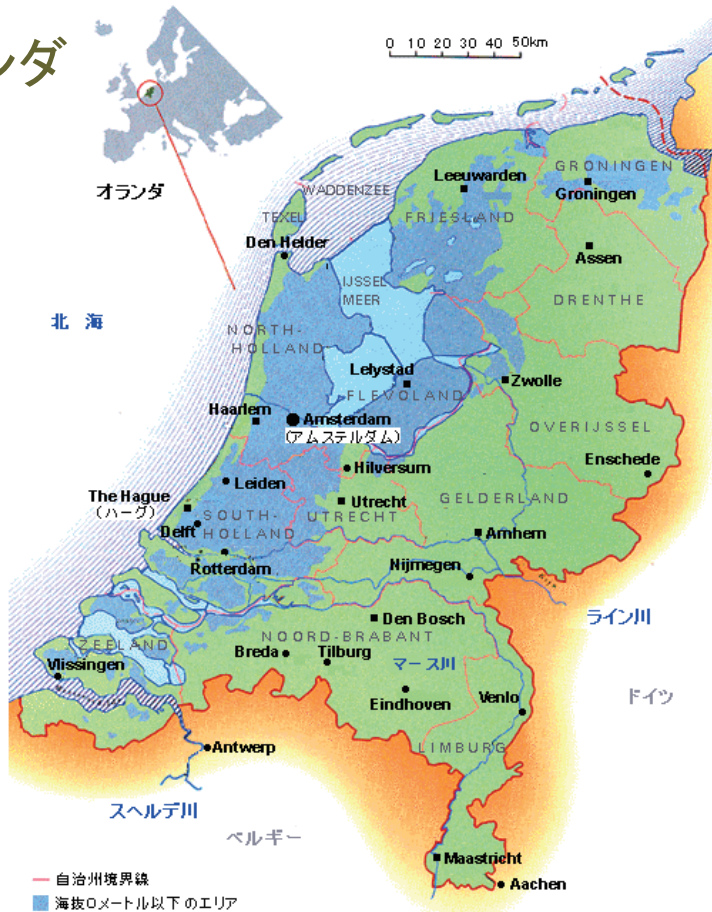
各団体
用メール
ボックス



自治体(役所本庁舎)と現場の
連絡のためのファックス



オランダ



○人口 1659.2万人
○面積 41,526km²
(九州とほぼ同じ)

- ・面積の約4割が海拔0m以下
- ・最も標高が高いリンブルフ州でも300m程度

- ・医療、福祉サービス供給における地域格差は少ない
- ・専門病院を分散立地させ、地域特性を出している

出典:

http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_No=14-05-08-02

7

州別人口(2012年)

州名	州都	
Groningen(フローニンゲン)	Groningen	575,234人
Friesland(フリースラント)	Leeuwarden(レーワルデン)	642,998人
Drenthe(ドレンテ)	Assen(アッセン)	483,173人
北部		
Overijssel(オーフェルエイセル)	Zwolle(スウヴォレ)	1,109,250人
Flevoland(フレボラント)	Lelystad(レーリスタット)	365,301人
Gelderland(ヘルダーラント)	Arnhem(アーネム)	1,970,865人
東部		
Utrecht(ユトレヒト)	Utrecht	1,171,356人
Noord-Holland(ノールト・ホラント)	Haarlem(ハーレム)	2,595,294人
Zuid-Holland(ザイト・ホラント)	Den Haag	3,452,323人
西部		
Zeeland(ゼーラント)	Middelburg(ミッテルブルフ)	380,186人
南西部		
Noord-Brabant(ノールト・ブラバント)	's-Hertogenbosch(セルトヘンボス)	2,415,945人
Limburg(リンブルフ)	Maastricht(マーストリヒト)	1,135,962人
南部		
計		16,297,887人

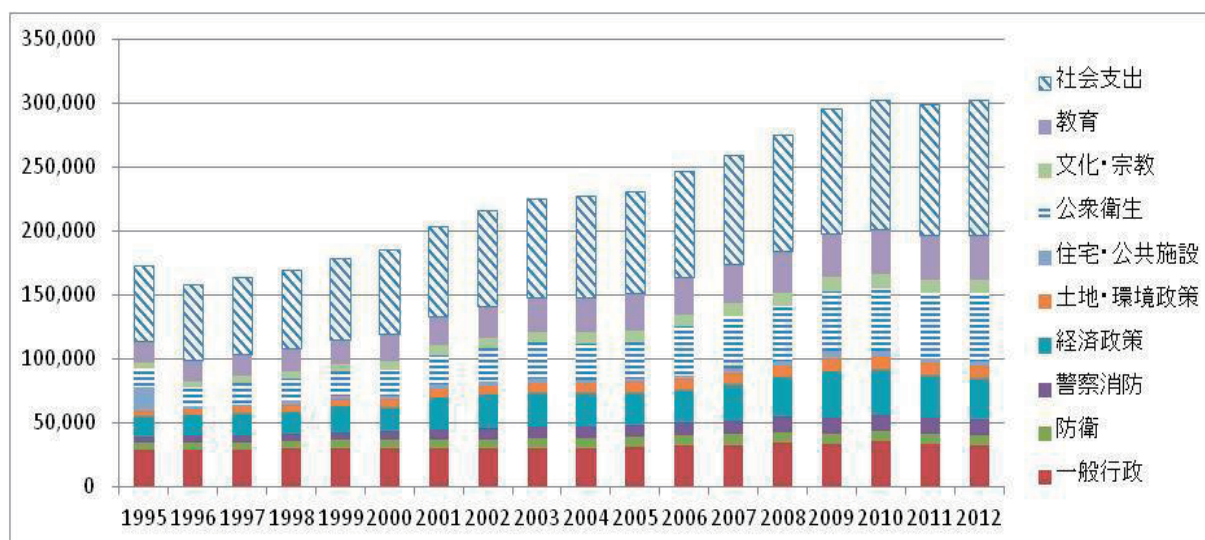
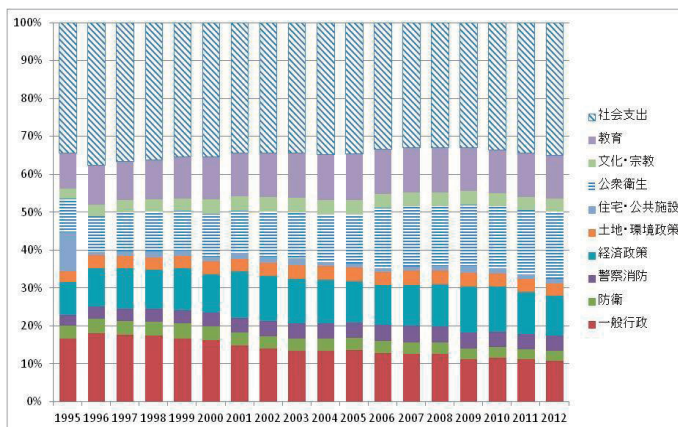
Cf. 基礎自治体の役割 道路の維持管理・街灯管理



基礎自治体の役割: 公園整備・樹木管理・ごみ収集



政府部門の歳出



11

2012年度政府歳出(百万ユーロ)

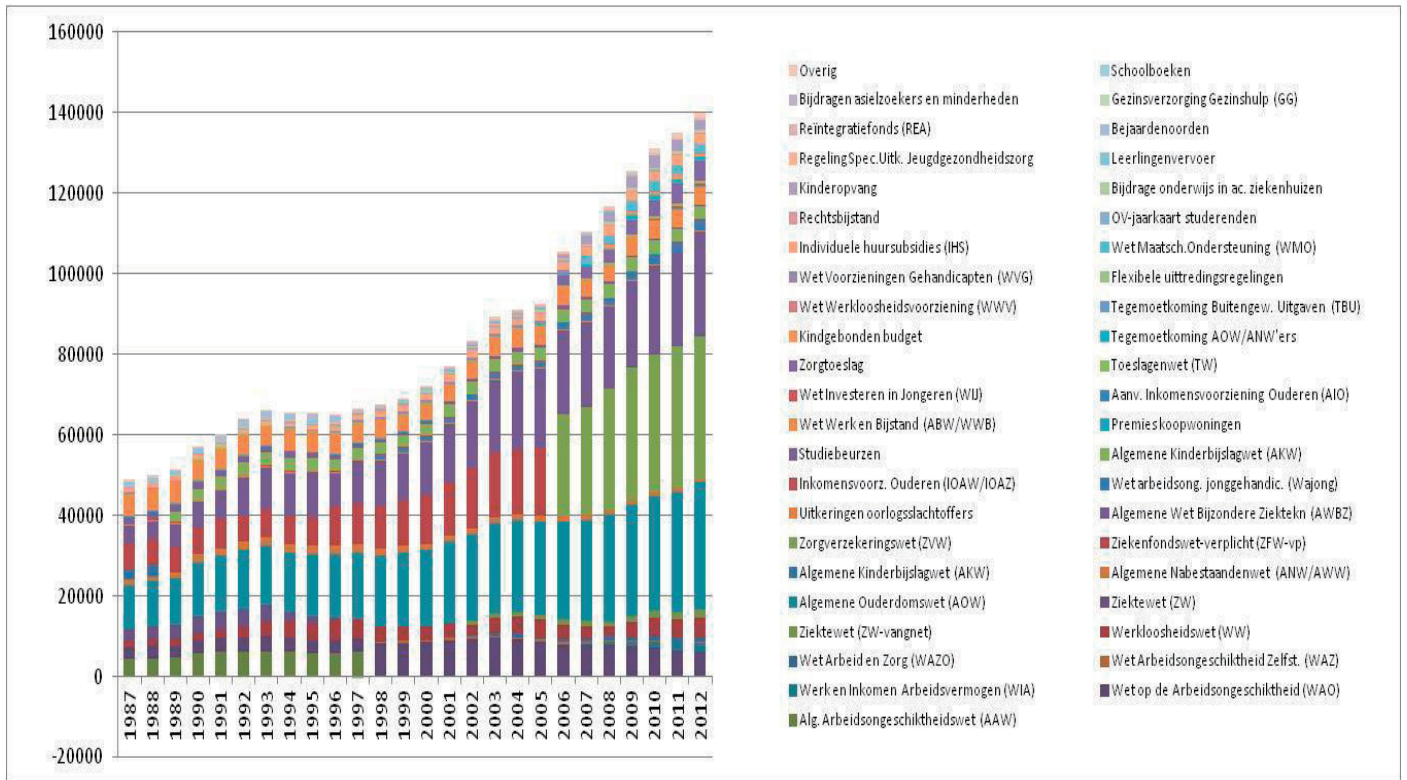
外交	10,774	4.6%
法務	11,467	4.9%
内務	5,028	2.1%
教育	34,169	14.5%
公債費	60,820	25.7%
財政	11,363	4.8%
防衛	8,067	3.4%
インフラ・環境	10,504	4.4%
経済政策	4,854	2.1%
社会、雇用労働	31,898	13.5%
文化福祉スポーツ	18,814	8.0%
自治体基金	18,501	7.8%
州基金	1,686	0.7%
インフラ基金	7,599	3.2%
その他	846	0.4%

- 自治体基金は約8%程度
- 公債費が25%を占める

12

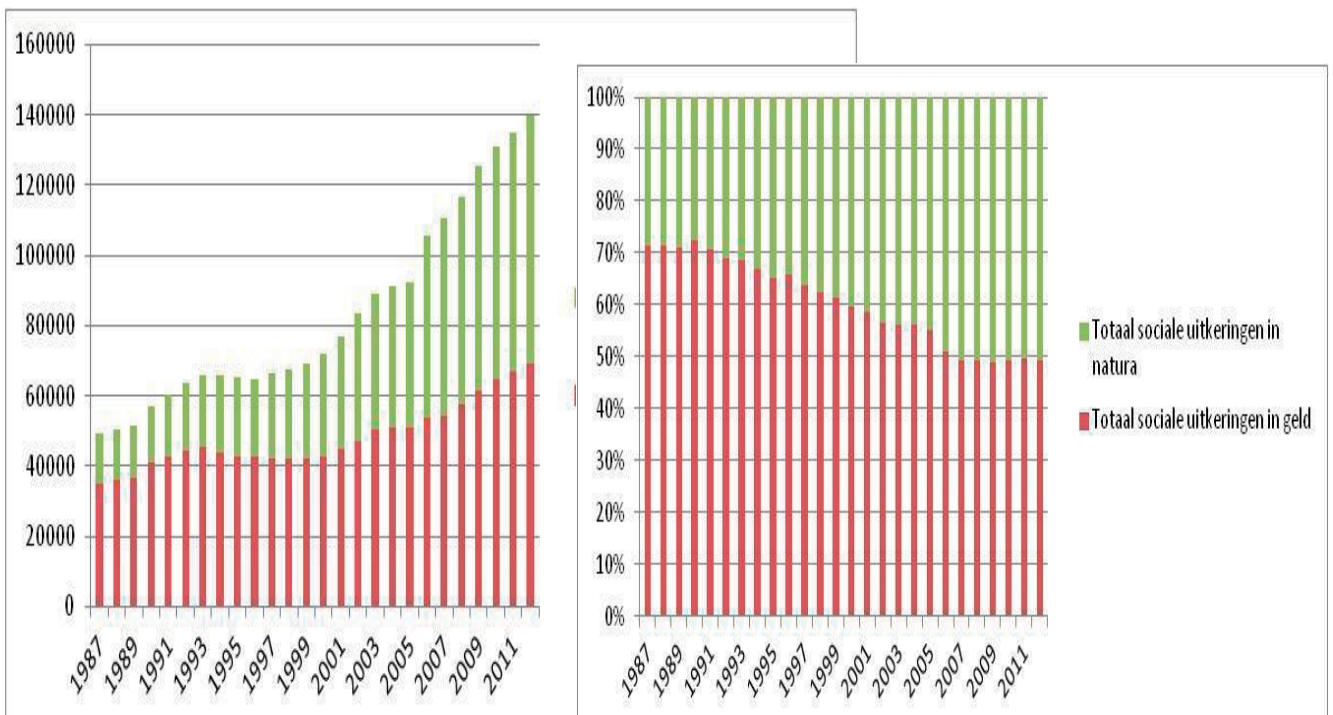
社会保障給付費の推移 (年金、医療、介護支出の肥大化)

百万ユーロ



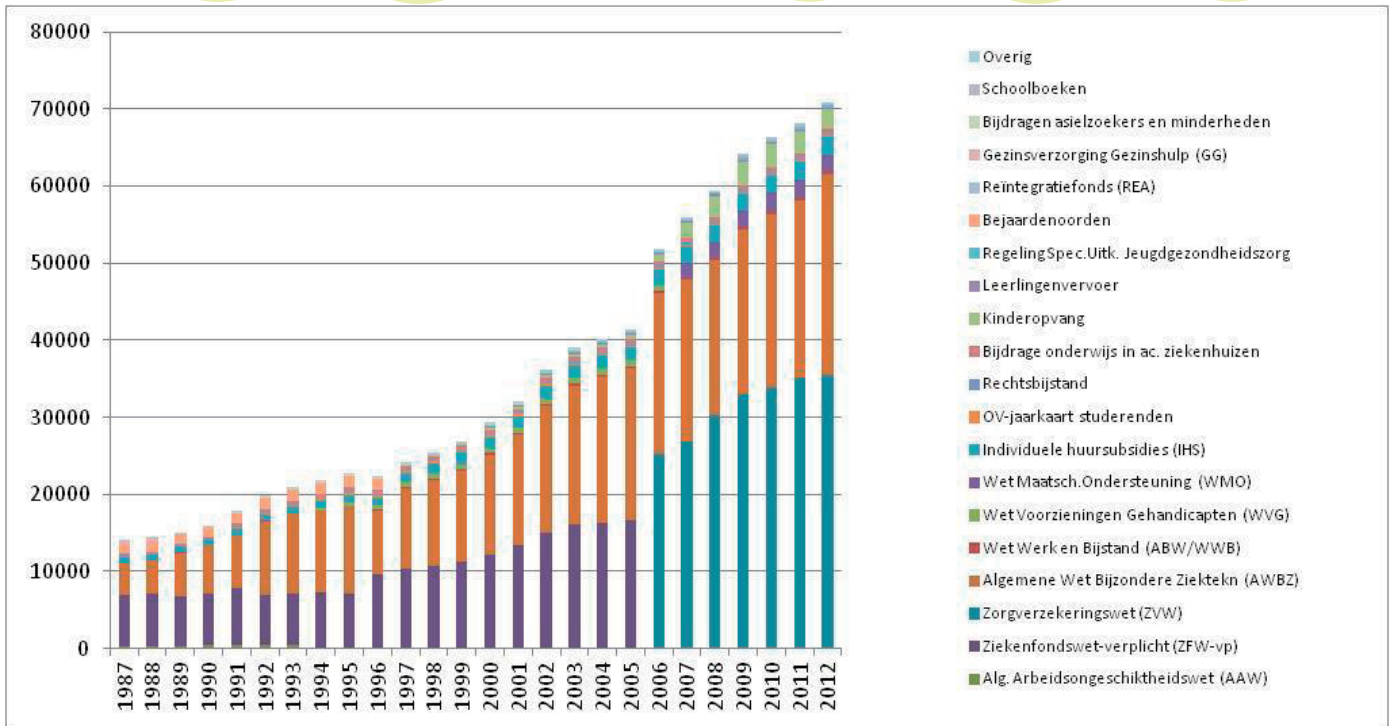
現金給付に比べて現物給付の伸びが 大きい

(百万ユーロ)



現物給付にかかる支出の推移

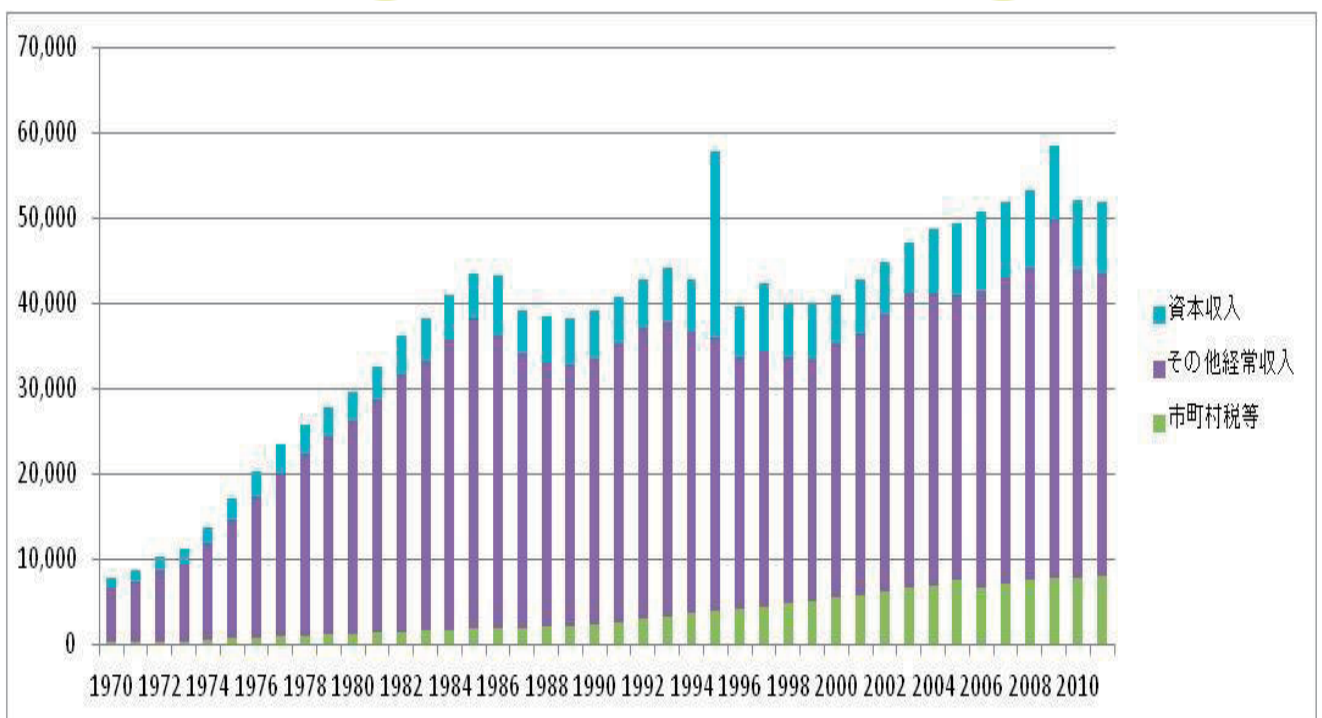
(百万ユーロ)



15

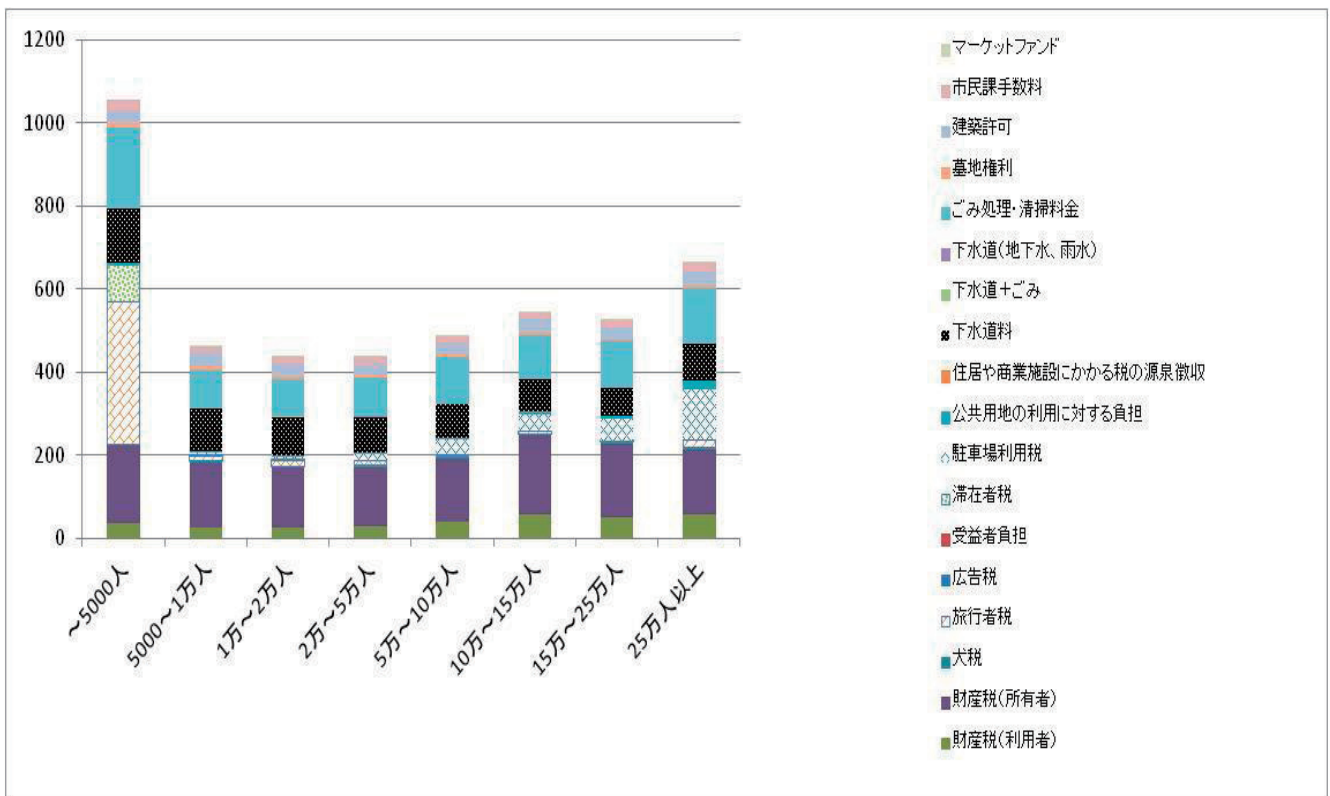
自治体の歳入の推移

(百万ユーロ)



16

自治体の規模別にみた 1人当たり市町村税等の負担額(2012)



ご清聴ありがとうございました。



法人課税の諸潮流に関する覚書～EU とアメリカの議論を中心に

関口 智 (立教大学経済学部)

1. アメリカ州法人税：多様性

(1) 課税単位

- ①単体法人の単独申告 (→日本の法人課税の中心)
- ②法人グループでの合算申告¹ (州によっては強制²)
 - ※合算範囲は原則として合算の要件³を満たす全法人
 - 合算する法人の範囲は州で相違
 - (例) 連結子会社、全アメリカ法人、外国法人含む全法人等
 - ※国内ユニタリー課税：アメリカ国内企業のみへの課税。
 - 全世界ユニタリー課税：外国法人を含む全法人への課税。

(2) 州法人所得税の算定構造【図1】

- ※個別配分が可能な項目は配賦対象外 (⇔分割基準)
- 企業は活動州で活動州の課税ベースを州ごとに算定し、活動州それぞれに納税する。
- 配賦基準で各州の課税ベースを割り当てているものではない (⇔分割基準)。

(3) 州内所得の算定と州外所得 (含む国外所得) の取り扱い

- ①州内所得の判定
 - 州内での事業活動か否かの判定 (Nexus⁴)：当該州への事業登録や納税の義務
- ②州内所得への配賦対象事業所得：国内所得のみか国外所得を合算するか
 - 国内法人のみの所得に限定する方式 (水際方式) と全世界所得課税方式
 - ※国際課税でのテリトリアル課税と全世界所得課税に類似

(4) 配賦基準について

- ①3要素方式
 - 100%超になることもある。
 - 3要素内部について業種別特例がある。
 - ※法人所得の州間配賦は原則として1法人に適用
 - ※合算申告の場合は、法人グループの所得を合算し、配賦基準により個々の法人に配賦し、個別法人の課税所得額を算出

②なぜ3要素なのか？

1) Adams(1918)

→経験則として、資産と給与を要素として純所得 (付加価値) の分割を勧告。

1 法人グループの所得を合算し、配賦基準により個々の法人に配賦し、個別法人の課税所得額を算出する方式。なお、連邦税の連結納税申告がそのまま州の合算申告になるものではない。

2 合算所得は、原則として、内部未実現利益を調整し、内部損益を消去した後の所得 (連結納税と同様)。

3 支配の共通性、事業の一体性、経営資源の共有。

4 法人の事業活動と州とのつながり。

→「より科学的に解決されるべきだが、重要なことは統一してルールを定めること。」背景：州法人所得税は 1911 年にウィスコンシン州で初めて導入。その後、各州も州法人所得税を導入するが、分割の要素は大きく相違。

2) NTA (1952) 【表 1】

→3 要素が所得を生み出す 7 つの事業活動の機能を適切に反映している。

②各州の方式【表 2】2008 年時点

※さらに繰越欠損金利用に関しても州ごとに多様性

③法人所得の配賦基準への学者の見解

Muclure(2004)：原産地基準の付加価値又は付加価値－賃金が望ましい。

Avi-Yonah (2012)：売上が望ましい（給与と資産は納税者の恣意的操作可能）。

(5) 動向

①カリフォルニア州

合算申告を強制

合算対象は原則として合算の要件⁵を満たす全法人（外国法人含む）⁶

配賦基準にスローバックルール⁷

↓

2011 年改正：配賦基準に単一売上方式を加え、選択可能に変更

②ミシガン州

→徐々に売上要素のみにシフトし、現在も売上要素のみ。

2. EU 域内法人税：調和化の試み

(1) 背景

移転価格算定が煩雑、繰越欠損金の利用、IFRS 導入等【表 3】

(2) EU 共通連結法人所得の算定【表 4】

①共通法人課税ベース（連結なし）と共通連結法人課税ベースで比較

※強制ではなく企業による選択（EU27 カ国の基準に加えた、28 個目の基準）。

※多国籍企業にのみ適用

(採用理由)

- ・相対的に雇用への影響が良い。
- ・適用が EU 内の多国籍企業のみで済む（EU 内の全企業ではない）。

②算定方法

1) グループ企業の各国個別企業：共通法人課税ベースの規則に基づいて個別所得を算定

⁵ 支配の共通性、事業の一体性、経営資源の共有。

⁶ 1988 年以降は、アメリカ国内法人の所得に適用を限定する水際（Water-Edge）方式も選択可能。ただし、一度選択すると 7 年間拘束。

⁷ 配賦基準の分子となる売上の帰属は、通常は出荷「先」（仕向地）が所属する州だが、州法人税の納税義務のない州や外国への売上を、出荷「元」（販売地）である州に帰属させる規定。

2) 連結：各国個別企業の個別所得をグループ企業の連結所得に統合（内部取引等の除去）

↓※配賦基準の統一

3) 配賦基準により各国に課税所得を配賦（各国の税率による課税）

※納税は1カ国のみで行うワンストップ。

(3) 域内所得と域外所得

- ・法人所得の域内配賦は法人間に適用
- ・EU 多国籍企業のみ選択適用（EU 域外企業や一国内の企業には適用なし）。
→域内（テリトリアル）課税か域外（全世界）課税か

(4) 配賦基準

①統一した配賦基準

$$A社への配賦額 = \left[\frac{1}{3} \times \frac{A社売上}{グループ売上} + \frac{1}{3} \times \left[\frac{1}{2} \times \frac{A社支払給与額}{グループ支払給与額} + \frac{1}{2} \times \frac{A社従業員数}{グループ従業員数} \right] + \frac{1}{3} \times \frac{A社資産}{グループ資産} \right] \times \text{連結課税ベース}$$

→配賦基準内部の業種別基準【表5】

②提案実施による現行制度からの課税ベースの変化

1) 6つの配賦基準の検討

		1【採用】	2	3	4	5	6
売上要素		1/3	1/3	1/3 (出荷元)	1/3 (出荷元)	—	—
労働要素	給与額	1/6	1/3	1/6	1/3	1/4	1/2
	従業員数	1/6	—	1/6	—	1/4	—
資産要素		1/3	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2

(資料) European Commission (2011b)の記述を元に作成。

2) 産業グループと金融グループ（サンプル企業）【表6】【表7】

3) 全産業（推計）【表8】

→無形資産と金融資産の多い国の反対？

(参考) 提案までの論点

- ・マクロ基準：各国の付加価値額
- ・ミクロ基準：個別企業レベル

→3要素、個別企業の付加価値、個別企業の付加価値－賃金・給与

(5) マクロ経済に与える影響

①EU全体【表9-1】

→課税ベースは現行法人税よりも縮小する（欠損金、減価償却方法）

(影響評価書の説明)

- ・マクロ経済への大部分は連結・定式配賦による法令遵守費用の低下→厚生が増加。
- ・損益通算により課税ベースが縮小するので、法人税率を引き上げる。しかし、連結に伴う正の限界収益の取り扱いと繰越制度の相違を考えると、資本コストへの影響は、自明ではない。

②EU 各国別【表 9-2】

(6) 小活

- ・強制ではなく企業による選択 (28 個目の基準)。
- ・EU 多国籍企業にのみ適用 (1 国内企業との相違が生じる)。
- ・EU 域内の所得に限定 (域外所得は現行→移転価格問題は残る)。
- ・配賦基準は 1 つ→政治的決定の事項 (WP047、WP060、WP061)
 ※無形資産や金融資産への配慮。金融機関の資産の内容。
- ・納税者は事務負担と損益通算でメリット。課税当局は税収シフトの可能性を懸念。

3. オバマ政権の法人所得課税の議論：国際課税を中心に

(1) 2010 年 8 月：「税制改革の選択肢に関する報告書⁸」中の法人税改革の「選択肢」

①現行の法人税の国際課税

→能動的所得 (法人所得・事業所得・労働所得などの稼得所得) への課税) は、領土システムと全世界システムとのハイブリッド。

→配当されれば全世界システム、留保されれば領土システム。両者の長短有り。

②米国企業の海外進出と国内雇用関係は、代替的な場合と補完的な場合の両方がある。

(2) 2012 年 2 月「企業課税改革のための大統領の枠組み」

→何を「選択」したのか。

① 法人税の課税ベースの侵食と高い法定税率 (連邦 35%) の関係

→課税ベースの侵食は、税務執行 (法令順守) 上の高コスト要因となっている。

→法人税率引き下げ (連邦 28%) と課税ベースの拡大 (租税特別措置の縮小)

② 国際課税：対内投資の促進

→法定税率を引き下げたうえで、国外所得 (留保部分) への「発生時」の最低税率課税 (国内配当時の外国税額控除付き) を行う。

※国外所得 (留保部分) の課税繰り延べにより、過剰な対外投資と過小な対内投資という非効率が生じているという問題意識⁹。

※領土主義 (国外所得免除) の選択をせず、移転価格の問題の激化を回避

4. 示唆

⁸ 3つの目標：租税制度の簡素化、納税者の法令順守コストの削減、法人税制改革

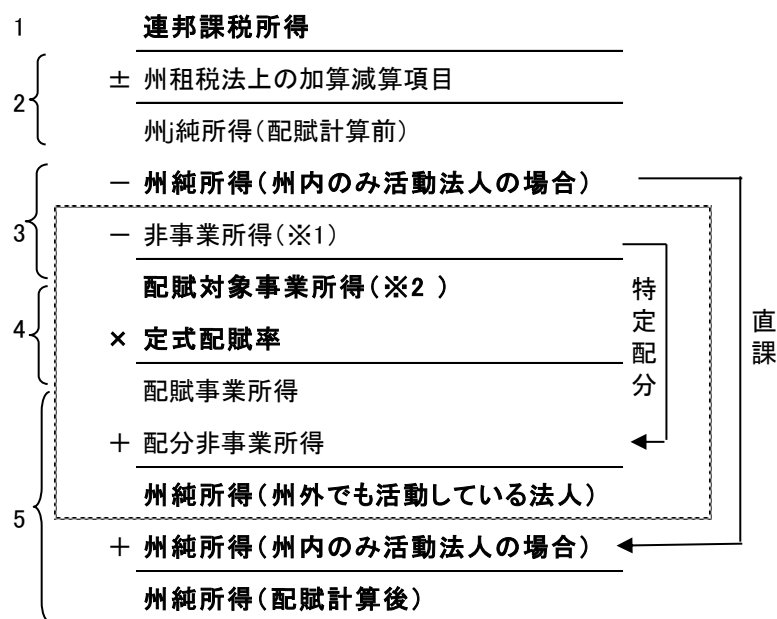
⁹ 「最低税 (minimum tax) は、「タックスヘイブンを報酬を与えるのをやめて、底辺への競争を抑制するというニーズ」と「国外で活動する際に生じる、アメリカ企業と他の企業との競争条件を同じにするという目標」とがバランスするようにデザインされる (p14)」。

法人課税の諸潮流に関する覚書～EU とアメリカの議論を中心に

関口 智 (立教大学経済学部)

1. アメリカ州法人税：多様性

【図1】州法人所得税の算定構造



(※1) 賃貸料・ロイヤリティー(動産・不動産)、キャピタルゲイン、利子収入、配当収入、特許権収入、著作権収入に限定。

(※2) カルフォルニアは国内源泉所得のみを合算する水際方式と全世界合算方式の選択

【表1】配賦基準の3要素と7つの機能との対応

	売上	資産	給与
販売活動	○	○	○
購買活動		○	○
棚卸資産		○	○
与信及び代金回収			○
運送		○	○
会計及び法務			○
一般管理			○

(資料) National Tax Association (1952), p.461.

【表 2】 各州での法人所得の配賦方式 (2008 年度)

STATE APPORTIONMENT OF CORPORATE INCOME
(Formulas for tax year 2008 -- as of January 1, 2008)

ALABAMA	3 Factor	NEBRASKA	Sales
ALASKA	3 Factor	NEVADA	No State Income Tax
ARIZONA (2)	75% Sales, 15% Property & Payroll	NEW HAMPSHIRE	Double wtd. Sales
ARKANSAS	Double wtd. sales	NEW JERSEY (1)	Double wtd. Sales
CALIFORNIA	Double wtd. sales	NEW MEXICO	Double wtd. sales/3 Factor
COLORADO	3 Factor/Sales & Property	NEW YORK (3)	Sales
CONNECTICUT	Double wtd. sales/Sales	NORTH CAROLINA	Double wtd. sales
DELAWARE	3 Factor	NORTH DAKOTA	3 Factor
FLORIDA	Double wtd. sales	OHIO	60% Sales, 20% Property & Payroll
GEORGIA	Sales	OKLAHOMA	3 Factor
HAWAII	3 Factor	OREGON	Sales
IDAHO	Double wtd. sales	PENNSYLVANIA	70% Sales, 15% Property & Payroll
ILLINOIS	Sales	RHODE ISLAND	3 Factor
INDIANA (3)	70% Sales, 15% Property & Payroll	SOUTH CAROLINA (4)	Double wtd. sales/Sales
IOWA	Sales	SOUTH DAKOTA	No State Income Tax
KANSAS	3 Factor	TENNESSEE	Double wtd. sales
KENTUCKY	Double wtd. sales	TEXAS	Sales
LOUISIANA	Sales	UTAH	3 Factor/Double wtd. sales
MAINE	Sales	VERMONT	Double wtd. sales
MARYLAND	Double wtd. sales/Sales	VIRGINIA	Double wtd. sales
MASSACHUSETTS	Double wtd. sales	WASHINGTON	No State Income Tax
MICHIGAN	Sales	WEST VIRGINIA	Double wtd. sales
MINNESOTA (3)	81% Sales, 9.5% Property & Payroll	WISCONSIN	Sales
MISSISSIPPI	Accounting/3 Factor	WYOMING	No State Income Tax
MISSOURI	3 Factor/sales	DIST. OF COLUMBIA	3 Factor
MONTANA	3 Factor		

Source: Compiled by FTA from various sources.

Note: The formulas listed are for general manufacturing businesses. Some industries have special formula different than those reported. A slash separating two formula's indicate taxpayer option.

(1) 3-factor formula is used for corporations not subject to the corporation business franchise tax.

(2) Corporations using this formula must release financial data to the Legislative Budget Committee, otherwise use double weighted sales.

(3) State is phasing in a single sales factor. Weightings will change each year until 100% sales factor in 2011 for Indiana, and 2013 for Minnesota.

(資料) New York State University Institute(2009).Appendix D.

2. EU 域内法人税：調和化の試み

【表3-1】子会社設立による税務執行時間とコスト

大規模親会社						
項目	現行		共通連結法人課税ベース(CCCTB)			
	時間	費用	時間	変化率	費用	変化率
法人課税目的の記帳	5,261	3,740.60	3,592	-31.73%	5,708.94	52.62%
移転価格の文書化	22,255	36,165.74	0	-100.00%	0	-100.00%
法人税算定の準備	4,049	2,750.04	4,256	5.11%	4,761.47	73.14%
法人税の前払	907	965.56	2,450	170.18%	2,662.13	175.71%
法人税の申告と支払	1,080	1,131.27	3,085	185.73%	3,505.17	209.84%
法人税に関する課税当局との折衝	19,009	37,365.70	10,509	-44.71%	30,200.90	-19.17%
移転価格の相互承認プロセス	8,823	17,618.47	0	-100.00%	0	-100.00%
法人税の手続とルール(Clearances and rulings)	14,430	34,912.77	1,288	-91.08%	3,996.90	-88.55%
法人税のための学習と教育	10,000	5,220.08	1,469	-85.31%	2,104.33	-59.69%
その他の正式な税務執行	1,548	733.76	0	-100.00%	0	-100.00%
推定時間/費用:合計	87,362	140,603.97	26,649	-69.50%	52,939.85	-62.35%
推定費用(対取引額に占める比率:%)		0.23%			0.09%	
中規模親会社						
項目	現行		共通連結法人課税ベース			
	時間	費用	時間	変化率	費用	変化率
法人課税目的の記帳	5,147	3,653.23	3,178	-38.26%	4,490.57	22.92%
移転価格の文書化	19,962	30,192.40	0	-100.00%	0	-100.00%
法人税算定の準備	4,023	2,253.53	3,301	-17.94%	2,862.65	27.03%
法人税の前払	896	636.81	1,880	109.73%	1,497.66	135.18%
法人税の申告と支払	1,075	871.48	2,433	126.34%	2,427.03	178.50%
法人税に関する課税当局との折衝	18,686	32,968.18	10,675	-42.87%	24,889.54	-24.50%
移転価格の相互承認プロセス	8,609	17,076.44	0	-100.00%	0	-100.00%
法人税の手続とルール(Clearances and rulings)	13,893	34,175.02	1,266	-90.89%	3,958.48	-88.42%
法人税のための学習と教育	9,997	5,201.14	1,450	-85.49%	2,064.35	-60.31%
その他の正式な税務執行	1,459	677.86	0	-100.00%	0	-100.00%
推定時間/費用:合計	83,747	127,706.09	24,184	-71.12%	42,190.28	-66.96%
推定費用(対取引額に占める比率:%)		0.55%			0.18%	

(注) 時間は分、費用はユーロ。総投資フローの平均値。

(資料) European Commission (2011b), Table 6

【表3-2】現行制度から共通連結法人課税ベースへの変更に伴う税務執行時間の平均変化

	CCCTB
記帳	1%
移転価格の文書化	-4%
税額算定の準備	-5%
申告及び納税	-1%
課税当局との折衝	2%
相互承認プロセス	-1%
手続きとルールの遵守	-1%
学習と教育	0%
合計	-8%

(資料) European Commission (2011b), Table 5

【表4】EUでの共通法人課税ベースの最終検討案

	共通法人課税ベース	
	連結なし (CCTB)	連結あり (CCCTB)
任意適用		採用
強制適用		

(資料) European Commission (2011a)の記述を元に作成。

【表5】連結課税ベースの配賦方法

	配賦割合	原則	特例			
			金融機関	保険業	石油・ガス	海運・内陸水路運輸・空輸
売上要素	1/3	通常の事業活動により得られた収益。帰属は原則として商品やサービスの仕向地。	利子収入・手数料収入・コミッション収入及び証券収入の10%	既経過保険料・配分投資収益・最保険純利益・投資収入・手数料及びコミッションの10%	帰属は採掘・製造が行われる加盟国のグループ構成員。	グループ構成員の収益・費用その他の控除可能項目は、配賦方式によらず、各グループ構成員に帰属。
労働要素	給与額	雇用に対するすべての報酬(雇用主負担社会保険料等も含む)				
	従業員数	従業員の定義は各国の国内法に従う。				
資産要素	1/3	所有・賃貸・リースされている全有形固定資産。帰属は原則として経済的所有者。	金融資産価格の10%	金融資産価格の10%		

(資料) European Commission (2011a)の86条～101条を要約。

【表6】産業グループ(サンプル数750社)

		現行	共通連結法人課税ベース(CCCTB)					
			1【採用】	2	3	4	5	6
AT	オーストリア	4.7%	3.5%	3.5%	4.3%	4.3%	4.2%	4.2%
BE	ベルギー	5.0%	3.9%	3.8%	4.5%	4.4%	4.5%	4.4%
BG	ブルガリア	0.0%						
CY	キプロス	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
CZ	チェコ	0.2%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%
DE	ドイツ	18.3%	22.9%	24.5%	23.2%	24.8%	24.0%	26.5%
DK	デンマーク	6.5%	4.4%	4.0%	5.9%	5.5%	5.7%	5.1%
EE	エストニア	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
ES	スペイン	2.5%	4.4%	4.3%	2.7%	2.6%	2.7%	2.6%
FI	フィンランド	9.2%	6.1%	6.2%	8.4%	8.5%	8.5%	8.7%
FR	フランス	8.5%	10.5%	10.6%	8.0%	8.1%	7.8%	7.9%
GR	ギリシャ	0.8%	1.4%	1.6%	1.0%	1.3%	1.1%	1.4%
HU	ハンガリー	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
IE	アイルランド	3.8%	3.3%	3.7%	4.3%	4.7%	4.5%	5.0%
IT	イタリア	6.4%	8.9%	8.8%	6.8%	6.6%	6.8%	6.6%
LT	リトアニア	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
LU	ルクセンブルク	1.1%	0.6%	0.8%	0.8%	1.0%	0.8%	1.0%
LV	ラトビア	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
MT	マルタ	#VALUE!	0.0%	0.0%				
NL	オランダ	7.1%	3.8%	3.8%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%
PL	ポーランド	2.3%	2.1%	1.8%	2.2%	1.8%	2.1%	1.7%
PT	ポルトガル	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
RO	ルーマニア	0.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%
SE	スウェーデン	5.1%	5.0%	4.4%	6.4%	5.8%	6.2%	5.3%
SI	スロベニア	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
SK	スロバキア	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
UK	イギリス	16.3%	15.8%	14.9%	14.9%	14.1%	14.8%	13.6%
Total EU		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

配賦基準1:給与額1/6、従業員数1/6、資産額1/3、売上額(出荷先(仕向地)基準)1/3

配賦基準2:給与額1/3、資産額1/3、売上額(出荷先(仕向地)基準)1/3

配賦基準3:給与額1/6、従業員数1/6、資産額1/3、売上額(出荷元(販売地)基準)1/3

配賦基準4:給与額1/3、資産額1/3、売上額(出荷元(販売地)基準)1/3、

配賦基準5:給与額1/4、従業員数1/4、資産額1/2

配賦基準6:給与額1/2、資産額1/2

(資料)European Commission (2011b),TableA8より算定。

【表7】金融グループ(サンプル数2073社)

		現行	共通連結法人課税ベース(CCCTB)					
			1【採用】	2	3	4	5	6
AT	オーストリア	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
BE	ベルギー	7.8%	4.5%	4.7%	4.8%	4.9%	6.2%	6.4%
BG	ブルガリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
CY	キプロス							
CZ	チェコ	0.4%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
DE	ドイツ	13.6%	14.7%	14.2%	13.3%	12.8%	12.3%	11.5%
DK	デンマーク	4.0%	2.9%	2.9%	3.6%	3.6%	3.8%	3.8%
EE	エストニア	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
ES	スペイン	8.0%	6.9%	7.1%	6.8%	6.9%	6.6%	6.8%
FI	フィンランド	0.7%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
FR	フランス	7.8%	9.4%	9.0%	7.8%	7.4%	8.2%	7.7%
GR	ギリシャ	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
HU	ハンガリー	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	0.5%
IE	アイルランド	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%
IT	イタリア	5.2%	5.8%	5.9%	5.3%	5.5%	5.3%	5.5%
LT	リトアニア	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
LU	ルクセンブルク	0.7%	1.1%	1.0%	2.8%	2.7%	1.5%	1.4%
LV	ラトビア	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
MT	マルタ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
NL	オランダ	4.4%	5.8%	5.8%	5.9%	5.9%	7.0%	7.0%
PL	ポーランド	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
PT	ポルトガル	1.1%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%
RO	ルーマニア	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
SE	スウェーデン	9.0%	5.3%	5.1%	6.7%	6.6%	6.5%	6.2%
SI	スロベニア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
SK	スロバキア	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
UK	イギリス	34.8%	40.0%	40.8%	38.3%	39.0%	38.0%	39.1%
Total EU		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

配賦基準1: 給与額1/6、従業員数1/6、資産額1/3、売上額(出荷先(仕向地)基準)1/3

配賦基準2: 給与額1/3、資産額1/3、売上額(出荷先(仕向地)基準)1/3

配賦基準3: 給与額1/6、従業員数1/6、資産額1/3、売上額(出荷元(販売地)基準)1/3

配賦基準4: 給与額1/3、資産額1/3、売上額(出荷元(販売地)基準)1/3、

配賦基準5: 給与額1/4、従業員数1/4、資産額1/2

配賦基準6: 給与額1/2、資産額1/2

(資料) European Commission (2011b), Table A9より算定。

【表8】現行法人税の課税ベースと共通連結法人課税ベースの国家間の分配

国名	現行	共通連結法人課税ベース											
		配賦基準1【採用】		配賦基準2		配賦基準3		配賦基準4		配賦基準5		配賦基準6	
		変化	変化	変化	変化	変化	変化	変化	変化	変化	変化	変化	変化
AT オーストリア	4.00%	2.90%	-1.1	2.90%	-1.1	3.60%	-0.4	3.60%	-0.4	3.50%	-0.5	3.50%	-0.5
BE ベルギー	5.60%	3.90%	-1.7	3.90%	-1.7	4.40%	-1.2	4.40%	-1.2	4.80%	-0.9	4.70%	-0.9
BG ブルガリア	0.00%												
CY キプロス													
CZ チェコ	0.20%	0.40%	0.2	0.40%	0.2	0.30%	0.1	0.20%	0	0.30%	0.1	0.30%	0.1
DE ドイツ	16.70%	19.50%	2.8	20.40%	3.7	19.20%	2.5	20.10%	3.4	19.40%	4	20.70%	4
DK デンマーク	5.90%	3.90%	-2	3.60%	-2.3	5.20%	-0.7	4.90%	-1	5.10%	-1.2	4.70%	-1.2
EE エストニア	0.19%	0.20%	0.01	0.16%	-0.03	0.20%	0.01	0.20%	0.01	0.20%	0.01	0.20%	0.01
ES スペイン	3.40%	4.60%	1.2	4.60%	1.2	3.20%	-0.2	3.20%	-0.2	3.20%	-0.2	3.20%	-0.2
FI フィンランド	8.50%	5.50%	-3	5.60%	-2.9	7.50%	-1	7.60%	-0.9	7.60%	-0.7	7.80%	-0.7
FR フランス	8.30%	10.00%	1.7	9.90%	1.6	7.70%	-0.6	7.70%	-0.6	7.70%	-0.7	7.60%	-0.7
GR ギリシャ	0.70%	1.30%	0.6	1.40%	0.7	0.90%	0.2	1.10%	0.4	1.00%	0.6	1.30%	0.6
HU ハンガリー	0.60%	0.40%	-0.2	0.40%	-0.2	0.40%	-0.2	0.40%	-0.2	0.30%	-0.3	0.30%	-0.3
IE アイルランド	2.90%	2.50%	-0.4	2.70%	-0.2	3.20%	0.3	3.40%	0.5	3.30%	0.7	3.60%	0.7
IT イタリア	6.10%	7.90%	1.8	7.80%	1.7	6.20%	0.1	6.20%	0.1	6.20%	0.1	6.20%	0.1
LT リトアニア	0.10%	0.20%	0.1	0.20%	0.1	0.10%	0	0.20%	0.1	0.20%	0.1	0.20%	0.1
LU ルクセンブルク	1.00%												
LV ラトビア	0.00%	0.10%	0.1	0.10%	0.1	0.10%	0.1	0.10%	0.1	0.10%	0.1	0.10%	0.1
MT マルタ													
NL オランダ	6.40%	4.20%	-2.2	4.20%	-2.2	4.30%	-2.1	4.30%	-2.1	4.30%	-2.1	4.30%	-2.1
PL ポーランド	2.00%	1.80%	-0.2	1.50%	-0.5	1.80%	-0.2	1.60%	-0.4	1.80%	-0.6	1.40%	-0.6
PT ポルトガル	1.20%	1.20%	0	1.20%	0	1.20%	0	1.20%	0	1.20%	0	1.20%	0
RO ルーマニア	0.10%	0.30%	0.2	0.20%	0.1	0.10%	0	0.10%	0	0.20%	0	0.10%	0
SE スウェーデン	5.90%	4.90%	-1	4.40%	-1.5	6.30%	0.4	5.80%	-0.1	6.10%	-0.6	5.30%	-0.6
SI スロベニア	0.10%	0.10%	0	0.10%	0	0.10%	0	0.10%	0	0.10%	0	0.10%	0
SK スロバキア	0.00%	0.10%	0.1	0.10%	0.1	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0
UK イギリス	20.30%	20.50%	0.2	20.00%	-0.3	19.40%	-0.9	19.00%	-1.3	19.40%	-1.6	18.70%	-1.6
EU合計	100.00%	97.30%	-2.7	97.30%	-2.7	97.20%	-2.7	97.20%	-2.7	97.30%	-2.7	97.30%	-2.7

配賦基準1: 給与額1/6、従業員数1/6、資産額1/3、売上額(出荷先(仕向地)基準)1/3
 配賦基準2: 給与額1/3、資産額1/3、売上額(出荷先(仕向地)基準)1/3
 配賦基準3: 給与額1/6、従業員数1/6、資産額1/3、売上額(出荷元(販売地)基準)1/3
 配賦基準4: 給与額1/3、資産額1/3、売上額(出荷元(販売地)基準)1/3、
 配賦基準5: 給与額1/4、従業員数1/4、資産額1/2
 配賦基準6: 給与額1/2、資産額1/2

(資料) European Commission (2011b), Table3及びTable.A11を加工

【表9-1】現状と比較したマクロ経済への影響

	狭←CCCBT課税ベース→広		
	EU平均	25%定率法	20%定率法
法人税率の増減(ポイント)	2.44	0.12	-0.57
法人税収のGDP比の増減(事後)	-0.12	0.00	0.03
投資の増減(%)	-0.11	-0.74	-0.88
賃金の増減(%)	0.19	0.05	0.02
雇用の増減(%)	0.09	0.00	-0.01
GDPの増減(%)	-0.04	-0.15	-0.17
厚生(対GDP比)	0.03	0.02	0.02

(注1) 課税ベースの変動に対して税率を変動させ、税収中立を仮定している。

(注2) 選択適用の共通連結法人課税ベース(多国籍企業にのみ適用)

(資料) European Commission (2011b), Table7.cを加工。

【表9-2】各国別:経済的影響

国名		共通連結法人課税ベース(多国籍企業にのみ適用)							
		投資		雇用		GDP		厚生	
		WG-25	WG-20	WG-25	WG-20	WG-25	WG-20	WG-25	WG-20
AT	オーストリア	-0.53	-0.69	0.01	0.00	-0.55	-0.60	-0.17	-0.19
BE	ベルギー	-2.89	-3.05	-0.16	-0.15	2.10	2.12	1.21	1.18
BG	ブルガリア	-0.44	-0.53	0.00	-0.01	-0.75	-0.76	0.10	0.09
CY	キプロス	-1.41	-1.45	-0.20	-0.21	-1.38	-1.38	0.01	0.02
CZ	チェコ	-0.46	-0.65	0.03	0.01	-0.42	-0.48	0.01	-0.01
DE	ドイツ	-0.38	-0.54	0.04	0.02	0.29	0.26	0.08	0.08
DK	デンマーク	-1.66	-1.78	-0.08	-0.09	-0.72	-0.73	0.00	-0.01
EE	エストニア	-1.66	-1.80	-0.02	-0.02	-1.06	-1.08	0.15	0.13
ES	スペイン	-0.25	-0.40	0.09	0.06	0.00	-0.03	-0.11	-0.10
FI	フィンランド	-1.17	-1.31	-0.04	-0.05	-0.49	-0.53	-0.09	-0.10
FR	フランス	-1.34	-1.40	-0.03	-0.04	-0.15	-0.15	-0.09	-0.07
GR	ギリシャ	-0.58	-0.66	0.00	-0.01	-0.24	-0.27	-0.06	-0.08
HU	ハンガリー	-0.52	-0.68	0.00	-0.01	-0.89	-0.92	0.00	-0.02
IE	アイルランド	-1.78	-1.87	-0.14	-0.15	-3.16	-3.19	-0.73	-0.74
IT	イタリア	-0.65	-0.78	-0.01	-0.02	0.08	0.06	0.06	0.05
LT	リトアニア	-0.79	-0.87	-0.04	-0.04	-0.43	-0.45	-0.03	-0.04
LU	ルクセンブルク	0.94	-0.07	2.55	2.20	1.17	0.69	-1.71	-1.60
LV	ラトビア	-0.65	-0.72	-0.05	-0.05	-0.44	-0.46	-0.01	-0.03
MT	マルタ	1.70	1.58	0.18	0.14	0.86	0.84	0.42	0.46
NL	オランダ	-1.84	-1.97	0.08	0.05	-1.65	-1.69	-0.82	-0.82
PL	ポーランド	-0.17	-0.33	0.03	0.01	-0.37	-0.42	0.06	0.04
PT	ポルトガル	-0.93	-1.13	-0.08	-0.08	-0.50	-0.52	0.41	0.40
RO	ルーマニア	-0.57	-0.69	-0.02	-0.03	-0.56	-0.58	0.10	0.08
SE	スウェーデン	-1.18	-1.33	-0.05	-0.06	-0.35	-0.34	0.06	0.06
SI	スロベニア	-0.28	-0.44	-0.01	-0.03	-0.27	-0.31	0.04	0.02
SK	スロバキア	-0.80	-0.97	-0.03	-0.05	-0.72	-0.76	0.00	-0.02
UK	イギリス	-0.77	-0.93	-0.03	-0.04	-0.05	-0.02	0.18	0.18
EU合計		-0.74	-0.88	0.00	-0.01	-0.15	-0.17	0.02	0.02

(資料) European Commission (2011b), Table.A.15a~eを加工

3. オバマ政権の法人所得課税の議論: 国際課税を中心に

TABLE 5: SELECT SMALL COUNTRIES – U.S. FOREIGN COMPANY PROFITS RELATIVE TO GDP

Country	U.S. Foreign Company Profits Relative to GDP
Bahamas	43%
Bermuda	646%
British Virgin Islands	355%
Cayman Islands	547%
Jersey	35%
Liberia	61%
Marshall Islands	340%

現代福祉国家の財政学—理論・実証研究の到達点と日本に対する示唆—

1 アイデアとしての社会的投資（social investment）アプローチ

● 社会的投資とは（主に Morel, Palier and Palme 2012）

<目的>

- ・ 知識基盤経済（knowledge-based economy）への適応としての、人的資源の質的向上、労働力移動の柔軟化
- ・ 新しい社会的リスク＝家族構造の変化（男性稼ぎ主モデルの限界）、労働と家族生活の両立、雇用の不安定化（≠柔軟化）への対応

<内容>

- ・ 人的資源への投資： 幼児教育・保育、教育、生涯教育・訓練
- ・ 人的資源の効率的活用の促進： 積極的労働市場政策、女性・一人親雇用支援、労働市場の柔軟化と雇用保障を両立するための規制・保護

<特徴>

- ・ 社会政策（労働、社会保障）を経済発展に不可欠な生産的要素と位置づける
- ・ 経済的効率と社会的公正との両立（経済的効率達成の必要条件としての社会的公正）

<起源>

- ・ 1930年代スウェーデン： ミュルダール夫妻（1934「人口問題の危機」）
産業化・都市化→少子化 ⇒共働きモデル+保育・教育・医療・家族政策による
人的資源投資の重要性（「生産的社会政策」）
「個人的生活保障と社会的連帯の経済的言説による擁護」（Andersson 2005）

<戦後の二大潮流：ケインズ主義、新自由主義との相違点>

- ・ ケインズ主義との相違
 - 1) 現在における結果の平等より、むしろライフサイクルに着目した将来の結果の平等を志向する（貧困の固定化・世代間連鎖の防止、知識の世代間継承の促進）
 - 2) 現在の教育・訓練および労働市場へのアクセスの保障による機会の平等の促進によって、将来の貧困・不平等の防止と経済・雇用成長の達成を目指す
- ・ 新自由主義との相違
国家の役割を肯定的にとらえる： とくに教育・訓練投資を通じた人的資源向上、および（一人親・若者等の就労可能性の向上を含む）積極的労働市場政策を通じた人的資源の効率的活用の分野における国家の役割を重視

各アプローチの基本要素

	ケインズ主義	新自由主義	社会的投資
失業の原因	有効需要の不足	労働市場の硬直性に起因する供給側の制約	知識・技能面に起因する労働市場のミスマッチ、将来の雇用を生み出すための労働者の知識・技能の高度化の遅れ
社会政策と経済成長	社会政策の経済効果を肯定：需要創出・成長促進のための社会保険制度	公的社会支出は経済成長を阻害：成長鈍化・インフレ亢進の原因＝コストとしての社会保障	新たな社会政策の経済効果を肯定：人的資源投資による雇用可能性の向上、労働市場の柔軟性への対応、知識基盤経済の条件整備 ⇒経済成長と雇用創出のための必要条件としての社会政策
中心的価値・原則	・社会的公正 ・完全雇用（男性） ・労働力の脱商品化	・個人の責任 ・雇用の質は不問 ・アクティベーション（ワークフェア、就労義務の重視）	・社会的包摂 ・雇用の質の重視 ・潜在能力アプローチ ⇒機会の平等を志向 「事後的対応より事前準備」 (prepare rather than repair)
公的政策の基本線	・大きな政府 ・集権的、計画的経済運営 ・福祉国家発展	・小さな政府 ・規制緩和 ・福祉国家の否定	・Empowering State ・投資（将来志向） ・福祉国家の再編、再定義
代表的政策手段	・需要創出 ・社会保険をつうじた所得保障 ・公共部門の成長 ・失業補償	・フィスカルポリシーの否定、マネタリズム ・労働市場の規制緩和 ・年金制度、福祉・医療サービスの民営化 ・アクティベーションとワークフェア（失業給付・公的扶助の就労インセンティブの強化）	・産業競争力向上と雇用創出のための人的資源投資政策 ・労働市場を支援するための社会サービスの充実（就学前教育・保育、高等教育、生涯学習・訓練、積極的労働市場政策、女性の雇用促進政策 ・フレキシキュリティ（柔軟化と所得保障・権利保障の両立）

出所) Morel, Palier and Palme (2012) p.12-13.

● 社会的投資アプローチに対する批判 (Morel, Palier and Palme 2012)

- 1) 「将来志向」の問題： 受動的（事後的）社会保障給付・現在の貧困への対応・社会権保障の軽視を生む可能性 (Cantillon 2011)
- 2) アクティベーション重視の問題： 就労困難者に対する保障の軽視、労働の質に対する問題意識の薄弱化を生む可能性
- 3) 「社会的包摂」「社会的一体性」(social cohesion) 概念の曖昧性： 社会的投資がそれらをどう実現しうるのか
- 4) ジェンダー平等政策や子ども福祉・教育政策の手段化： 女性就業率の向上が、女性の経済・社会的条件の改善ではなく人的資源の効率的活用・経済成長の手段と位置づけられる。仕事・家庭両立策も同様に、女性の権利の問題としてではなく将来人口の増加策（少子化対策）としてとらえられがちとなる。子どもも「(現在の) 子どもとしての市民」ではなく「(将来の) 労働者としての市民」ととらえられ、子

もとしての固有の権利ではなく将来的な人的資源としての有用性という面が強調される (Lister 2003、Stratigaki 2004)。

※ 社会的投資アプローチは社会政策が経済成長に資するという点を強調する
＝新自由主義的発想を真っ向から否定することなく社会政策の重要性を打ち出す
ゆえに、社会権的市民権の保障、不平等の是正といった社会的価値の、経済的
効率性とは別の固有の価値を打ち出すものではない

● 社会的投資アプローチが包含する 2 つの立場

－「第三の道」(アングロ・リベラル的、e.g. ギデンズ) と

「社会民主主義」(北欧福祉国家的、e.g. エスピン-アンデルセン) －

- 1) 生産的/非生産的社会支出の区分： 受動的(事後的)給付(たとえば失業給付)
- 2) 所得保障とモラル・ハザード： 受動的給付に対する評価の違い
- 3) (社会的)権利と(就労・自立)義務の相対的比重： 前者を保障することの経済的効率性をどうとらえるか
- 4) 平等・不平等の意義： 平等の追求を経済効率向上に必要なものとみるか、不平等を経済的活力の源泉とみて狭義の「機会の平等」のみを肯定するか

※ 共通するのは社会政策の経済的生産性の強調。異なるのは社会政策のうち受動的給付および平等志向政策の経済的生産性に対する理解。

EU リスボン戦略や OECD により主流化されてきたアイデアとしての社会的投資



実態への反映は？

c.f. Tepe and Vanhuyse (2010) :

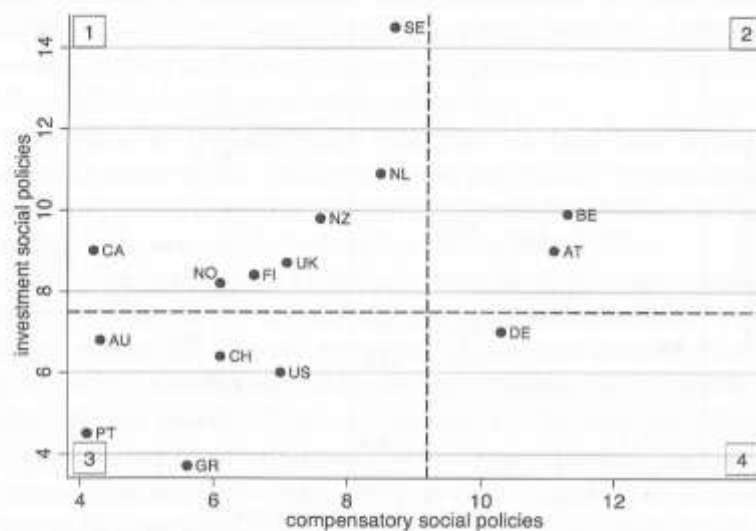
- ①高齡化(高齡投票者の増加)による高齡者向け現金給付の増加
＞サービス経済化・女性労働力率の上昇・女性の政治進出による家族向け給付・積極的労働市場政策支出の増加
- ②サービス経済化・女性労働力率の上昇・女性の政治進出の時期が遅いほど、家族向け給付・積極的労働市場政策支出の増加は小さい

2 社会支出の動態にみる社会的投資アプローチの現状

● 社会支出の現状と推移の国際比較

- ・ Nikolai (2012) : 「補償的社会政策」(老齢・遺族年金、失業給付) と 「投資的社會政策」(家族、教育、積極的労働市場政策)

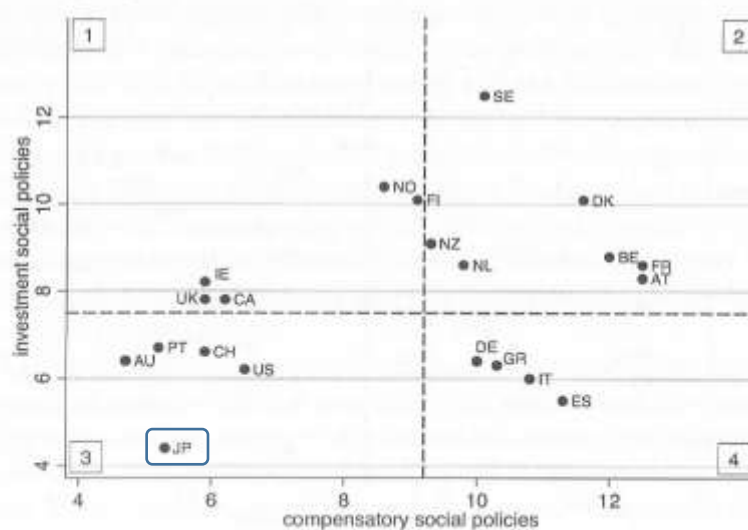
Figure 4.3: The nexus between the public expenditures for investment-related and compensatory social policies as a percentage of GDP mid-1980s



Annotation: $r = 0.4829$; $R^2 = 0.2332$.

Source: OECD, 1992, 2010b.

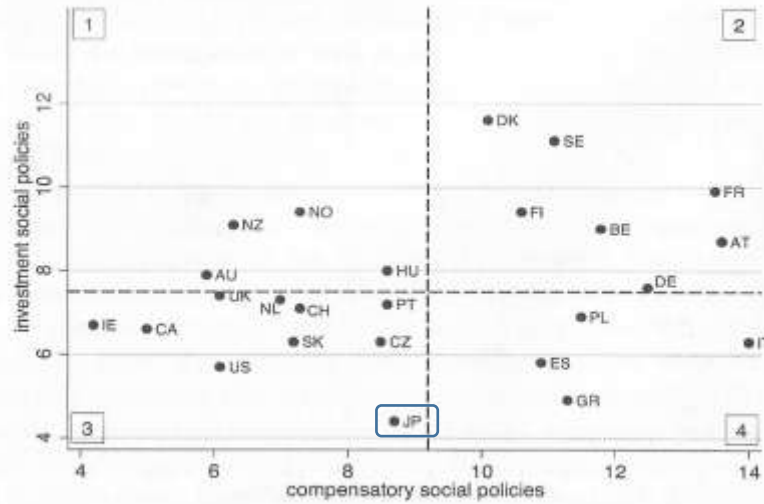
Figure 4.4: The nexus between the public expenditures for investment-related and compensatory social policies as a percentage of GDP 1990



Annotation: $r = 0.3541$; $R^2 = 0.1254$.

Source: OECD, 1992, 2010b.

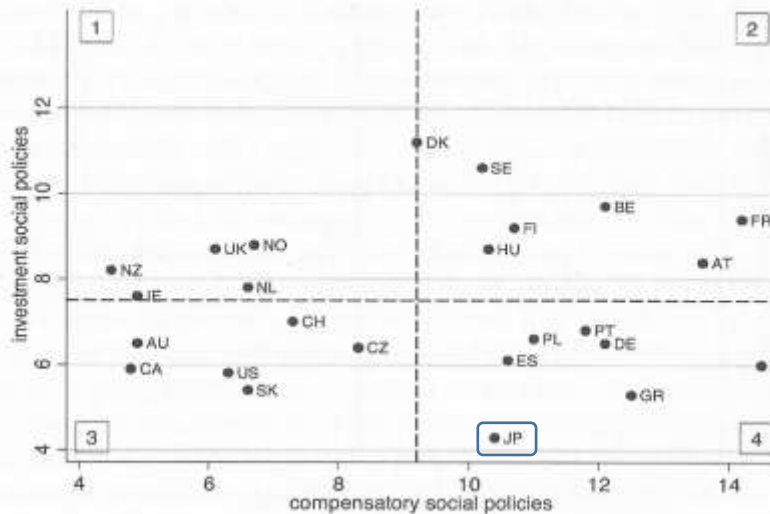
Figure 4.5: The nexus between the public expenditures for investment-related and compensatory social policies as a percentage of GDP 2000



Annotation: $r = 0.2256$; $R^2 = 0.0509$.

Source: OECD, 2003, 2010b,

Figure 4.6: The nexus between the public expenditures for investment-related and compensatory social policies as a percentage of GDP 2007

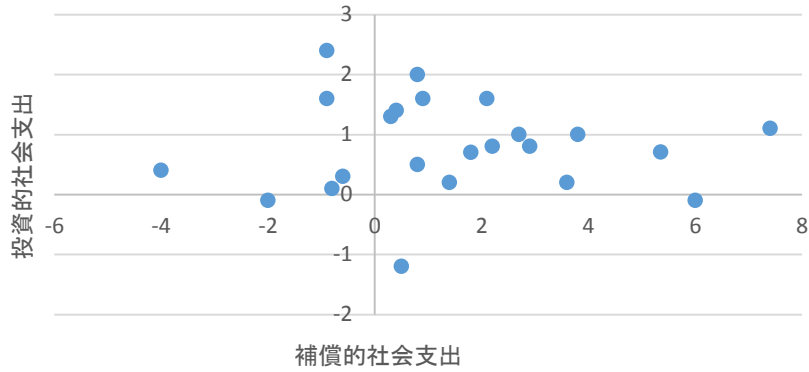


Annotation: $r = 0.0875$; $R^2 = 0.0077$.

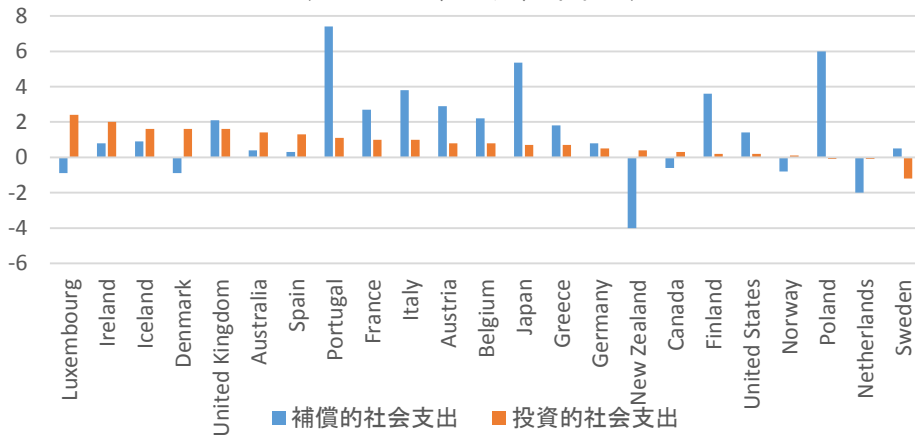
Source: OECD, 2010a, 2010b.

出所) Nikolai(2012) p.107-8.

補償的・投資的社會支出の変化
(1990⇒2005または2009、GDP比、%ポイント)

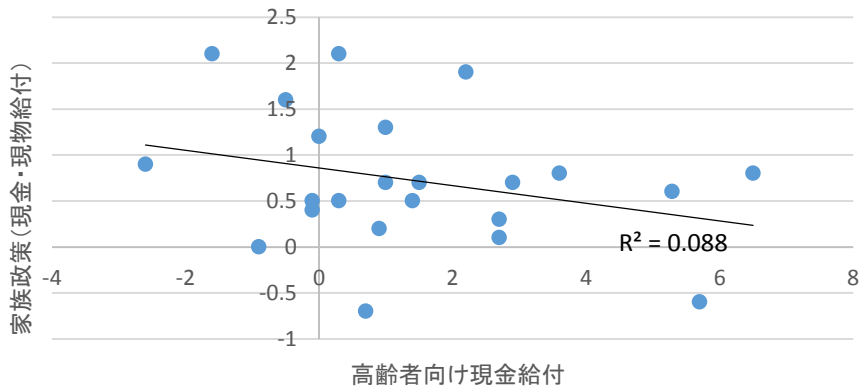


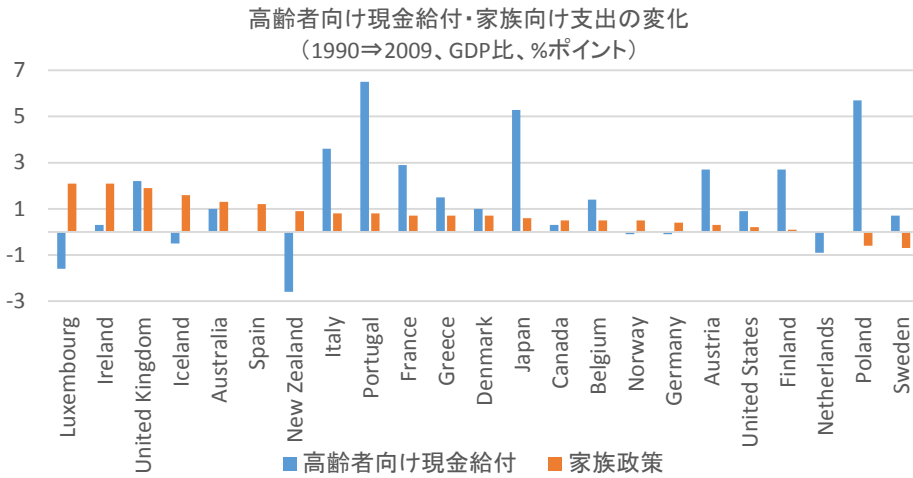
補償的・投資的社會支出の変化
(1990⇒2009、GDP比、%ポイント)



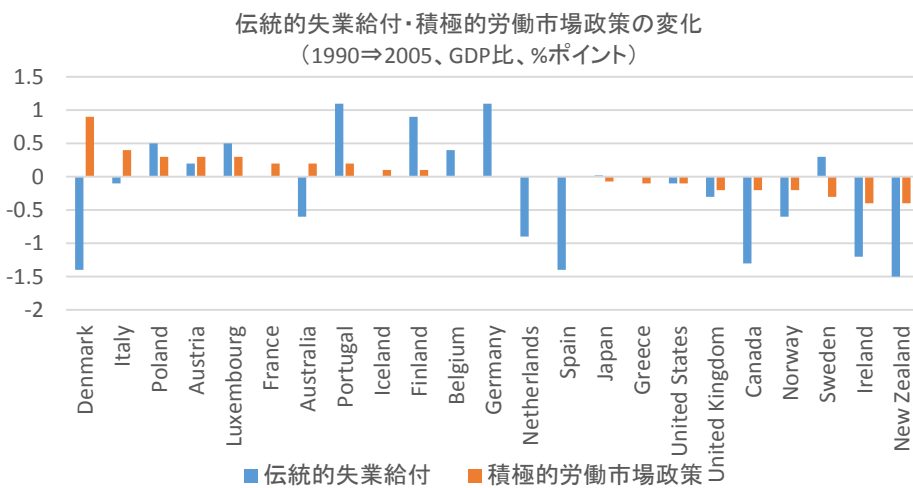
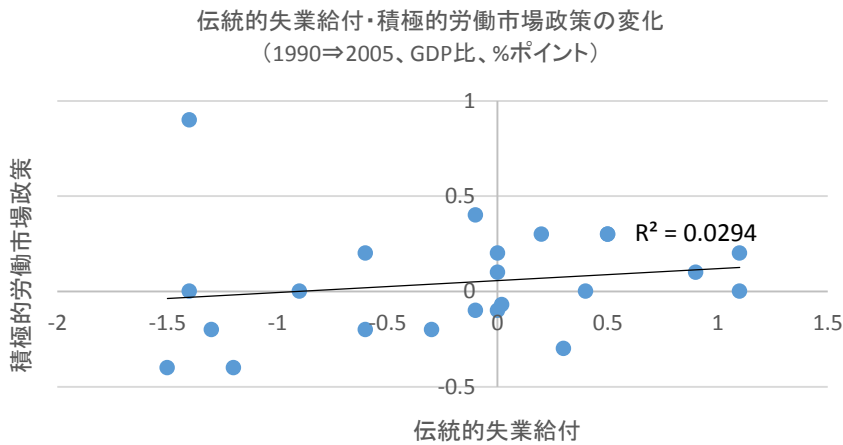
★投資的社會支出よりむしろ補償的社會支出に大きな変化、国ごとのばらつき

高齢者向け現金給付・家族向け支出の変化
(1990⇒2009、GDP比、%ポイント)





- ★高齢者向け現金給付と家族向け支出の緩いトレードオフ関係（有意ではない）
- ★家族向け支出よりむしろ高齢者向け現金給付に大きな変化、国ごとのばらつき



出所) 以上の図はすべて : OECD Stat Extracts.

- ★積極的労働市場政策よりむしろ伝統的失業給付に大きな変化、国ごとのばらつき

●元来の支出パターンと近年の変化との関係

⇒元來支出が大きいほど、近年の変化は抑制的方向

(高齢者向け現金給付は例外。反対に、特に失業・労働市場政策においては顕著)

23 か国における 1990 年時点の社会支出規模 (GDP 比) と

その後の変化との一般的関係

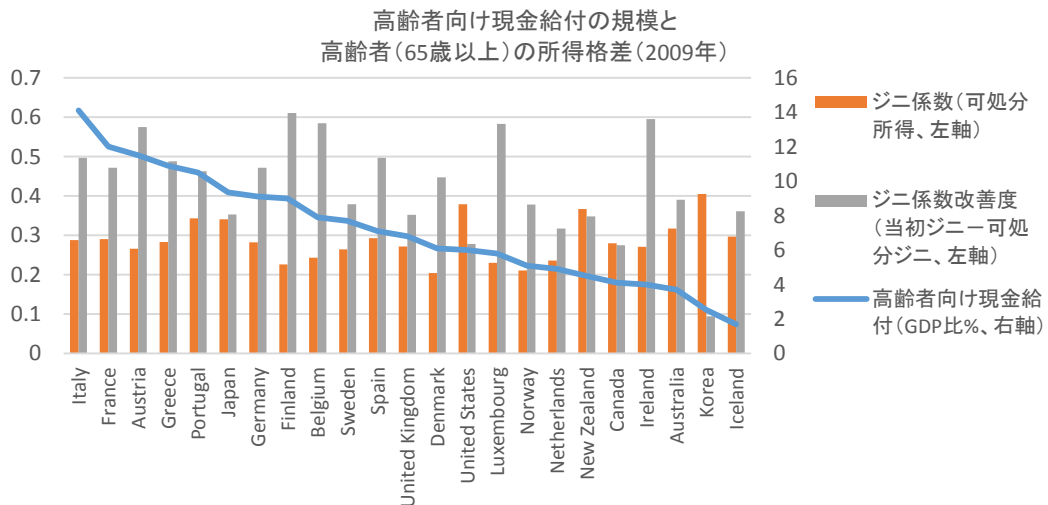
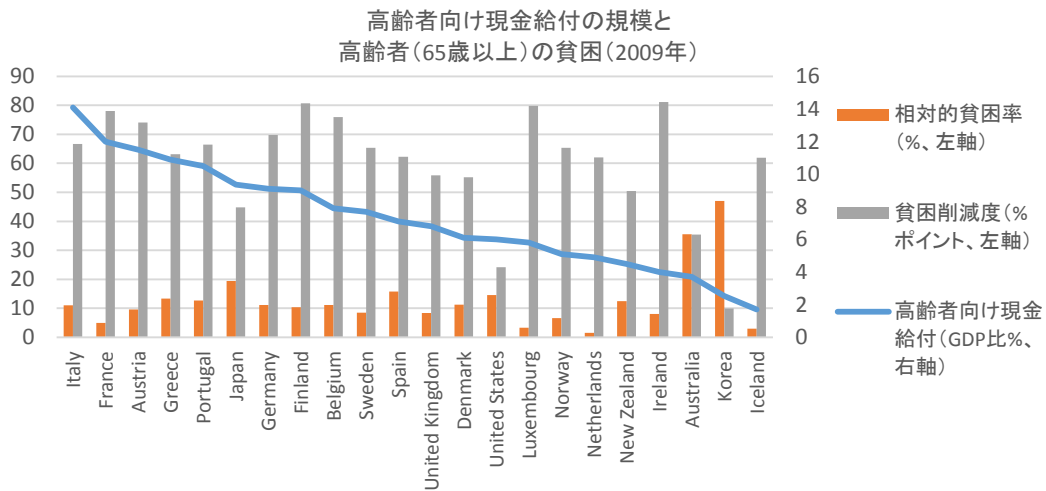
支出項目	補償的 社会支出		投資的 社会支出			
		うち高齢者向け現金給付	うち伝統的 失業給付	うち家族政策	うち積極的 労働市場政策	
相関係数	-0.251746987	-0.067646513	-0.645668411	-0.322137209	-0.216588877	-0.385989805

出所) OECD Stat Extracts.

●日本の状況：社会的投資への転換はみられず。では転換が課題なのか？

⇒年金に支出が偏重、OECD 比較でも高水準、しかし高齢者の貧困・格差が深刻

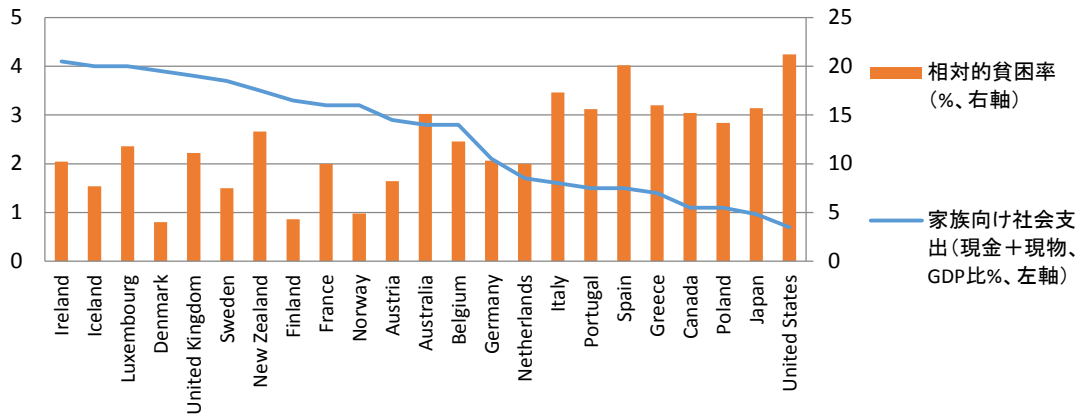
⇒きわめて非効率な年金制度が財政を圧迫、政策転換を困難に



注) アメリカとオーストラリアの相対的貧困率、貧困削減度、ジニ係数、ジニ係数改善度は 2010 年のもの。

出所) OECD Stat Extracts.

家族向け社会支出の規模と
子ども(17歳以下)の貧困(2009年)



注) アメリカとオーストラリアの相対的貧困率は2010年のもの。
出所) OECD Stat Extracts.

3 福祉国家の類型と福祉国家（社会保障政策）への支持

●福祉国家の類型と再分配への支持に関する実証研究の主な難点

- 1) エスピンーアンデルセンの3類型（社会民主主義、保守主義、自由主義）を前提とするものが多いが、この類型化自体が有効性を減じつつある
 - ・各類型内での多様性や、政策分野ごと（年金、医療、介護、家族など）の制度・政策の性格の異なりを度外視することはできない（Jordan 2013）
 - ・90年代以降の各国における社会政策の変化を踏まえ、類型論を検証する必要性（Jæger 2009）
- 2) 普遍的・選別的福祉国家という二分法は大雑把過ぎる
 - ・普遍的・選別性の程度の異なる個別制度・政策の束として、一国の福祉国家施策は構成されている。さらに、所得保障の現金給付（年金・失業給付など）と相互扶助代替の現物給付（介護・保育など）では普遍性・選別性の意味するところが異なる（Jordan 2013）
- 3) 「再分配（redistribution）への支持で「福祉国家的施策」への支持を代表させるのは適切でない
 - ・ある国における市民の再分配への支持の平均値（or 中位値）だけでなく、市民の再分配への支持の分散（variance）も把握・検討すべき（Jæger 2009）
 - ・そもそも普遍主義は、社会保障給付の再分配的性格を不可視化することにより市民の支持を獲得する（逆に選別主義的福祉国家は再分配的性格を際立たせることにより中間層以上の反発を強める）。であれば、「再分配への支持」は福祉国家への支持の代理指標としてふさわしくない（Jordan 2013）

● 普遍主義的給付－選別主義的給付の定義について (Jordan 2013)

- ・ 狭義の普遍主義＝ミーンズテストを設けず、ニーズを有する全員に同額の給付
 - ・ ただし現金給付（年金・失業給付）は所得代替的性格を有し、所得に応じて給付が増えなければ中間層以上の受益感が生まれない
- ⇒ 現金給付プログラムの普遍性－選別性は、給付への 'equal access' と給付の 'generosity' により測られるべき。

※ Scruggs and Allan (2006) の 'generosity index' : 所得代替率、加入率、加入制限の 3 点を指数化

- ・ 医療制度はやや特殊 ⇒ 垂直統制 (hierarchical) －分権 (decentralized) 軸で把握 (eg. スウェーデン、UK) (eg. アメリカ、NZ)

● Jæger (2009) の実証分析 :

- ① 福祉国家を類型化するさいの理論上の諸要素を設定し、それらの各国における実態から潜在的に最適な類型化パターンを抽出 (Latent Profile Model)
- ② 抽出された類型のそれぞれにおける、再分配への支持の中位値および分散を推計

↓ 分析結果

- ① 自由主義・保守主義・社会民主主義という 3 つの類型化がもっとも妥当 (2 類型、4 類型より強く成立)
 - ・ 自由主義 : 小さい社会支出、小さい家族向け給付、弱い左派政党、コーポラティズム的伝統の欠如、低い労働力の脱商品化度、弱い雇用保護、小さい社会保険事業主負担、低い女性労働力率、大きい所得格差
 - ・ 社会民主主義 : すべての要素において自由主義とは反対
 - ・ 保守主義 : 社会支出の規模、左派政党の強さ、コーポラティズム的伝統の強さ、労働力の脱商品化度、所得格差においては自由主義－社会民主主義の中間。ただし、雇用保護は最も強く、事業主負担は最も高く、女性労働力率は最も低い。

Table 2 Results from latent profile analysis of welfare regimes

Regime	ISSP96			ISSP99		
	Liberal	Conservative	Social democratic	Liberal	Conservative	Social democratic
Relative share of respondents in %	53	27	20	41	33	26
Total social expenditure	19.335	27.167	29.847	16.817	29.156	28.152
Family benefit expenditure	1.577	2.114	3.595	1.490	1.765	3.381
Accumulated left seats	10.224	14.837	35.198	9.114	12.654	36.484
Corporatism	2.914	3.574	4.470	2.601	3.386	4.494
Decommodification	0.225	0.287	0.348	0.218	0.267	0.332
Gini	0.327	0.289	0.225	0.335	0.302	0.235
Employment protection legislation	1.001	2.599	2.022	0.990	2.133	2.042
Female labour force participation	65.286	57.719	75.814	64.813	61.838	73.353
Empl. social security contributions	5.443	23.329	10.391	4.325	20.649	11.948

Table shows estimated mean values of the different regime-type indicators conditional on membership of the different regimes. All estimated means are significant at $P < 0.001$.

② 3 類型と再分配への支持

- ・ 中位値： 保守主義 > 社会民主主義 > 自由主義
- ・ 分散： 社会民主主義 > 保守主義 > 自由主義

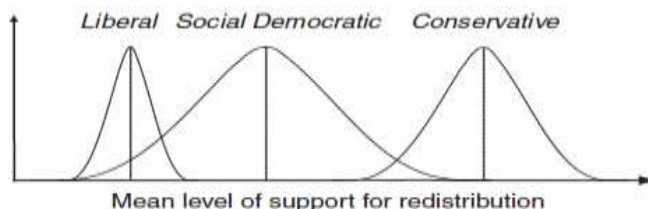


Figure 1 A simple typology of welfare regimes and support for redistribution

⇒この分析結果が正しいとした場合、どう解釈すべきか？

(特に社会民主主義における福祉国家支持のばらつきの大きさ)

ー社会民主主義 (e.g. スウェーデン) における高負担への反発は、保守主義 (e.g. フランス) より大きい？

⇒福祉国家を「再分配」の制度ではなく、普遍主義的保障もしくは「リスク対応の社会化」の制度として構成・提示することにより、再分配に対する反発を福祉国家への反発へと直結させない (比例的負担と所得比例年金 + 普遍主義的医療・介護・子育てサービス) ？

●Jordan (2013)の実証分析

- ・ 医療、年金、失業保険の基幹的な社会保障 3 分野について、各国における制度の包摂性 (inclusiveness) と当該制度に対する支持、および再分配への支持との関係を見る

※包摂性 = 垂直統制度の高さ (医療)、普遍性の高さ (年金・失業給付)

↓ 分析結果

①医療、年金、失業給付のいずれも、包摂性の高さと制度への支持の高さとが強く相関。しかし、包摂性の高さと再分配への支持に相関関係はない

※失業給付においては、包摂性の高さと再分配への支持に弱い正の相関

⇒失業給付の再分配的性格が強いため (医療・年金は普遍的リスク保障的性格)

Table 1. Cross-national comparison of mean support for the welfare state and indicators of universalism.

	Support for welfare state policy sector ^a	Support for redistribution
Inclusiveness of policy sector		
Healthcare	0.70 (0.002)	0.00 (0.993)
Pensions	0.54 (0.037)	-0.09 (0.759)
Unemployment insurance	0.80 (0.000)	0.44 (0.104)

Notes:

Correlation coefficients comparing cross-sectional mean values. P values are in parentheses.

^aCorrelations with mean levels of support for the corresponding welfare state sector.

②所得階層分布、失業率、労働組合組織率、教育水準、高齢化度など他の要因を所与とした場合、医療・年金・失業給付の各制度への支持は制度の普遍性（包摂性）が高まるほど高くなる

Table 3. Predicted probabilities of support for welfare state programs in universal^a and selective^b welfare regimes.

	Opposition	Moderate support	Strong support
Healthcare			
Selective	0.08	0.39	0.53
Universal	0.03	0.25	0.73
Institutional effect ^c	-0.05 (-0.08 to -0.02)	-0.14 (-0.21 to -0.07)	0.19 (0.09 to 0.3)
Pensions			
Selective	0.06	0.40	0.54
Universal	0.04	0.33	0.63
Institutional effect	-0.02 (-0.04 to -0.01)	-0.07 (-0.12 to -0.03)	0.09 (0.04 to 0.15)
Unemployment insurance			
Selective	0.42	0.47	0.11
Universal	0.24	0.53	0.23
Institutional effect	-0.17 (-0.22 to -0.13)	0.06 (0.03 to 0.08)	0.12 (0.08 to 0.16)

Notes:

Predicted probabilities based on Models 1, 3, and 5 presented in Table 2, assuming all dichotomous controls set to median values and continuous controls set to means.

^a'Universal' defined as a country in the 75th percentile of each measure of inclusion.

^b'Selective' defined as a country in the 25th percentile of each measure of inclusion.

^c'Institutional effect' is defined as the difference in predicted support between universal and selective systems. Upper and lower bounds of the 95% confidence interval are in parentheses.

4 社会的信頼、信頼の「広がり」と福祉国家への支持

●社会的信頼とは

- ・家族、地縁者、友人等ではなく、日常的・継続的關係を有しない他者に対する信頼
※一般的信頼 (General trust, Generalized trust) ともいう。
- ・社会関係資本、公共心 (civicness, civic culture) の基盤であり、集合的行為や社会連帯 (福祉国家、再分配への支持、租税負担への同意) を支える重要な要素とされる

●社会的信頼の尺度と信頼の広がり (radius of trust) の問題

- ・”Generally speaking, would you say that most people can be trusted or that you need to be very careful in dealing with people?” (一般に、あなたは、たいていの人を信頼することができると思いますか、それとも、人と接するさいにとっても慎重である必要があると思いますか?) ←ノエルーノイマンが 1948 年に提示し定着
⇒広範囲の、顔見知りでない他者に対する信頼を問う意図

主要国における社会的信頼 (%)

・しかし、この質問に回答するさいに人々が念頭におく'most people'の範囲に、個人レベル、あるいは地域・国単位で差があるのでは？

※Fukuyama (1999) : 信頼の「高さ」(level) と「半径 (広がり)」(radius) を区別

	社会的信頼
デンマーク	88.8
ノルウェー	88.3
フィンランド	85.5
スウェーデン	83.7
オランダ	79.7
スイス	74.2
イギリス	68.9
ベルギー	68.6
オーストラリア	63.9
スペイン	61.9
オーストリア	61.8
ドイツ	61.1
日本	60.7
OECD30ヶ国平均	58.58
フランス	55.8
アイルランド	55.8
アメリカ	48.7
ポルトガル	38.1

●Delhey, Newton and Welzel (2011) : World Values Survey 5 (2005~07 実施) に基づき、

- ①信頼の広がり を推計
- ②信頼の広がり の決定要因を分析
- ③信頼の広がり と公共心 の関係を分析
- ④社会的信頼の尺度の改善を検討

↓ 分析方法と結果

- ①集団外信頼 (未知の人、異なる宗教・国籍の人への信頼) の集団内信頼 (家族、近所、友人) に対する相対的高さ ⇨ 信頼の広がり ⇒ 国毎に大きく相異

出所) ESS(European Social Survey) および ISSP(International Social Survey Programme)

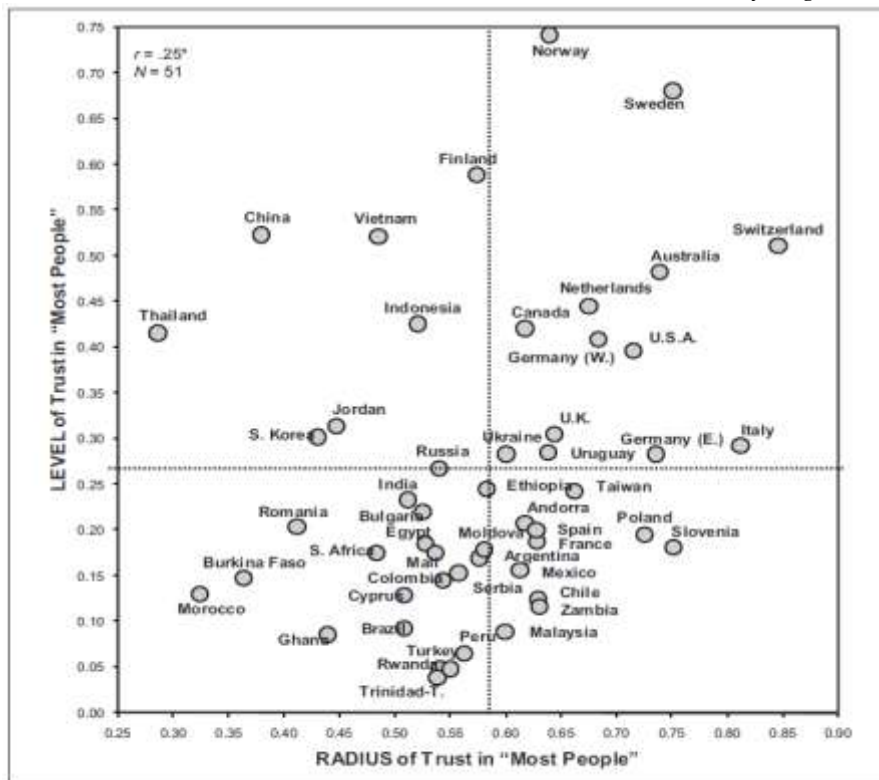


Figure 5. Contrasting Level and Radius of Trust in Most People

- (前の図) 信頼の高さと広がりとの相関関係は弱い
⇒ 'most people'への信頼が高くて、'most people'として想定する範囲が狭いケースが多々ある (図中の左上に位置する国々＝主に東・東南アジア諸国)
- (下の図) 広がり考慮した修正後の社会的信頼：北欧・スイスが最高水準であることは不変。中国・ベトナム・タイ・韓国などは著しく低下。

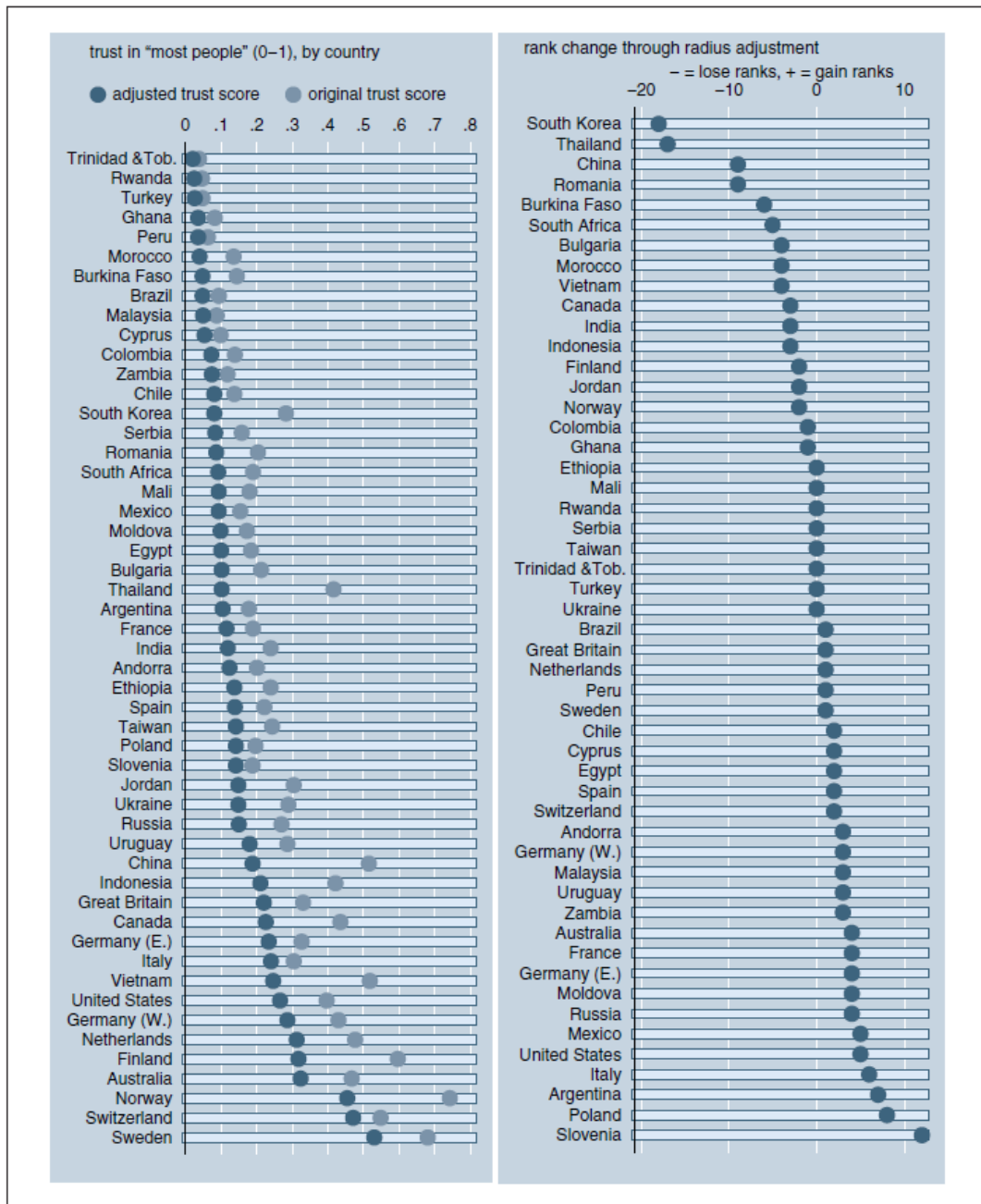


Figure 6. Radius-Adjusted Trust versus Unspecified Trust (= original trust score)
Source: WVS 5.

②信頼の広がり の 決定要因：一人当たり GDP の水準と儒教文化の存在が、分散の 43% を説明（他には民族的多様性、所得格差、法制度の確立度）

※プロテスタンティズムは経済発展を通じて間接的に信頼の広がり を促進

③公共心 (civicness) との関係 (下図)：9 つの公共心関連指標と、信頼の高さ、広がり、広がりによる修正後の信頼の 3 指標との関係を検証

⇒信頼の広がりが 7 つの公共心関連指標に有意に影響 (⇔信頼の高さ：3 つ、修正後の信頼：5 つ)

※「公共規範の順守」：信頼の広がりによる影響無し、「(社会) 制度への信頼」：信頼の広がり が弱い負の影響⇒これらは公共心の代理変数としての適格性が疑問

Table 2. Associational Strength of the Level of Trust, the Radius of Trust, and Their Interaction with Presumed Civic Correlates of Trust: OLS Regressions

Predictors	Adherence to Civic Norms	Active Membership	Collective Action	Inclusive Orientation	Lifestyle Tolerance	Gender Equality	Institutional Confidence	Democratic Awareness	Level of Democracy
Level of Trust	.026* (2.072)	.004 (.386)	.011 (.740)	.028* (2.377)	.027 (1.818)	.017 (.911)	.071** (3.693)	.025 (1.300)	-.003 (-.106)
Radius of Trust	.003 (.230)	.032* (2.868)	.083** (5.762)	.039** (3.268)	.078** (3.609)	.066** (3.863)	-.038† (-1.99)	.063** (3.485)	.131** (5.298)
General Trust (Radius*Level)	.005 (.484)	-.004 (-.415)	.031* (2.626)	.004 (.382)	.051* (2.768)	.025† (1.773)	-.019 (-1.275)	.028† (1.916)	.057* (2.809)
Intercept	.815** (74.312)	.114** (10.837)	.271** (19.609)	.517** (47.147)	.346** (16.985)	.606** (38.606)	.444** (25.178)	.315** (17.874)	.636** (26.521)
Adj. R ²	.09	.14	.55	.41	.45	.37	.20	.39	.50
N	49	50	51	42	50	51	48	48	50
Exceptional Cases	Malaysia Mexico Morocco Serbia Thailand Turkey	Indonesia Mali Peru	Italy China Vietnam	Andorra China Ghana Jordan Thailand Turkey	Andorra France	Egypt Mali Peru	China Malaysia Peru Turkey Vietnam	Andorra China Germ. (E.) Jordan Malaysia Vietnam	China Ethiopia Rwanda Sweden Vietnam
Result Robust after Case Exclusion?	Yes	Yes	Yes	Yes	No (general trust strongest)	Yes	No (all effects insignificant)	Yes	Yes

Note: Entries are unstandardized regression coefficients with *t*-ratios in parentheses. Test statistics for heteroskedasticity (White-test), multicollinearity (variance inflation factors), and influential cases (DFFITs) indicate no violation of OLS assumptions.
†*p* < .10; **p* < .05; ***p* < .01 (two-tailed).

④社会的信頼の適切な尺度

- ・信頼の広がり の 差異により、既存の問い (上記「一般に、…たいいていの人を、…?」) では個人間・国家間比較のさいに問題が生じる (特に儒教国、途上国)
- ・集団外信頼を特定して問う (=回答にあたり想定される信頼の広がり の、個人間・国家間の差異の極小化) 必要

●日本に対する示唆

- ・日本における家族主義的意識の強さ (星野・大塚・秋山・森(2012))、家族・会社などを基盤とする集団内信頼の補強・活用を意図する政策・制度設計 (大沢(2007))
⇒信頼の広がり を制約し、福祉国家への支持を含む公共心を阻害している可能性 (Realo, Allik and Greenfield (2008)、井手(2012)、同(2013)、高端(2012))
- ・世界的な研究状況を踏まえ、より丁寧な分析する必要がある

【参考文献】

- 井手英策 (2012) 『財政赤字の淵源：寛容な社会の条件を考える』 有斐閣。
- 同 (2013) 『日本財政 転換の指針』 岩波書店。
- 大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム：座標とゆくえ』 岩波書店。
- 高端正幸 (2012) 『復興と日本財政の針路』 岩波書店。
- 星野晴彦・大塚明子・秋山美栄子・森恭子 (2012) 「日本とスウェーデンの援助規範意識比較に関する研究：福祉政策に影響する両国の援助規範意識の特性に着目して」『生活科学研究』 34、pp.27-36.
- Andersson, J. (2005) 'Investment or Cost? The Role of the Metaphor of Productive Social Policies in Welfare State Formation in Europe and the US 1850-2000', paper presented at the World Congress in Historical Sciences, Sydney, July 2005.
- Cantillon, B. (2011) 'The Paradox of the Social Investment State: Growth, Employment and Poverty in the Lisbon Era', *Journal of European Social Policy* 21(5), pp.432-449.
- Delhey, J., Newton, K. and Welzel, C. (2011) 'How General is Trust in "Most People"? Solving the Radius of Trust Problem', *American Sociological Review* 76(5), pp.786-807.
- Fukuyama, F. (1999) 'Social Capital and Civil Society', paper presented at the IMF Conference on Second Generation Reforms, International Monetary Fund.
- Jæger, M. M. (2009) 'United but Divided: Welfare Regimes and the Level and Variance in Public Support for Redistribution', *European Sociological Review* 25(6), pp.723-737.
- Jordan, J. (2013) 'Policy Feedback and Support for the Welfare State', *Journal of European Social Policy* 23(2), pp.134-148.
- Lister, R. (2003) 'Investing in the Citizen-workers of the Future: Transformations in Citizenship and the State under New Labour', *Social Policy and Administration* 37(5), pp.427-443.
- Morel, Palier and Palme (2012) 'Beyond the Welfare State as we Knew it?' in Morel, N., Palier, B. and Palme, J. (eds.), *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies and Challenges*, The Policy Press.
- Nikolai, R. (2012) 'Towards Social Investment? Patterns of Public Policy in the OECD World', in Morel, N., Palier, B. and Palme, J. (eds.), *Towards a Social Investment Welfare State? Ideas, Policies and Challenges*, The Policy Press.
- Realo, A., Allik, J. and Greenfield, B. (2008) 'Radius of Trust: Social Capital in Relation to Familism and Institutional Collectivism', *Journal of Cross-Cultural Psychology* 39(4), pp.447-462.
- Scruggs, L., and Allan, J. (2006) 'Welfare-State Decommmodification in 18 OECD Countries: a Replication and Revision', *Journal of European Social Policy* 16(1), pp.55-72.
- Stratigaki, M. (2004) 'The Cooptation of Gender Concepts in EU Policies: The Case of "Reconciliation of Work and Family"', *Social Politics* 11(1), pp.30-56.
- Tepe, P. and Vanhuysse, P. (2010) 'Elderly Bias, New Social Risks and Social Spending: Change and Timing in Eight Programmes across Four Worlds of Welfare, 1980-2003', *Journal of European Social Policy* 20(3), pp.217-234.

第2章

参 考 资 料

地方税制を巡る動き



総務省

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会

平成25年7月25日

総務省自治税務局税務企画官

天利和紀

<目次>

I	平成25年度地方税制改正	1
II	消費税(国・地方)の引上げに伴う対応	5
III	車体課税	12
IV	地方法人課税	23
V	償却資産に係る固定資産税	28
VI	その他地方税制の課題	36
	① ゴルフ場利用税	37
	② 地球温暖化対策に関する財源確保	41
VII	課税自主権	43
	参考資料	48

I 平成25年度地方税制改正

地方税法の一部を改正する法律の概要

1 復興支援のための税制上の対応

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を1年延長(平成25年度)。

2 住宅・土地税制

◎ 個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充 [平成27年1月1日施行]

- 所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

居住年	現行(～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)

※ この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

3 金融所得課税の一体化等

[平成28年1月1日施行]

- 金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更。
- 法人に係る利子割を廃止(法人の利子は、法人住民税法人税割として課税されるため、法人の税負担に変更なし)。

4 納税環境整備

◎ 延滞金等の利率の見直し【平成26年1月1日施行】

- 国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引下げ。

延滞金：14.6%→9.3%（納期限後1カ月以内：4.3%→3.0%）、還付加算金：4.3%→2.0%

（注）上記の割合は財務大臣が告示する率（貸出約定平均金利）が1.0%の場合

◎ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し【平成28年10月1日施行】

- 市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しを行う。

5 主な税負担軽減措置等

◎ 不動産取得税の特例措置

- 農用地利用集積計画に基づき取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長（平成25年度～平成26年度）。
- Jリート・SPC等が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長（平成25年度～平成26年度）。

◎ 固定資産税等の特例措置

- 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で3年延長（平成25年度～平成27年度）。
- 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設（平成25年度～平成26年度）。
- 資源エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭（いわゆるバルク港湾）において整備される荷さばき施設等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設（平成25年度～平成26年度）。
- 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設、わがまち特例を導入（平成25年度～平成26年度）。

施行期日 平成25年4月1日

平成25年度税制改正における地方税に関する主な減税要望

○ 自動車取得税・自動車重量税の廃止

【税制抜本改革法第7条第1項第1号カ】

- 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

○ 法人所得課税の実効税率の引下げ

【税制抜本改革法第7条第3項】

- 法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

○ 固定資産税の償却資産課税の廃止

【産業競争力会議における民間議員意見（抜粋）】

- 償却資産に対する固定資産税を減免するなど、競合国とのイコールフットイングを早急に実現する必要がある。

○ 少額償却資産（取得価額が30万円未満のもの）の固定資産税の課税客体からの除外

○ ゴルフ場利用税の廃止

Ⅱ 消費税(国・地方)の引上げに伴う対応

消費税(国・地方)の引上げに伴う対応について

【消費税(国・地方)の引上げ】

区分	適用日	現行	平成26年4月1日～	平成27年10月1日～	
地方消費税率 ※消費税率換算		1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	
消費税率		4%	6.3%	7.8%	
うち交付税分 (法定率)		1.18% (29.5%)	1.40% (22.3%)	H27.4.1～ 1.47% (20.8%)	H28.4.1～ 1.52% (19.5%)
合計		5%	8%	10%	
地方分合計		2.18%	3.10%	3.72%	

【消費税(国・地方)の引上げを踏まえた検討事項】

今後の消費税率(国・地方)の引上げに関連した主な検討事項は次のとおり。

- 低所得者対策・・・給付付き税額控除、軽減税率、8%時点からの簡素な給付措置を含む
- 円滑かつ適正な転嫁を図るための対策
- 医療、住宅取得、車体課税等のあり方
- 地方法人課税のあり方

【地方団体における対応】

政府・与党における上記事項に関する検討状況を注視するとともに、下記の取組みを期待。

- 国民の理解を得るための広報活動等
⇒ 社会保障・税一体改革の意義や必要性を、国民にわかりやすく、丁寧に説明
- 地方団体における転嫁対策
⇒ 地方団体の調達や公共料金への転嫁、転嫁拒否事案等に関する相談体制の整備

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（3党合意に基づく議員修正後）の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

- (1) 地方消費税の税率の引上げ
地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算 (参考)	消費税と合わせた税率 (参考)
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

- (2) 引上げ分の地方消費税の使途の明確化
引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)については、消費税法第1条第2項に規定する経費(※)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。
(※)制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
- (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準
引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する(※)。
(※)現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準(人口:従業者数=1:1により按分)は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算(参考)
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

- (1) 地方消費税の引上げに当たっての措置(附則第19条)
- 地方消費税の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
 - 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
 - この法律の公布後、地方消費税の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、**第1条及び第2条に規定する地方消費税の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め**所要の措置を講ずる。
- (2) その他
その他所要の規定の整備等を行う。

平成25年度与党税制改正大綱（抄）

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

- 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・ 対象、品目、・ 軽減する消費税率、・ 財源の確保、・ インボイス制度など区分経理のための制度の整備、・ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

ロ 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税率の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられている。今回の税率引上げにあたっては、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。

平成25年1月24日
自由民主党・公明党

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号) (抜粋)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

一 消費課税については、消費税率(地方消費税を含む。以下のこの号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 低所得者に配慮する観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第 号。第六号において「番号法」という。)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度(次号ニ(3)及び第六号において「番号制度」という。)の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。)、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ 第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

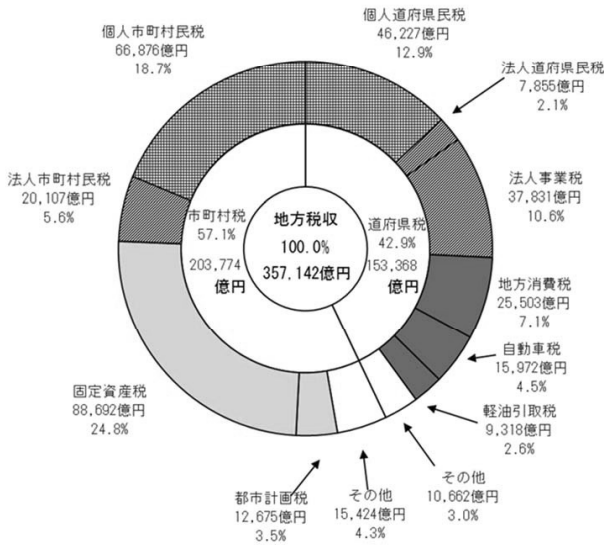
過去の主な現金給付措置について

過去の現金給付	時期	給付の目的	対象者	実施方法	所管
臨時福祉特別給付金 (消費税導入・引上げ時)	H1 H9	消費税の導入・引上げ等に伴う激変緩和	老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得の高齢者等	国費直接支給(市町村長が私的委託契約に基づき代理受領・交付)	厚労省
臨時福祉特別給付金 (所得税・住民税の特別減税)	H10	所得税・住民税の特別減税に伴い、減税の恩恵を受けられない者への生活支援	老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得の高齢者等		
地域振興券	H11	個人消費の喚起及び地域経済活性化、地域振興	15歳以下の子供(世帯主)、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得の高齢者等	市町村の自治事務に対する国庫補助	総務省
定額給付金	H21	景気後退下での住民への生活支援、地域の経済振興	原則として住民全員(世帯主)		

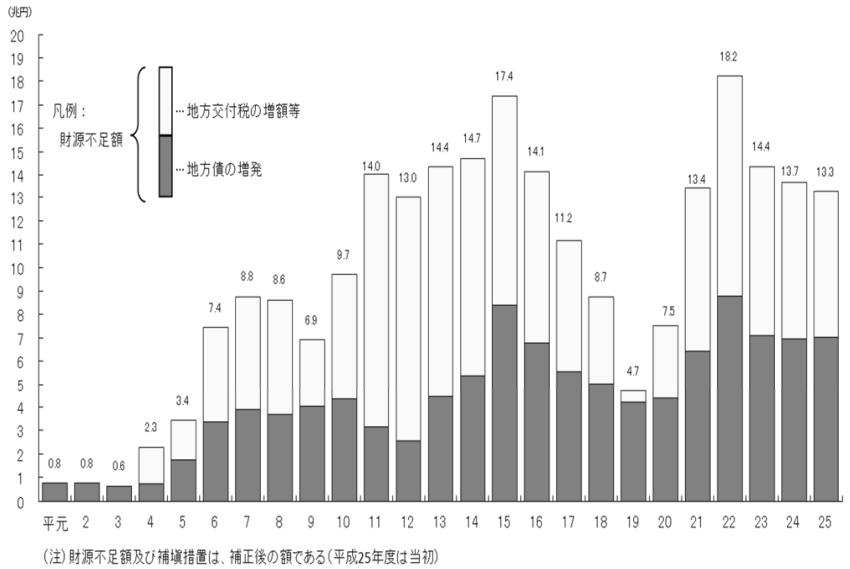
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方税収は35.8兆円であるが、地方財政はその約4割に相当する巨額の財源不足(㊤13.3兆円)が生じている。
- 引上げ分の消費税収の地方分(4.2兆円程度)のうち、今後の社会保障の充実等による影響分(0.95兆円程度)を除いた額のうち、交付団体分の増収分だけ地方の財源不足額が抑制されるもの。
- したがって、具体の代替財源のないままに地方税を軽減する余裕はない。

地方税収の構成(平成23年度決算額)

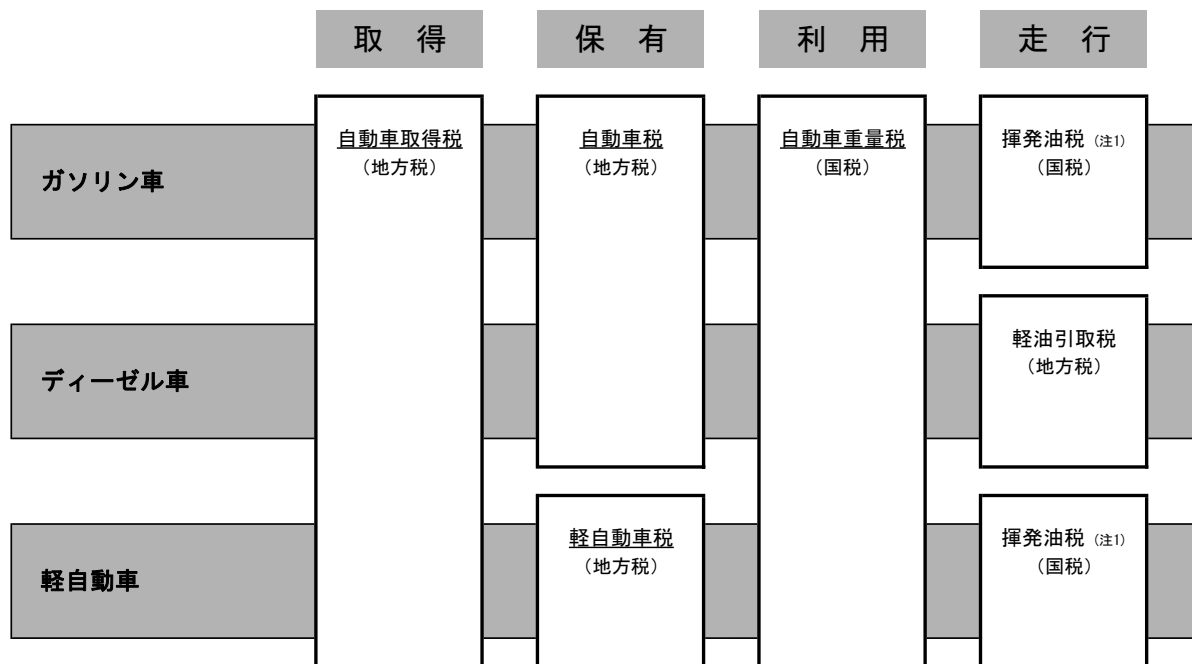


地方財政の財源不足の推移



Ⅲ 車体課税

自動車関係諸税



注1 地方揮発油税(国税)も併せて課税されている。

注2 下線を付した税目は、車体課税。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

(略)

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成24年6月15日) 税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○ 第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について

- ・ 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ^{※法案修正後はカ}の規定に沿って抜本の見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで[※]に結論を得る。

平成25年度与党税制改正大綱（抄）

平成25年1月24日
自由民主党・公明党

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

(ロ) 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ) エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。

(ロ) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

平成25年度与党税制改正大綱に対する地方六団体共同声明（抄）

「平成25年度与党税制改正大綱」について

1 自動車取得税について

自動車取得税については、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うことは明記する一方、その代替財源については、消費税10%段階で自動車税において新たな課税を実施するなど、地方財政へは影響を及ぼさないとの方向が示されているものの、その具体的な措置が明記されなかったことは、誠に遺憾である。

自動車取得税は、道路特定財源として創設され、平成21年度に一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源となっており、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっている。

平成26年度税制改正に向けた検討に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方税又は少なくとも地方譲与税による安定的な税財源を確保するべきであり、この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止するべきではないことを強く求める。

平成25年1月24日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本 教和
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	関谷 博
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	高橋 正

自動車関係税制のあり方に関する検討会

1. 趣旨

平成25年度与党税制改正大綱において示された自動車関係税制の見直しに関し、地方財政審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、平成26年度税制改正に向けて、専門的検討を行う。

2. 委員（敬称略）

（地方財政審議会委員）

神野 直彦（会長）、鎌田 司、熊野 順祥、小山登志雄、中村 玲子

（特別委員）

上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
大塚 直	早稲田大学法務研究科教授
柏木 恵	税理士・キヤノングローバル戦略研究所主任研究員
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部教授
佐藤 英明	慶應義塾大学法科大学院教授
勢一 智子	西南学院大学法学部教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
宗田 友子	東京都主税局税制部長
鈴木 栄	横浜市財政局主税部長

（オブザーバー）

丸山 浩司	全国知事会事務局次長
下河内 司	全国市長会事務局次長
長江 哲	全国町村会事務局次長（兼）財政部長

※ 平成25年 5月31日 第1回開催、6月27日 第2回開催、7月12日 第3回開催

自動車取得税・自動車重量税と地方財政

○ 自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、半分強（5,000億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。

平成23年度決算		（参考） 平成19年度決算 （エコカー減税導入前）	
＜自動車重量譲与税＞			
自動車重量税 （国税）	7,551億円	$\xrightarrow{407/1,000}$	（市町村分） 3,073億円 3,692億円
＜自動車取得税交付金＞			
自動車取得税 （都道府県税）	1,678億円	$\xrightarrow{95/100 \times 7/10}$ +（指定市管理の 国県道分）	（市町村分） 1,153億円 2,960億円 【（都道府県分） 525億円】 【1,287億円】
計 9,229億円 		地方財源 4,751億円 （うち都道府県分 525億円） （うち市町村分 4,226億円）	計 7,939億円 （1,287億円） （6,652億円）
⑱決算 15,345億円			

自動車取得税・自動車重量税と市町村財政(具体例)

(平成23年度決算値、単位:百万円)

○ 額が大きい市

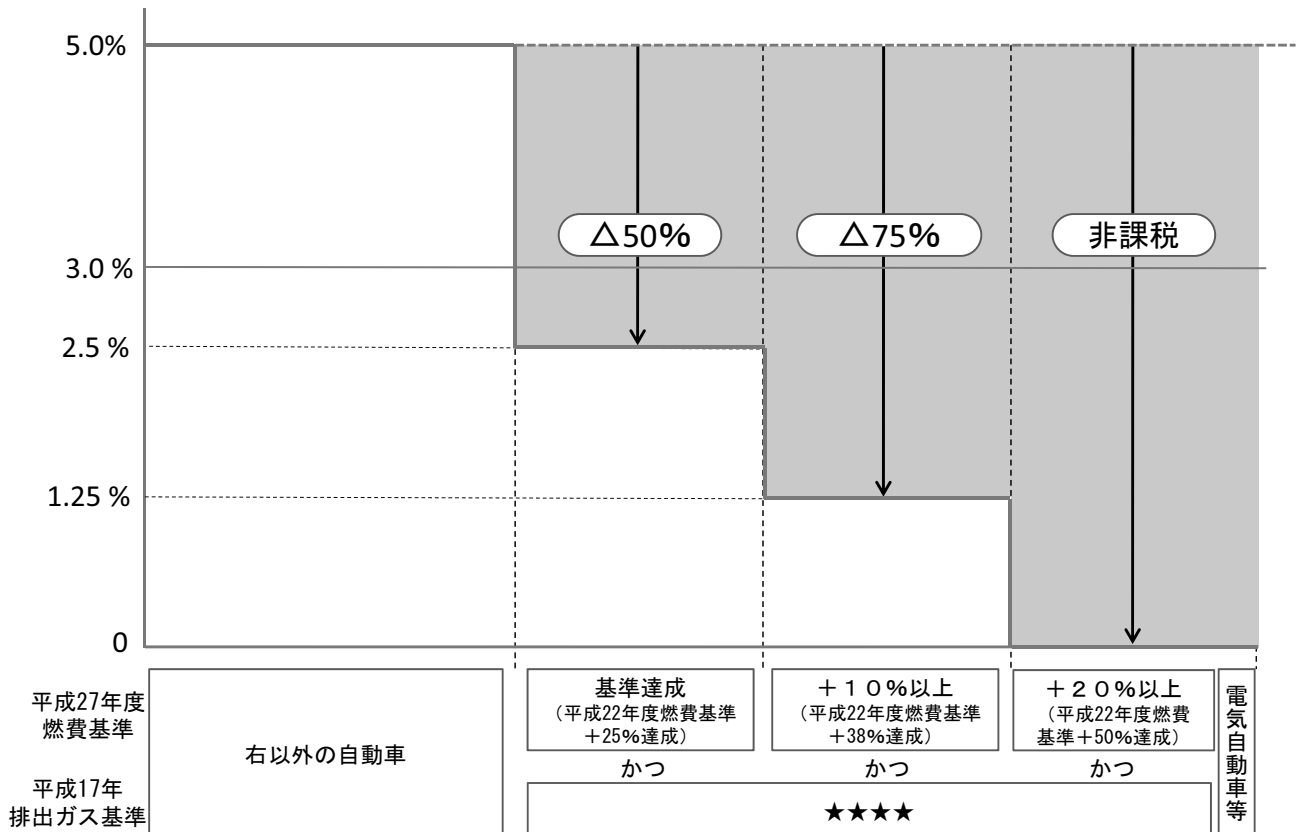
		自動車重量 譲与税 + 自動車取得税 交付金
1	横浜市	8,848
2	大阪市	6,547
3	名古屋市	6,514
4	札幌市	4,541
5	神戸市	3,889
6	浜松市	3,339
7	川崎市	3,236
8	京都市	3,189
9	福岡市	3,126
10	広島市	2,778

○ 率の大きい市町村

		地方税等 (A)	自動車重量 譲与税 + 自動車取得税 交付金 (B)	(B)/(A)
1	北海道音威子府村	173	52	30.1%
2	北海道幌加内町	271	78	28.8%
3	宮城県諸塚村	387	108	27.9%
4	熊本県産山村	163	40	24.5%
5	福島県昭和村	131	31	23.7%
6	福島県葛尾村	82	19	23.2%
7	長野県栄村	279	64	22.9%
8	北海道中頓別町	253	58	22.9%
9	北海道剣淵町	427	97	22.7%
10	北海道和寒町	456	102	22.4%

※ 「地方税等」とは、地方税、地方譲与税、税交付金の合計である。

自動車取得税におけるエコカー減税適用後の税率のイメージ(自家用乗用車(軽自動車を除く))



注1 「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成である。

注2 「電気自動車等」は、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)である。

注3 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

車体課税の適用状況

○新車による比較

車名	エコカー減税の区分	燃料消費率 (JC08モード)	車両価格 (税抜き)	減税前			エコカー減税・グリーン化特例軽減額		
				自動車重量税	自動車取得税	自動車税・軽自動車税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税・軽自動車税
A (輸入車)	非対象車	9.3Km/L	約1,320万円	61,500円	593,500円	88,000円	0円	0円	0円
B (輸入車)	非対象車	7.8Km/L	約990万円	49,200円	445,700円	76,500円	0円	0円	0円
C (輸入車)	[75%軽減] ★★★★かつ H27年度燃費基準 +10%達成	9.8Km/L	約590万円	37,500円	266,900円	66,500円	▲28,125円	▲200,175円	▲33,000円 (50%軽減)
D (国産ハイブリッド)	[非課税] ★★★★かつ H27年度燃費基準 +20%達成	32.6Km/L	約210万円	22,500円	93,000円	39,500円	▲22,500円	▲93,000円	▲19,500円 (50%軽減)
E (国産車)	非対象車	19.0Km/L	約120万円	24,600円	54,500円	29,500円	0円	0円	0円
F (国産軽自動車)	[50%軽減] ★★★★かつ H27年度燃費基準 達成	24.0Km/L	約90万円	7,500円	24,400円	7,200円	▲3,750円	▲12,200円	0円

○新車と中古車による比較

車名	エコカー減税の区分	燃料消費率 (JC08モード)	車両価格 (税抜き)	減税前			エコカー減税・グリーン化特例軽減額		
				自動車重量税	自動車取得税	自動車税・軽自動車税	自動車重量税	自動車取得税	自動車税・軽自動車税
G (新車ハイブリッド)	[非課税] ★★★★かつ H27年度燃費基準 +20%達成	32.6Km/L	約210万円	22,500円	93,000円	39,500円	▲22,500円	▲93,000円	▲19,500円 (50%軽減)
H (中古車)	非対象車	9.0Km/L	約210万円 (新車時約540万円、 新規登録から3年経過)	32,800円	92,800円	58,000円	0円	0円	0円

注:自動車メーカーHPを参考に作成。

欧州諸国における車体課税・燃料課税に係る税収(対GDP比)の国際比較 [ACEA(欧州自動車工業会)“TAX GUIDE 2012”より作成]

	オーストリア (2010年)	ベルギー (2010年)	デンマーク (2010年)	フィンランド (2010年)	フランス (2009年)	ドイツ (2010年)	ギリシャ (2010年)	アイルランド (2011年)	イタリア (2010年)	オランダ (2010年)	ポルトガル (2011年)	スペイン (2010年)	スウェーデン (2010年)	イギリス (2010年)	(参考)日本 (2012年度)
車体課税	1.48%	1.75%	N.A.	1.65%	0.86%	1.37%	0.95%	1.14%	1.67%	1.17%	1.59%	0.73%	0.97%	1.26%	0.67%
取得課税	0.16%	0.11%	0.77%	0.53%	0.10%	—	0.11%	0.25%	0.07%	0.34%	0.36%	0.06%	—	—	0.04%
保有課税	0.56%	0.41%	0.58%	0.37%	0.07%	0.34%	0.69%	0.64%	0.43%	0.61%	0.23%	0.26%	0.41%	0.40%	0.51%
付加価値税(車体等)	0.76%	1.23%	N.A.	0.74%	0.70%	1.03%	0.15%	0.25%	1.17%	0.22%	1.00%	0.40%	0.56%	0.86%	0.11% (注2)
燃料課税	1.80%	1.78%	0.99%	1.86%	1.66%	1.60%	1.87%	1.64%	2.02%	1.30%	1.45%	1.73%	1.53%	1.86%	0.89% (注3)
合計	3.27%	3.53%	N.A.	3.51%	2.52%	2.97%	2.81%	2.78%	3.69%	2.47%	3.04%	2.46%	2.50%	3.12%	1.56%

(注1) GDPについて、欧州諸国は2010年の値、日本は2012年度の値(2012年度予算ベース)。

(注2) 日本の付加価値税(車体等)については、日本自動車工業会資料による。

(注3) 日本の燃料課税については、燃料に係る個別間接税と付加価値税(燃料)の合計額である。

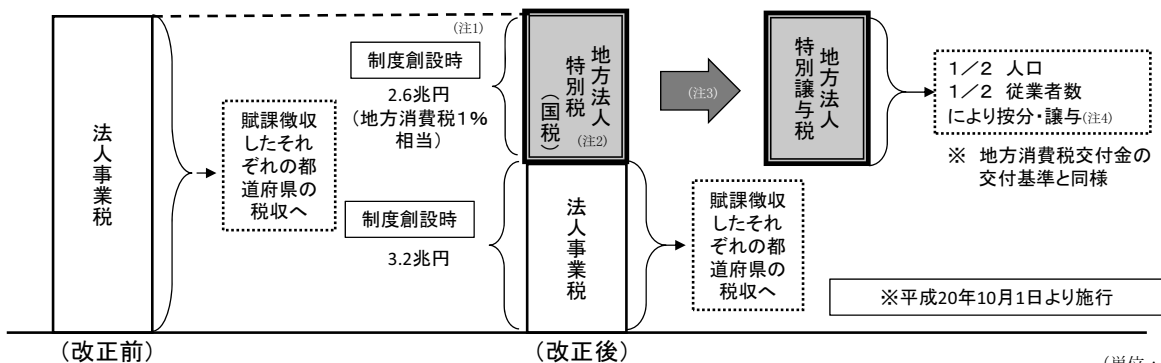
(出典) ACEA “TAX GUIDE 2012”、OECD “National Accounts 2003-2010”、IEA統計資料

IV 地方法人課税

地方法人特別税・譲与税について

地方法人特別税・譲与税(H20年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」<暫定措置法1条>。

➡ **税制の抜本的な改革と併せて抜本的に見直し。**
併せて、地方法人課税のあり方を見直し、税源偏在を是正。<税制抜本改革法第7条第5号>



- (注)
- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
 - 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
 - 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
 - 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位：億円)

	制度創設時の想定	H23実績	H24実績(見込)	H25地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,503	25,793	26,650
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	15,427	16,709	17,643
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,950	▲1,611	▲1,855
東京都	▲3,197	▲1,510	▲974	▲1,329
愛知県	▲414	▲121	▲189	▲161
大阪府	▲265	▲166	▲214	▲218

**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
消費税法の一部を改正する等の法律（抄）**

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

参議院・総務委員会（平成25年3月26日）

片山虎之助君（維新）の質疑に対する新藤総務大臣答弁 ー抜粋ー

今現在ですね、この専門的な検討、これが地財審において検討会を設置して議論いただいております。で、これは少なくともですね、26年4月の地方消費税率の最初の引き上げ、この実施の前までには中身を明らかにしたいと、このようなことでお願いをして今議論していただいております。

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」について

1. 趣 旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定(平成24年3月30日)を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進める。

※平成24年3月30日閣議決定(抜粋)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

2. 委 員(敬称略)

(地方財政審議会委員)

神野 直彦(会長)、鎌田 司、熊野 順祥、小山 登志雄、中村 玲子

(特別委員)

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

関口 智 立教大学経済学部准教授

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

中里 透 上智大学経済学部准教授

沼尾 波子 日本大学経済学部教授

林 正義 東京大学大学院経済学研究科准教授

吉村 政徳 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

石井 隆一 富山県知事(全国知事会地方税財政常任委員会委員長)

吉田 友好 大阪狭山市長(全国市長会都市税制調査委員会委員長)

汐見 明男 京都府井手町長(全国町村会財政委員会委員長)

※ 平成24年 9月20日 第1回開催、10月23日 第2回開催、11月27日 第3回開催
平成25年 1月17日 第4回開催、2月12日 第5回開催、4月11日 第6回開催、
5月14日 第7回開催、5月30日 第8回開催、7月2日 第9回開催、
7月30日 第10回開催予定

日本再興戦略(抄)(H25.6.14 閣議決定)

第I 総論

2. 成長への道筋

(1) 民間の力を最大限引き出す

(前略)このため、政府としては、安定的なマクロ経済環境の整備や経済連携の立ち後れの解消、低コストでのエネルギー供給の実現、投資を阻害する諸規制・制度の見直しなど、我が国企業の競争条件の改善に向けて、これまで以上の強化に取り組むべきは言うまでもない。

生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。(後略)

第II. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

「産業競争力強化法案(仮称)」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自立的・持続的な経済成長を実現する。

① 民間投資の活性化

○ 先端設備の投資促進

・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

④ 事業再編・事業組換の促進

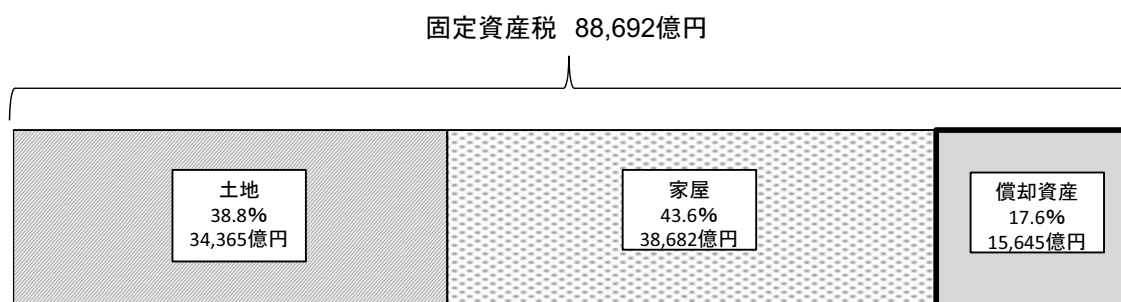
○ 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

・思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編(スピンオフ・カープアウトを含む。)を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講じる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。

V 償却資産に係る固定資産税

固定資産税収の内訳

- 固定資産税収は約8.9兆円（平成23年度決算）と、市町村税収全体（約20.4兆円）の4割以上を占める基幹税。（そのうち償却資産課税は約1.6兆円にのぼる。）



(注) 平成23年度地方財政状況調査による。税額は、超過課税分を含む。

【参考】

- ・自動車取得税（都道府県税） 1,678億円
- ・自動車重量譲与税（市町村分） 3,080億円

産業競争力会議における民間議員意見(抜粋)

○科学技術イノベーション推進体制強化に向けて(抄)
平成25年4月17日 テーマ別会合主査 榊原 定征 氏

○立地競争力の強化に向けて(抄)
平成25年4月17日 テーマ別会合主査 竹中 平蔵 氏

4. 民間におけるイノベーション活動の強化

【重点施策】

- ・ 国内立地促進税制、補助金制度の拡充
- ・ 固定資産税などのイコールフットリング実現

【具体策】

(2) 固定資産税などのイコールフットリング実現

政府が掲げる「世界で一番活動しやすい国づくり」を目指すには、国際的に劣後する立地条件が足枷となっている。償却資産に対する固定資産税を減免するなど、競合国とのイコールフットリングを早急に実現する必要がある。

(2) 世界一ビジネスのしやすい事業環境に ～高コスト体質の是正

○税制などのコスト面での事業環境改善

- ・ 法人税実効税率の引き下げは課題(税率の引き下げ、償却資産課税見直しなど)。ペイアズユーゴーの原則のもとで、早急に対応すべき。
- ・ 国際的な比較において、わが国で償却資産(企業の機械・装置や公益研究財団の評価・研究設備等)に課されている固定資産税は、他国に例を見ない特殊なもので、企業が成長戦略投資を行うにあたって大きな抑制要因。空洞化を防ぎ、国内投資を活性化させる有力な対策として、新規の設備投資に対して償却資産課税の撤廃を行い、併せて長期保有分評価額の最低限度(5%部分)を廃止していくことが重要。
- ・ 一方、既にわが国の実質実効税率の高さ(35.64%)は、韓国(24.2%)、シンガポール(17.0%)などに大幅に劣後しており、このたび英国政府が法人実効税率に関して28%から20%への引き下げ方針を表明したことなどからも、わが国産業の競争力のイコールフットリングを確保する上で、税制の見直しは、高コスト構造是正の大きな課題。わが国も早急に、実質実効税率20%台(少なくとも25%まで)への引き下げの道筋を検討するべき。
- ・ 本来、全国的に実施すべき課題だが、当面まず、「特区」内に限った法人税の大幅引き下げにより、世界最先端のビジネス環境を実現することも考えられる。

未定稿

第6回産業競争力会議(平成25年4月17日)における新藤総務大臣発言(抜粋)

○新藤総務大臣

時間が過ぎて大変恐縮なんですけど、ただ1点ですね、これは是非ご配慮いただきたいのは、今、竹中先生のペーパーの中でですね、3ページにございますが、税の関係であります。特に、この地方税、償却資産課税についてのコメントがありますが、これ市町村税でありまして、代替(財源)がございません。これが約1.6兆円の税収規模になりまして、2,000億程度の自動車取得税ですら大騒ぎになるわけですが、この部分を大幅に削れというのは無理がございます。ですから既にペーパーの中にもありますが、特区に絞ってとか、事業を絞ってという、いろんな工夫をしていかなければならないと思います。

それから、世界に例のない課税であるというのは、これはやっていない国もありますが、フランス、ドイツ、イタリアは行っておりませんが、アメリカ、カナダ、イギリスは一般的に行っております。ですから、それぞれの工夫があるということございまして、そこは「ペイアズユーゴーの原則」を是非入れていただきたい。法人税についても、地方税も含めてですね、これも同じようなことをやらないと、先に進みませんので、是非そこはご配慮賜りたいと、このように思います。

市町村毎に見た場合の償却資産課税のウエイト

○ 償却資産課税は、個々の市町村によっては財政運営の大黒柱に位置付けられるもの。

① 償却資産に係る税収が大きい市町村

(単位:百万円)

順位	市町村名	償却資産税収
1	東京都特別区(注)	134,568
2	神奈川県横浜市	39,430
3	大阪府大阪市	33,605
4	愛知県名古屋市	26,078
5	神奈川県川崎市	22,073
6	兵庫県神戸市	17,402
7	福岡県北九州市	16,445
8	大阪府堺市	13,849
9	三重県四日市市	12,992
10	福岡県福岡市	12,247

(注) 東京都特別区の区域は東京都が課税している。
※ 税収は平成23年度「市町村徴収実績調」に基づく。

② 償却資産に係る税収の割合が高い市町村

(単位:百万円)

順位	市町村名	償却資産税収	市町村税収	税収割合
1	群馬県上野村	1,999	2,077	96%
2	長野県南相木村	961	1,038	93%
3	福島県檜枝岐村	490	547	90%
4	福島県川内村	327	366	89%
5	福島県広野町	972	1,125	86%
6	宮城県木城町	2,773	3,248	85%
7	岡山県新庄村	201	257	78%
8	福島県双葉町	1,082	1,393	78%
9	北海道泊村	2,250	2,924	77%
10	愛知県豊根村	322	432	75%

※ 税収は平成23年度「市町村徴収実績調」に基づく。

償却資産に対する固定資産税の見直し (固定資産税)

経済産業省平成25年度税制改正要望資料

○ 国際的に稀であり、設備投資を抑制する償却資産(工場の設備等)に課される固定資産税の抜本的見直しを図る。

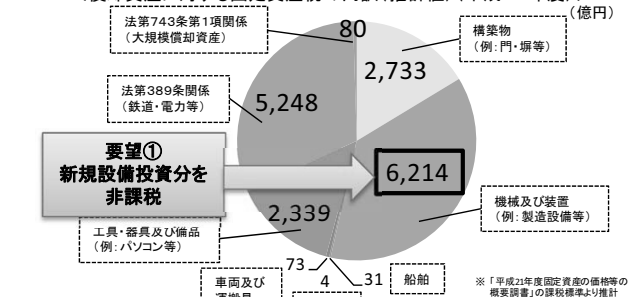
<各国の固定資産税の課税状況>

国名	土地	家屋	償却資産(機械・装置等)
イギリス	○ (事業用レイト、カウンシル税)	○	×
フランス	○ (既建築不動産税、未建築不動産税)	○ (既建築不動産税、住居税)	×
ドイツ	○ (財産税、不動産税)	○	×
イタリア	○ (地方不動産税)	○	×
アメリカ	○ (すべての州で課税)	○	△(一部州)(注1) (2009年に免税化(オハイオ州))
カナダ	○ (財産税)	○	△(一部州)(注2)
韓国	○ (財産税)	○	×
中国	○ (土地使用税)	○ (財産税)	×
日本	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)	○ (固定資産税)

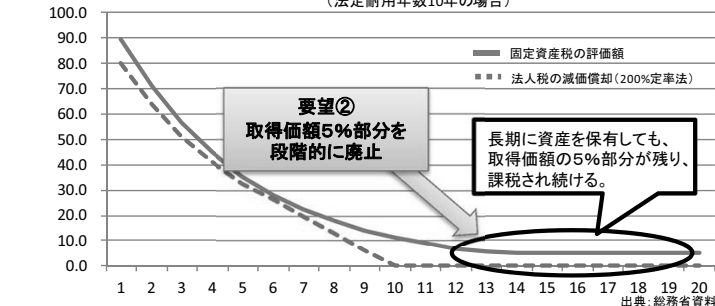
(注1) 工場等の事業用資産への課税状況
課税あり...38州
課税なし...12州
※ 税率は、各州・自治体によって異なる
(例:カリフォルニア州1.25%)

(注2) 工場等の事業用償却資産への課税状況
課税あり...3州
課税なし...7州
(5.6州は、取外し可能な機械設備等は課税として課税)

<償却資産に対する固定資産税の内訳(推計値)(平成21年度)>



<固定資産税の評価額と法人税の減価償却(200%定率法)の相違>



要望内容

国内の工場等の空洞化を防止する観点から、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」の分類(注)について、

- ① 新規の設備投資分を非課税とする。
- ② 長期保有分の評価額の最低限度(5%部分)を段階的に廃止する。

(注) 地方税法389条第1項第2号の規定に基づき総務大臣が指定する償却資産(電力、ガス、鉄道、電気通信等)を除く。

○ 償却資産課税は各国に例がある。

	アメリカ ※1	カナダ ※2	イギリス ※1	中国(香港) ※1, 3	韓国 ※1	フィリピン ※1
名称	財産税 Property Tax	財産税 Property Tax	ビジネス・レイト Business Rate (通称:ノド・マティクレイト Non Domestic Rate)	レイト General Rates	財産税	固定資産税 Real Property Tax
課税団体	州、郡、市町村、 学区、特別区 ※4	州、広域自治体、 地方自治体	国 (市町村等へ交付)	香港政府 (地方政府)	市、郡、区	県、市町村
課税対象資産	全50州1特別区 ○土地・家屋 (45州1特別区) ○ 公益事業資産 ※7(39州) ○ 機械設備 (38州) ○ 有形動産 (38州) ○ 通信関連資産 (37州) ○在庫・棚卸資産(12州) ※5	全10州2準州 ○土地・家屋 (全10州2準州) ○ 公益事業資産 ※7 (5州1準州) ○ 機械設備 (3州1準州) ○ 通信関連資産 (7州1準州) ※6	○事業用不動産 (土地、建物と一体 をなす 構築物 、 機械設備 を含む。)	○土地・家屋 ○ 機械設備	○土地 ○建物 ○ 貯蔵施設 、 ドック施設 、 エネルギー 供給施設等 ○ 船舶 ○ 航空機	○土地・家屋 ○ 機械設備
納税者	所有者	所有者	使用者	所有者又は占有者	所有者	所有者

※1 各国の税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「財産税(償却資産)に係る海外実態調査」(平成19年度にCLAIRを通じて実施)及び「租税に係る海外実態調査」(平成23年度及び平成24年度にCLAIRを通じて実施)に基づく。
 ※2 カナダの税制の内容については、表中に別段の記載がある部分を除き、「カナダの地方団体の概要」(CLAIR REPORT第227号、2002年)及び「各国の資産評価対訳シリーズ 第4集 カナダ(ブリテン・コロンビア州)」(財資産評価システム研究センター、2001年)に基づく。
 ※3 中国(香港)に係る税制の内容については、「香港レイトの仕組みと考え方」(石田和之、資産評価情報No.179、2010.11)に基づく。
 ※4 「アメリカの地方財産税について」(前田高志、オイコミカ第41巻第3・4号、2005年)に基づく。
 ※5 「State and Provincial Property Tax Policies and Administrative Practices(PTAPP):Compilation and Report」(IAAO、2010年)に基づく。
 ※6 「PROPERTY TAX POLICIES and ADMINISTRATIVE PRACTICES in CANADA and the UNITED STATES」(IAAO、2000年)に基づく。
 ※7 州によって異なるが、主なものとして鉄道、電力、ガス等がある。

償却資産課税に係る地方6団体の意見

団体名	意見
全国知事会 「平成25年度税財政等に関する提案」(24年10月)	1. 9. 固定資産税の安定的確保 固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、現行制度を堅持すること。
全国市長会 「平成25年度 都市税制改正に関する意見」の実現方について(24年11月)	3. 償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の5%を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。
全国町村会 「平成25年度税制改正に関する意見」(24年10月)	4. 固定資産税の安定的確保 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、次により、税収が安定的に確保できるようにすること。 ア 償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障を生じることも踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。(イ略)
全国市議会議長会 「要望書」(24年7月)	2. 3. 都市税源の充実強化(2) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。特に、商業地等にかかる固定資産税の負担水準を当該年度の評価額の70%を上限としていることや、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
全国町村議会議長会 「平成25年度 国の予算編成並びに施策に関する要望」(24年7月)	第3. 2. 地方税等自主財源の強化(5) 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

VI その他地方税制の課題

①ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	ゴルフ場の利用行為
3. 納税義務者	ゴルフ場の利用者
4. 税率	標準税率：1人1日につき800円（制限税率：1,200円） ※都道府県は、ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
5. 交付金	収入額のうち10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付（平成元年）
6. 税収 （平成23年度決算額）	506億円（うち交付金額356億円）
7. 沿革	昭和29年 入場税（国税）第三種の施設利用に対して「娯楽施設利用税」を創設。 昭和41年 娯楽施設利用税市町村交付金制度創設1/6（→46年1/3→48年1/2） 平成元年 消費税創設に伴い課税対象をゴルフ場に限定し「ゴルフ場利用税」と改称（交付率改定7/10） 平成15年 非課税措置創設（18歳未満、70歳以上、障害者、国体のゴルフ競技、学校の教育活動として行う場合）。

ゴルフ場利用税に関する地方団体の意見（抜粋）

地方関係団体からは、ゴルフ場利用税交付金が市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、現行制度を堅持してほしい旨の要望が毎年なされている。

○ 全国知事会：平成25年度税財政等に関する提案（平成24年10月）

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

10 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持すること。

○ 全国市長会：「平成25年度都市税制改正に関する意見」の実現方について（平成24年11月）

2. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する大変貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 全国町村会：平成25年度税制改正に関する意見（平成24年10月）

8. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

ゴルフ場利用税交付金と市町村財政（具体例）

① 額が大きい市町村

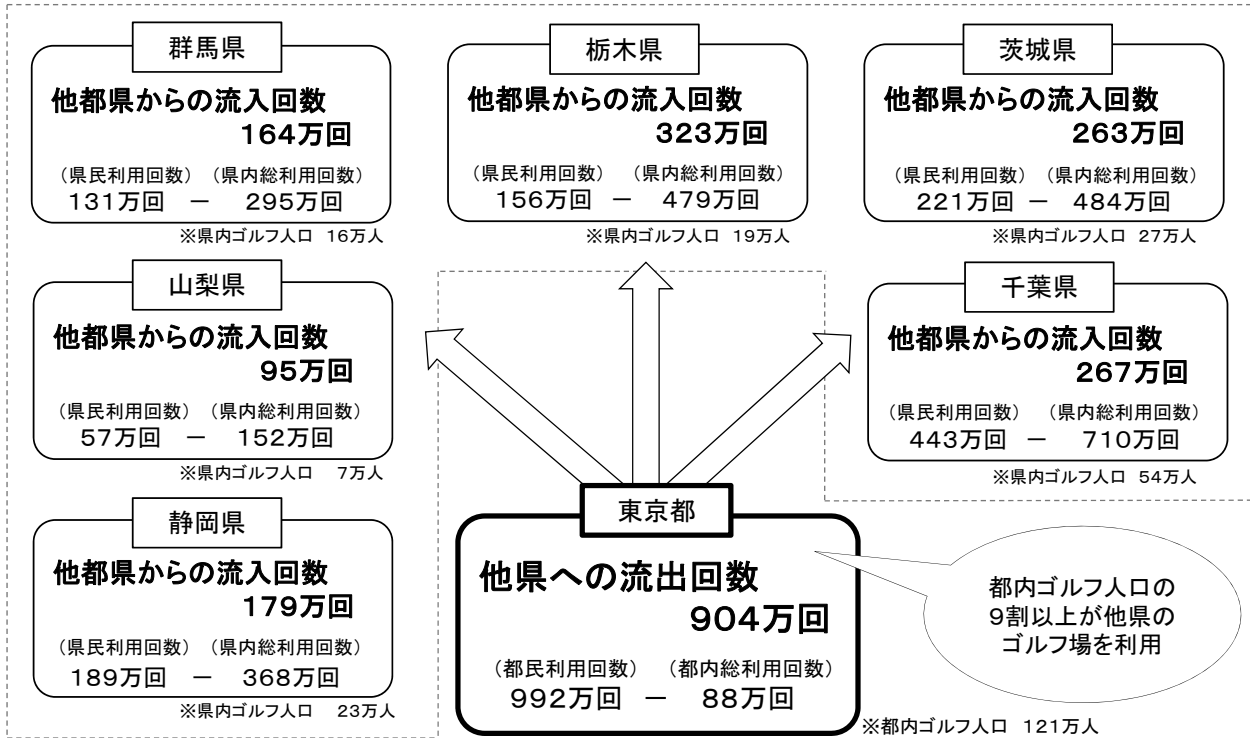
		ゴルフ場利用税 交付金
1	千葉県市原市	670
2	兵庫県三木市	664
3	兵庫県神戸市	470
4	滋賀県甲賀市	451
5	愛知県豊田市	423
6	兵庫県加東市	396
7	栃木県栃木市	362
8	三重県津市	355
9	奈良県奈良市	271
10	宮崎県宮崎市	245

② 率の大きい市町村

		地方税等 (A)	ゴルフ場利用税 交付金 (B)	(B)/(A)
1	京都府笠置町	246	44	18.0%
2	京都府南山城村	492	78	16.0%
3	奈良県山添村	663	69	10.5%
4	高知県芸西村	477	42	8.9%
5	千葉県大多喜町	1,451	108	7.4%
6	千葉県睦沢町	978	72	7.4%
7	群馬県高山村	610	45	7.3%
8	長野県売木町	99	7	6.7%
9	沖縄県恩納村	1,527	92	6.1%
10	千葉県長南町	1,603	96	6.0%

※平成23年度決算値(単位:百万円)。「地方税等」とは、地方税、地方譲与税、税交付金の合計である。

東京都のゴルファーの他県ゴルフ場の利用回数について(推計)



(注) ・「県内(都内)ゴルフ人口」は、ゴルフ場又は練習場を利用した人数であり、「平成23年社会生活基本調査」における「スポーツの種類別行動者数」による。
 ・「県民(都民)利用回数」は、県内(都内)ゴルフ人口に、上記の都県、神奈川県及び埼玉県における平均ゴルフ場利用回数(3,189万回/390万人/≒8.2回)を乗じて推計。
 ・「県内(都内)総利用回数」は、「ゴルフ場利用税の課税状況等からみたゴルフ場の数・利用者数等」(一社日本ゴルフ場事業協会)における各都道府県別の「延利用者数」より。
 ・神奈川県及び埼玉県においても、県民利用回数が県内総利用回数を超過し、他都県へ流出している(神奈川県:284万回、埼玉県:112万回)が、上記の図においては、その傾向が顕著な東京都の例を図示。

②地球温暖化対策に関する財源確保

平成25年度税制改正大綱(抄)

平成25年1月24日
自由民主党・公明党

第三 検討事項

10 地球温暖化対策は、エネルギー起源CO₂排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第七条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第7条

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

ヲ 森林吸収源対策(森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等のための対策をいう。)及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

石油石炭税の上乗せ分について

- 課税主体：国
- 納税義務者：原油等を採取する者及び原油等を保税地域から引き取る者
※「原油等」とは、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。
- 税収の使途：エネルギー起源CO2排出抑制対策
※石油石炭税の上乗せ分は、地球温暖化対策を推進するため導入されたものであるが、現在は、エネルギー起源CO2排出抑制対策に充てられている。また、石油石炭税の上乗せ分の税収は、本則分とともに、国のエネルギー特会へ繰り入れられる。

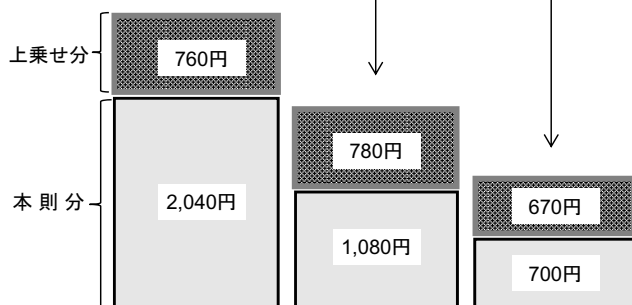
税率（段階的引上げ）

	原油・石油製品 [1kl当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
24年度 (10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

税収 [上乗せ分]
391億円
1,974億円
2,623億円

※26年度は総務省試算数値



租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第九十条の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、(略)石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)

第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)(抄)

(略)石油石炭税の税率の特例は、(略)現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せするものである。また、その税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源CO2排出抑制の諸施策を着実に実施していく。

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)(抄)

第九十条 (略)燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(略)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金(略)の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(略)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。(以下略)

VII 課税自主権

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (平成24年4月1日現在)

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割	33団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
所得割	1団体	神奈川県
法人均等割	33団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、 滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根 県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐 賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
法人税割	46団体	静岡県を除く46都道府県

<法人事業税> 8団体 (宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県)

<自動車税> 1団体 (東京都)

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割	2団体	北海道夕張市、神奈川県横浜市
所得割	2団体	北海道夕張市、兵庫県豊岡市
法人均等割	399団体	
法人税割	999団体	

<固定資産税> 160団体

<軽自動車税> 30団体
 【北海道】函館市、夕張市、美幌市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、
 由仁町、南穂町、栗山町、浦臼町、滝上町
 【青森県】勝ヶ沢町【山梨県】早川町
 【島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市
 【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市
 【高知県】高知市、須崎市

<鉱産税> 31団体

<入湯税> 2団体 (三重県桑名市、岡山県美作市)

イ 超過課税の規模 (平成23年度決算)

道府県税(団体数(注))		
道府県民税	個人均等割 (31団体)	185.3億円
	所得割 (1団体)	24.7億円
	法人均等割 (31団体)	93.7億円
	法人税割 (46団体)	859.9億円
法人事業税 (8団体)		910.5億円
自動車税 (1団体)		13百万円
道府県税計		2,074.1億円
市町村税(団体数(注))		
市町村民税	個人均等割 (2団体)	16.2億円
	所得割 (2団体)	0.7億円
	法人均等割 (402団体)	154.2億円
	法人税割 (1,004団体)	2,108.5億円
固定資産税 (160団体)		357.6億円
軽自動車税 (33団体)		7.3億円
鉱産税 (33団体)		10百万円
入湯税 (2団体)		24百万円
市町村税計		2,644.7億円
超過課税合計		4,718.8億円

※ 地方法人二税の占める割合: 87.5%

(注) 団体数は、平成23年4月1日現在。

法定外税の状況

(金額は平成23年度決算額)
(件数は平成24年3月31日現在)

平成23年度決算額 316億円 (地方税収額に占める割合 0.09%)

1 法定外普通税 [216億円 (20件 ※H25.4時点19件)]

[都道府県]

石油価格調整税	10	沖縄県	H24.12.30失効
核燃料税	40	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県	
核燃料等取扱税	6	茨城県	
核燃料物質等取扱税	146	青森県	
計	202億円 (*1)	(14件 ※H25.4時点13件)	

[市区町村]

山砂利採取税	0.03	城陽市(京都) (*2)	
砂利採取税	0.1	中井町(神奈川)、山北町(神奈川)	
別荘等所有税	5	熱海市(静岡)	H24.5.31失効
歴史と文化の環境税	0.6	太宰府市(福岡)	
使用済核燃料税	4	薩摩川内市(鹿児島)	
狭小住戸集合住宅税	4	豊島区(東京)	H25.3.30施行
空港連絡橋利用税	—	泉佐野市(大阪府)	
計	14億円	(6件 ※H25.4時点6件)	

2 法定外目的税 [100億円 (36件 ※H25.4時点36件)]

[都道府県]

産業廃棄物税等	71	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県	(*3)
宿泊税	8	東京都	
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県	
計	80億円	(29件 ※H25.4時点29件)	

[市区町村]

山砂利採取税	0.1	城陽市(京都) (*2)	
遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)	
環境未来税	1.4	北九州市(福岡)	
使用済核燃料税	6	柏崎市(新潟)	
環境協力税	0.2	伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄) 渡嘉敷村(沖縄)	
計	20億円	(7件 ※H25.4時点7件)	

*1 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、法人税の修正申告等に伴う更正により、平成23年度の税収が約0.03億円発生しているため、その額も計には含めている。
 *2 京都府城陽市の山砂利採取税は、平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。そのため、平成23年4月～5月は法定外普通税、6月以降は法定外目的税としての税収。件数は法定外目的税(平成24年3月31日現在)にのみ含めて算出。
 *3 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
 *4 端数処理のため、計が一致しない。

最高裁判所判決要旨（平成25年3月21日）

○ 主文

原判決（神奈川県勝訴の東京高裁判決）を破棄する。
被上告人の控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

○ 理由

・普通地方公共団体の税目、課税客体、課税標準、税率等については、憲法上、租税法律主義の原則の下で、法律においてその準則を定めることが予定され、普通地方公共団体の課税権は、これに従って行使されなければならない。

・地方税法に定める法定普通税の規定は、別段の定めのあるものを除き、任意規定ではなく強行規定であると解されるから、普通地方公共団体は、地方税法に定める準則に拘束され、これに従わなければならない。

・法人税法の規定の例により欠損金の繰越控除を定める地方税法の規定は、法人事業税に関する同法の強行規定であるというべきである。

・事業年度ごとの所得の金額の変動の大小にかかわらず、法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から、地方税法の規定によって欠損金の繰越控除の適用が定められている。仮に条例にこれを排除する規定が設けられたとすれば、地方税法の強行規定に矛盾抵触するものとして違法、無効である。

・特例企業税を定める本件条例の規定は、地方税法の定める欠損金の繰越控除の適用を一部遮断することをその趣旨、目的とし、欠損金の繰越控除を実質的に一部排除する効果を生ずるものであり、地方税法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものであって、地方税法の強行規定と矛盾抵触するものとしてこれに違反し、違法、無効である。

神奈川県法定外普通税「臨時特例企業税」（概要）

神奈川県が臨時特例企業税を新設した理由

- 神奈川県においては、極めて厳しい県財政（法人関係の税収がピーク時（平成2年）の半分以下）の中で、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していない法人が7割を超えていた。
- そこで、当期利益が黒字になっているにもかかわらず、欠損金の繰越控除制度により、法人事業税について税負担が生じていない法人に対し、相応の負担を求めるため、法定外普通税として以下の制度を設けることとした。
- 県としては、全国共通の外形標準課税が導入されるまでの臨時・特例的な措置としていた。

※ 平成16年4月以降は、臨時特例企業税の税率を3%から2%に引下げ

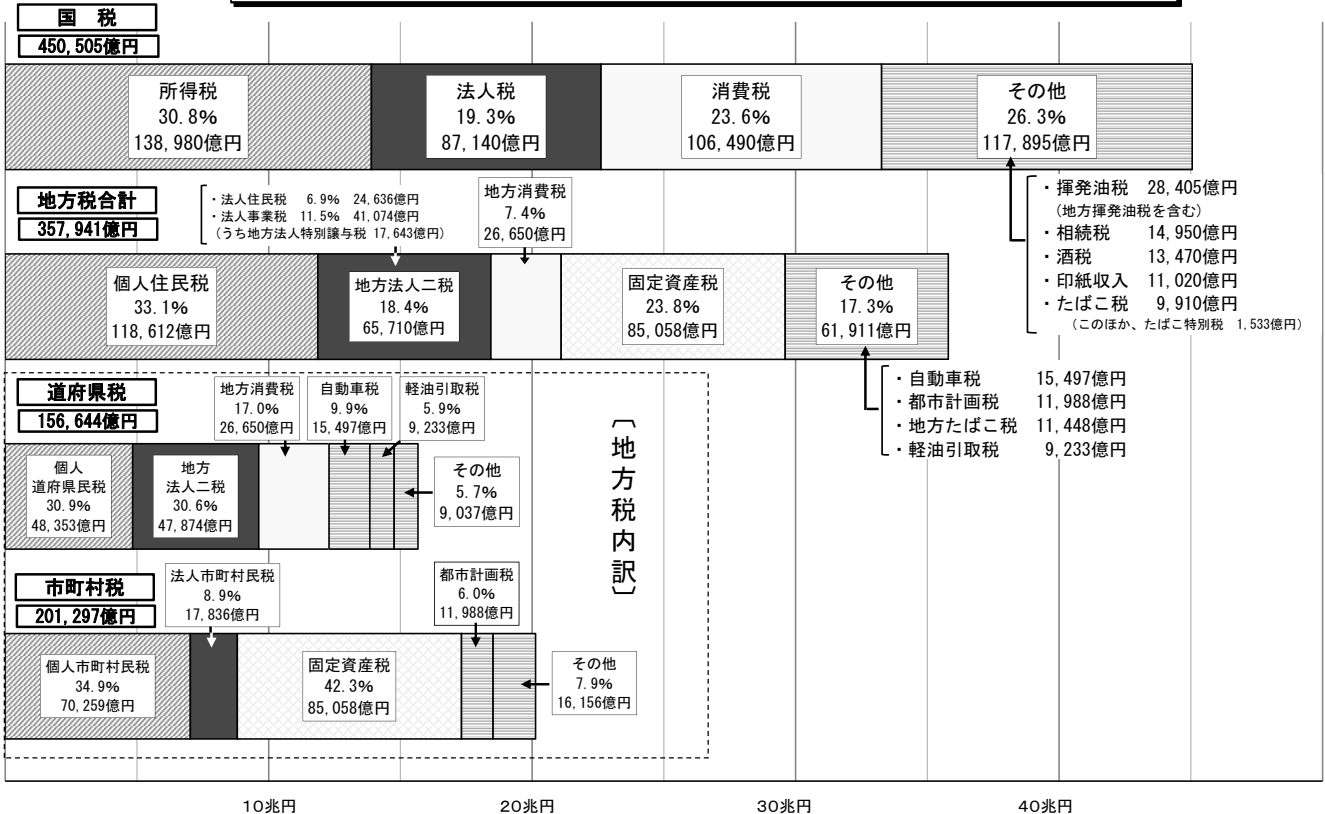
臨時特例企業税の概要

納税義務者	・法人事業税の課税標準である所得の計算において繰越控除欠損金を損金に算入し、 ・当期利益が出ている、 ・資本金額又は出資金額が5億円以上 の神奈川県内に事務所又は事業所を設けて事業活動を行う法人（納税者数：約1,700社）
課税客体	法人の事業活動
課税標準	法人の事業税の課税標準である所得の金額の計算上、繰越控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合における当該各課税事業年度の所得の金額に相当する金額（当該金額が繰越控除欠損金額に相当する金額を超える場合は、当該繰越控除欠損金額に相当する金額）
税率	平成13年8月～ 3%（農協などの特別法人2%） 平成16年4月～ 一律2%
課税期間	平成13年8月1日～平成21年3月31日
税収額	約480億円（平成14～24年度累計）

※今回の敗訴判決を受けて、上記に加え、約156億円の利息相当額を支払。

参考資料

国税・地方税の税収内訳（平成25年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別税を加えた額である。

平成25年度地方税収入見込額

(単位: 億円)

税 目	23年度決算額	24年度計画額	24年度 決算見込額	25年度計画額	対前年度計画比		対前年度決見比	
	A	B	C	D	D-B	D/B	D-C	D/C
個人住民税	112,876	117,187	117,149	118,612	1,425	101.2%	1,463	101.2%
地方法人二税	60,464	64,097	64,280	65,710	1,613	102.5%	1,430	102.2%
地方消費税	25,504	26,466	25,511	26,650	184	100.7%	1,139	104.5%
自動車税	15,972	15,677	15,860	15,497	▲ 180	98.9%	▲ 363	97.7%
固定資産税	88,334	84,635	84,548	85,058	423	100.5%	510	100.6%
地方たばこ税	11,928	10,959	11,760	11,448	489	104.5%	▲ 312	97.3%
その他	35,825	34,687	35,680	35,182	495	101.4%	▲ 498	98.6%
地方税計	350,903	353,133	354,788	357,941	4,808	101.4%	3,153	100.9%

(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

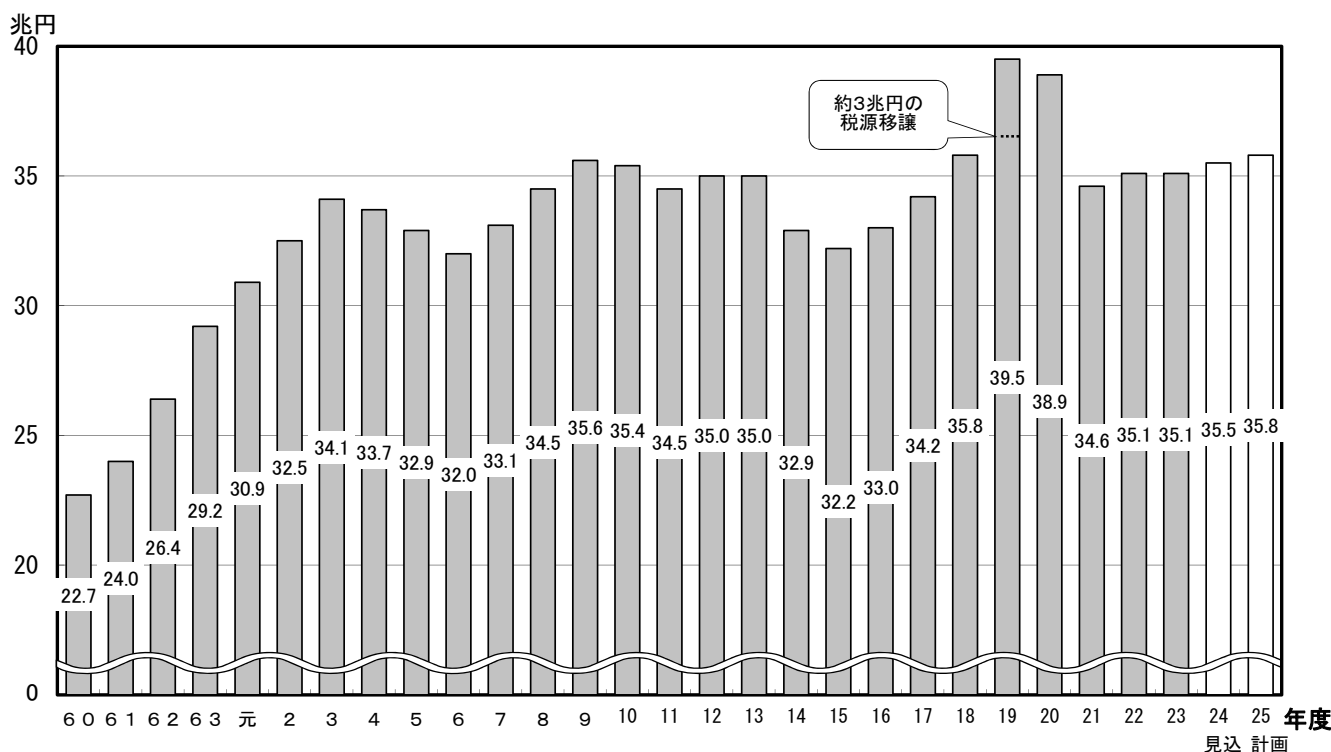
(注2) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

(注3) 平成25年度及び平成24年度地方財政計画額の「地方税計」は、それぞれ「東日本大震災による減免等」による減収分※を差し引いているため、各税目の合計と一致しない。

※ 平成25年度 都道府県税計79億円、市町村税計137億円

平成24年度 都道府県税計156億円、市町村税計419億円

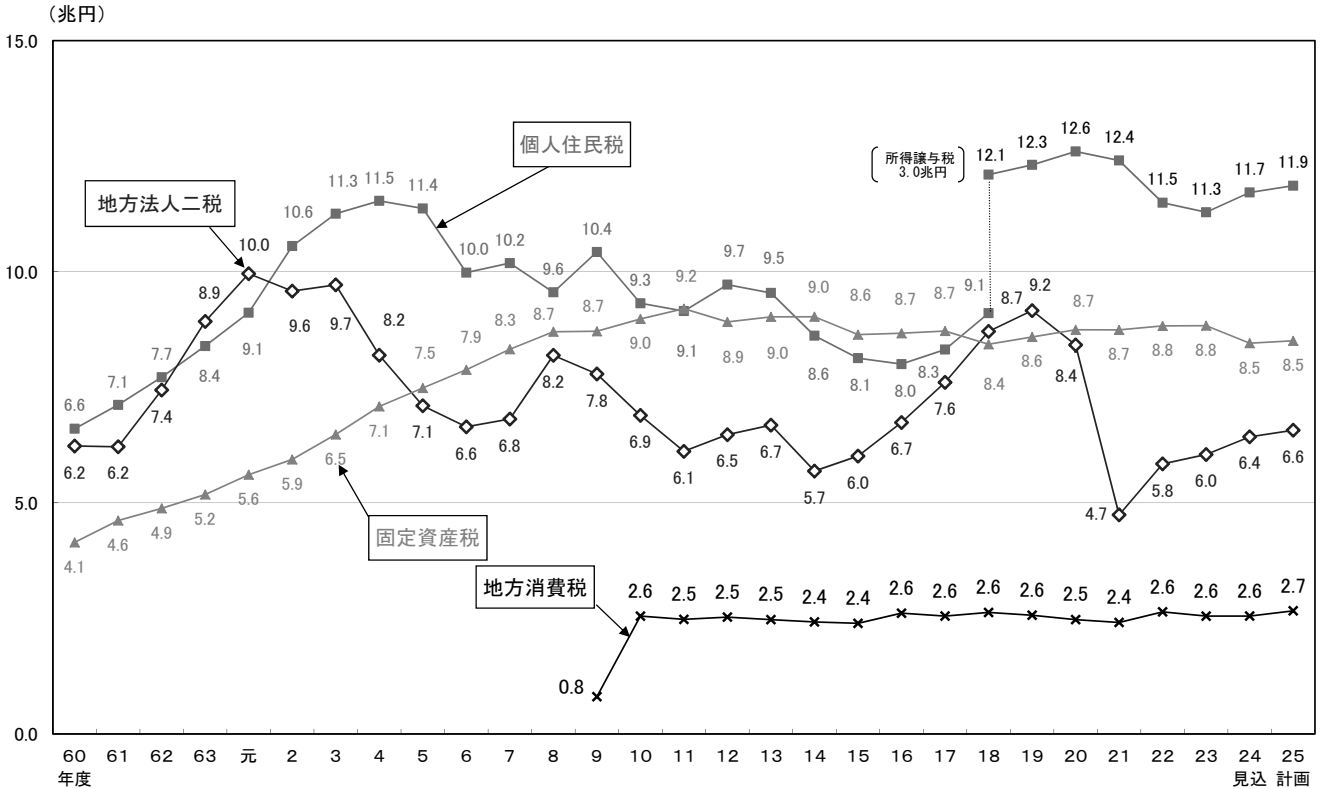
地方税収(地方財政計画ベース)の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

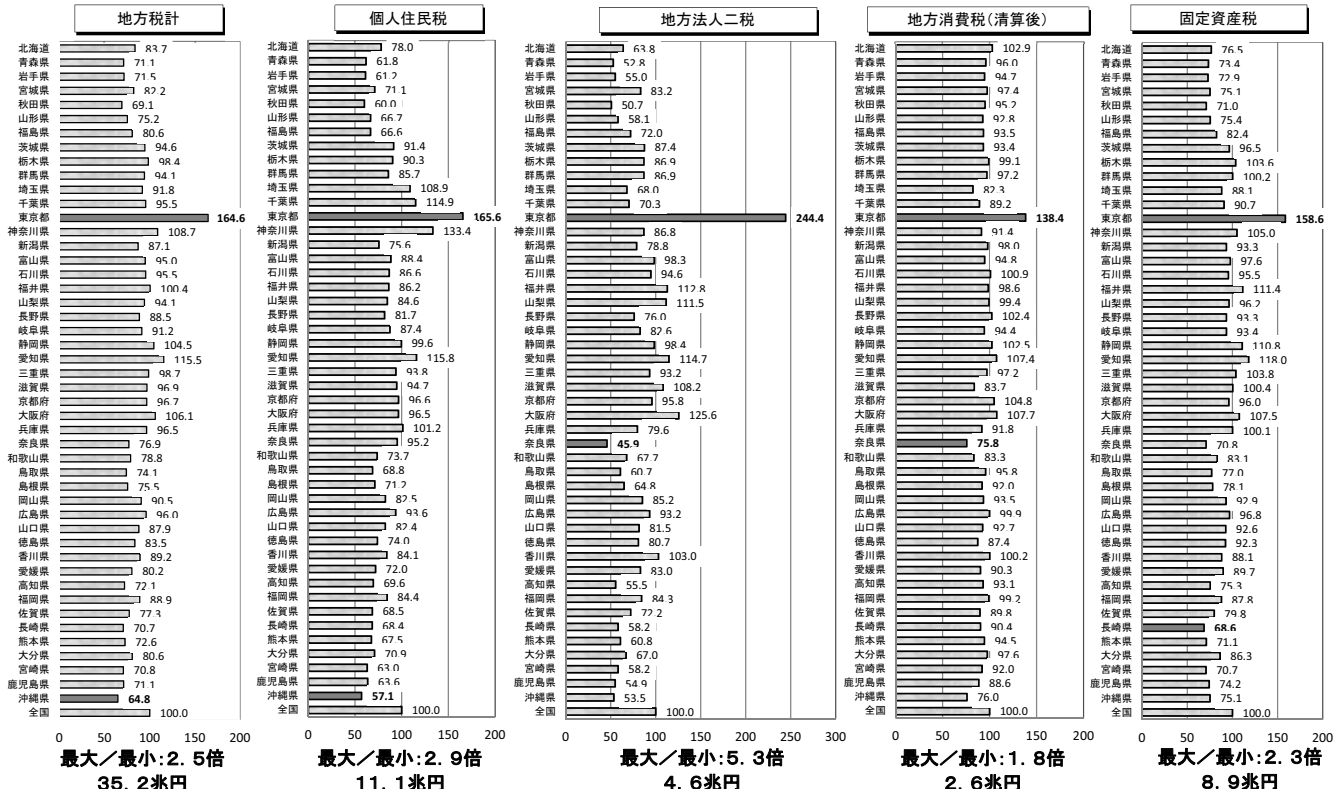
2 平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額である。

主要税目（地方税）の税収の推移



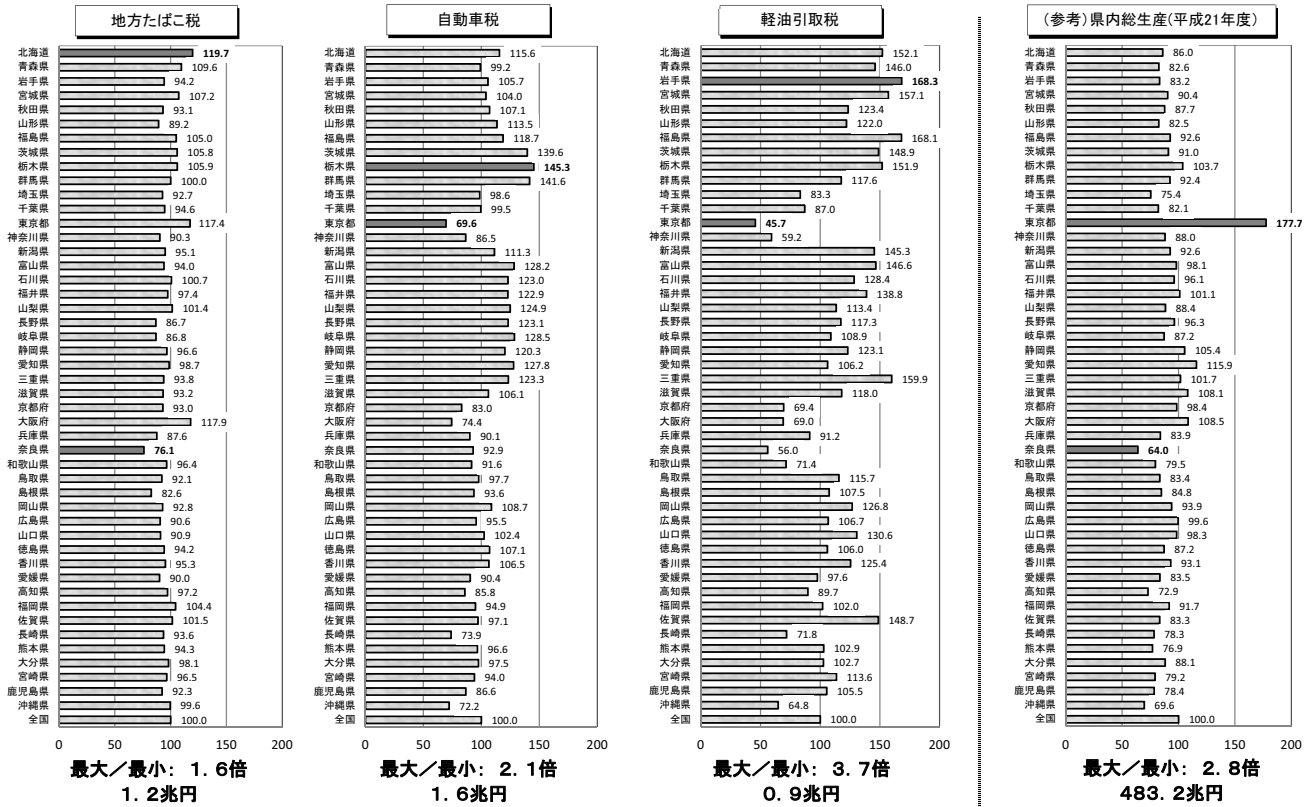
(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 2 平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成23年度決算額)



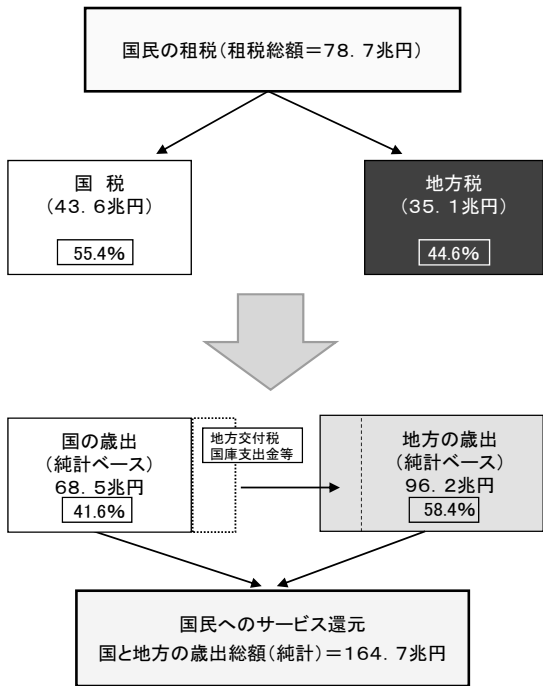
※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

人口一人当たりの税収額の指数(平成23年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。
 (注2) 自動車税の税収額は、超過課税を除いた額である。
 (注3) 軽油引取税の税収額は、平成21年度改正前の目的税率を含む額である。
 (注4) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 (注5) (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額であり、人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

国・地方の税源配分について(平成23年度)



(注) 現在精査中であり、異動する場合がある。
 (注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 国税には、地方法人特別税を含まない。

◎税源配分の推移

年度	租税総額	国税	地方税
H21	74.2兆円	39.6兆円 [53.3%]	34.6兆円 [46.7%]
H22	77.4兆円	42.3兆円 [54.7%]	35.1兆円 [45.3%]
H23	78.7兆円	43.6兆円 [55.4%]	35.1兆円 [44.6%]
H24見込(速報値)	80.9兆円	45.4兆円 [56.1%]	35.5兆円 [43.9%]
H25計画	80.8兆円	45.1兆円 [55.7%]	35.8兆円 [44.3%]

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
 国税には、地方法人特別税を含まない。
 (注) 24年度決算見込額は速報値であり、最終的な決算額とは異同が生じることがある。

社会保障制度改革について

社会保障制度改革国民会議について

- 社会保障制度改革国民会議（国民会議）は、社会保障制度改革推進法（改革推進法）に基づき、設置（設置期限：平成25年8月21日）。
- 改革推進法に規定された「**基本的な考え方**」、社会保障4分野（年金、医療、介護、少子化対策）に係る「**改革の基本方針**」及び3党実務者協議でとりまとめた「**検討項目**」に基づき、審議。
- 政府は、法律の施行後1年以内（平成25年8月21日まで）に、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講ずることとなっている。（改革推進法第4条）

【国民会議の委員】

（会長） 清家 篤	慶應義塾長	神野 直彦	東京大学名誉教授
（会長代理） 遠藤 久夫	学習院大学経済学部長	永井 良三	自治医科大学学長
伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授	西沢 和彦	日本総合研究所調査部上席主任研究員
大島 伸一	国立長寿医療研究センター総長	増田 寛也	野村総合研究所顧問
大日向雅美	恵泉女学園大学大学院 平和学研究科教授	宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授	宮本 太郎	中央大学法学部教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
榊原 智子	読売新聞東京本社編集局 社会保障部次長		

○社会保障制度改革推進法（「基本的な考え方」部分抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

○社会保障制度改革推進法（基本方針部分抜粋）

第2章 社会保障制度改革の基本方針

（公的年金制度）

第5条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

（医療保険制度）

第6条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

（介護保険制度）

第7条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

（少子化対策）

第8条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2

平成 24 年 11 月 16 日 民主党・自由民主党・公明党 三党実務者協議

検討項目

○ 医療の改革

- ① 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保
- ② 医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を実施
- ③ 医療の在り方について、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

○ 介護の改革

介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保

○ 年金の改革

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善
（低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等）

○ 少子化対策

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施

3

国民会議の開催状況①

第1回（平成24年11月30日）

第2回（12月7日）

・社会保障4分野のこれまでの取組状況と今後の課題について意見交換

第3回（平成25年1月21日）（安倍政権発足後初会合、安倍総理ご出席）

第4回（2月19日）・ヒアリング及び意見交換（経団連、経済同友会、日商、連合）

第5回（2月28日）・ヒアリング及び意見交換（全国知事会、全国市長会、全国町村会、財政審）

第6回（3月13日）

・「基本的な考え方」の整理に向けた議論、これまでの議論の積み重ね等の共有（医療・介護シミュレーション等）

第7回（3月27日）【医療・介護①】

・関係者を交えての議論（歯科医師会、薬剤師会、看護協会、四病院協、老施協、民間介護事業推進委員会）

第8回（4月4日）【医療・介護②】

・関係者を交えての議論（健保連、協会けんぽ、国保中央会、後期高齢者医療広域連合協議会）

第9回（4月19日）【医療・介護中心の集中討議③】

・委員プレゼンテーション等、関係者を交えての議論（日本医師会）・懇談会

第10回（4月22日）【医療・介護④】・これまでの議論の整理（医療・介護分野）

4

国民会議の開催状況②

第11回（5月9日）【少子化対策①】・委員からのプレゼンテーション等

第12回（5月17日）【少子化対策②、年金①】

・これまでの議論の整理（少子化対策）、委員からのプレゼンテーション等（年金）

第13回（6月3日）【年金②】・これまでの議論の整理

第14回（6月10日）【2巡目の議論①（医療・介護）】

第15回（6月13日）【2巡目の議論②（医療・介護・年金）】

第16回（6月24日）【2巡目の議論③（少子化対策・年金等）】

第17回（7月12日）【報告書のとりまとめに向けた議論】

第18回（7月29日）【報告書のとりまとめに向けた議論（総論）】

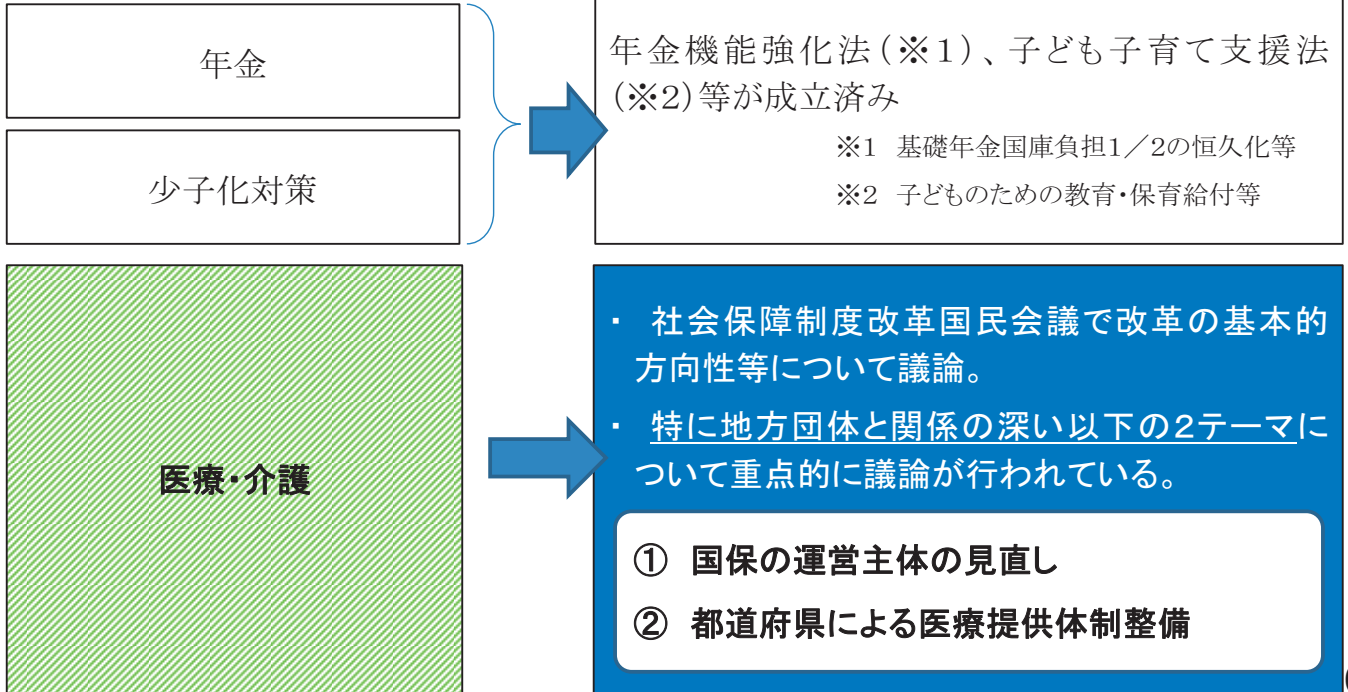
第19回（8月2日）【報告書のとりまとめに向けた議論（各論）】

第20回（8月5日）【報告書のとりまとめに向けた議論】

5

社会保障制度改革に関する議論のポイント

【国民会議の検討項目】 (社会保障4分野)

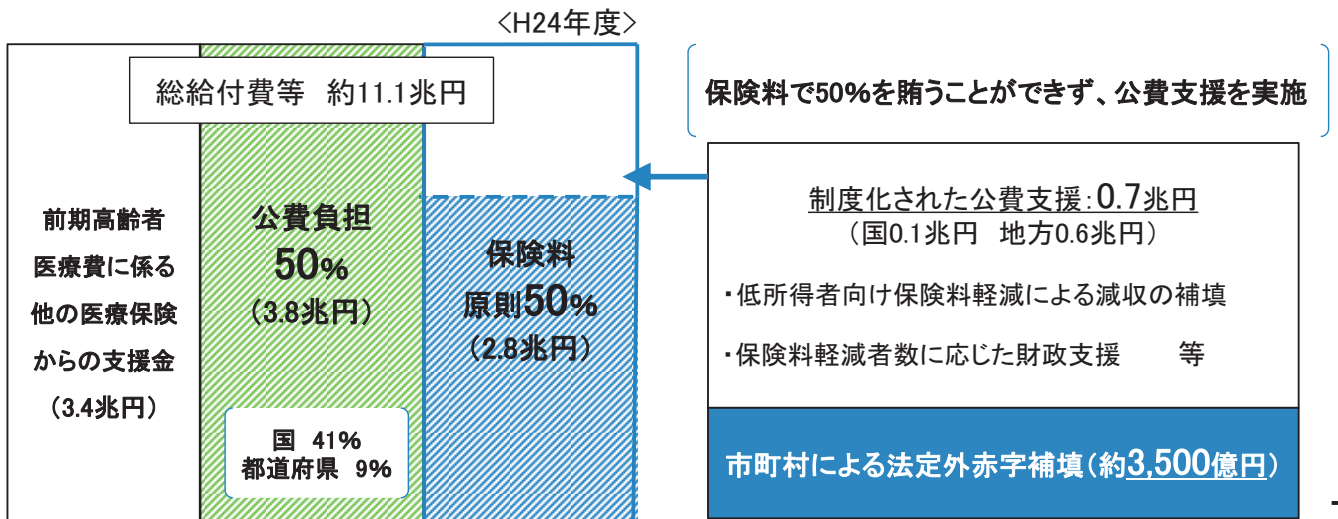


6

市町村国民健康保険の基本的な仕組み

- ・ 市町村国民健康保険の保険者数は1,717団体、加入者数は3,520万人。
- ・ 加入世帯主の職業別構成割合は以下のとおり。

75歳未満の年金生活者、失業者等の無職者	・・・	42.6%
一定の非正規雇用者等の被用者	・・・	35.8%
農林水産業・自営業	・・・	17.3%



7

市町村国民健康保険の抱える構造的な問題

<国民健康保険制度の運営に関する問題>

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

・平均年齢・医療費 国保(50歳・29.9万円)、健保組合(34歳・14.2万円)

②所得水準が低い

・一世帯あたり平均所得:国保(145万円)、健保組合(374万円)

・無所得世帯割合:27.8%

※無所得世帯とは、収入-経費(又は税法上の給与所得控除等)が0以下の世帯。

③保険料負担が重い

・世帯保険料/世帯所得(平均)

市町村国保(9.8%)、健保組合(5.0%) ※健保は本人負担分のみの推計値

多額の一般会計繰入・ 繰上充用の発生

市町村による法定外繰入額

→ 約3,500億円

繰上充用額 → 約1,500億円

※H23決算

赤字構造問題の
抜本的解消が必要

<保険者のあり方に関する問題>

④財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

・1717保険者中3000人未満の小規模保険者 423 (全体の1/4)

⑤市町村単位で運営しているため格差が大きい

・一人あたり医療費の市町村間格差 3.4倍(都道府県間格差 1.4倍)

・一人当たり保険料の市町村間格差 4.5倍(都道府県間格差 1.7倍)

国保の運営主体を都道府県とする
など国保広域化による対応が必要

医療提供体制整備に関する都道府県の役割

都道府県は、地域の保健医療政策に大きな責任を担っている。

【地域医療に関する都道府県の主な業務】

① 医療計画の策定 (医療法)

- ・ 一般病床、療養病床等種類別の基準病床数の設定
- ・ 救急医療等政策医療の確保に関する事項
- ・ 生活習慣病の予防等に関する事項 等

② 医療費適正化計画の策定 (高齢者医療法)

- ・ 平均在院日数、特定健診の実施率等の目標の設定
- ・ 目標達成のための取り組みに関する事項 等

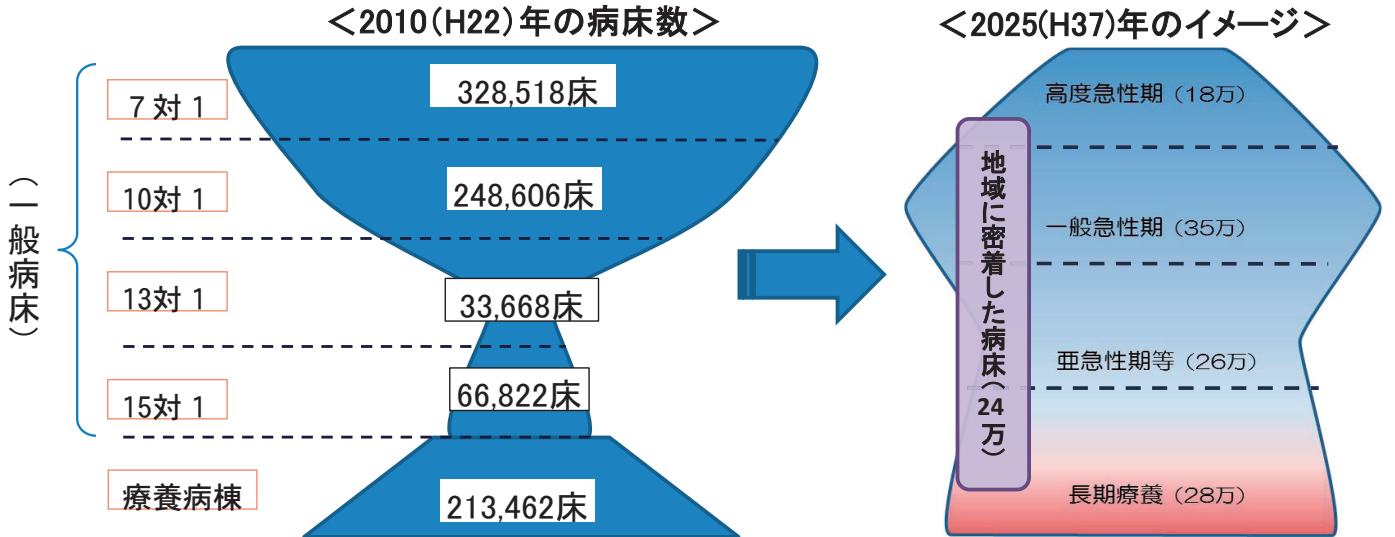
③ 健康増進計画の策定 (健康増進法)

- ・ 喫煙者の割合、運動習慣のある者の割合等の目標の設定
- ・ 目標達成のための取り組みに関する事項 等

④ 国が定める人員・施設基準に基づく医療機関の監督(医療法)

医療提供体制整備に関する課題

- ・現在、病床は、診療報酬が高い看護体制の手厚いものに極端に偏った状況。
- ・効率的な医療サービス提供に必要な将来の病床数のあり方と異なっており、病床の再編等が課題。



※7対1(患者7人につき看護師1人配置)等は診療報酬上の区分

保険局医療課調べ 10

社会保障制度改革の主な課題に関する地方の基本的考え方

① 国保の運営主体の見直し

- (1) 国保の運営主体のあり方を見直すことについては、国保の財政上の構造問題の解決等が前提であること。また、都道府県と市町村の適切な役割分担が必要であること。
- (2) 後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い生じる国費については、国保に優先的に投入すること。

＜法定外赤字補填の解消策イメージ＞

社会保障・税一体改革において国保に投入することとされている2,200億円の内数

法定外赤字補填額: 約3,500億円	
①消費増税分の活用 約1,700億円	②後期高齢者医療制度の見直しによって生じる財源の活用 ＜見直しによって生じる財源＞ 約2,300億円

② 都道府県による医療提供体制整備

- ・ 望ましい医療提供体制の実現に向けた具体的方策等を明らかにすること。

③ 地方の協力等

- ・ 社会保障制度改革については、企画立案段階からの国と地方の協力等が不可欠。

(参考)H25.6.5 国と地方の協議 地方六団体提出資料(抜粋)

- ・ 国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障・税一体改革時に2,200億円の公費を投入することとされており、まずはこれを確実に実施することが必要であるが、国保の構造的な問題を解決するためには不十分である。
- ・ 現在、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することに伴い不要となる2,300億円の国費を国保に優先的に投入するという議論がなされているが、当面の国保の赤字解消を図るため、国の責任において早急に実施するべきである。
- ・ 今後も増嵩が見込まれる保険給付費に対して、医療費適正化の推進、安定した財源確保など国保財政安定化のための措置をさらに講ずるとともに、国保の抱える課題が早期に解決されるよう地方との十分な協議を求めたい。
- ・ また、国民会議では、国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとした上で、国保の保険者のあり方について議論すべきである。

12

(参考)地方の意見を踏まえた医療改革を求める決議

(H25.7.8 全国知事会議)

現在、社会保障制度改革国民会議において、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る改革の議論が進められており、医療の分野に関しては、国保の保険者を都道府県とすることや後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により不要となる国費を国保に優先的に投入すること、それに併せ、2025年にあるべき医療の姿に向けて都道府県の役割を拡大し、地域医療提供体制を整備する等について議論が行われている。

都道府県としては、国保について、構造的な問題が解決され持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟であり、また、今後とも、医療計画をはじめ医療費適正化計画、健康増進計画の作成・推進等を通じて地域の保健医療政策において役割と責任を果たしていく考えである。

社会保障制度の改革に当たっては、住民と直接向き合う地方はまさに社会保障の運営責任者であり、企画立案の段階から国と地方の緊密な連携・協力が不可欠であるが、これまで地方と十分な協議が行われたとは言い難い。

政府は、本年8月21日までに、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講ずることとなっているが、地方の意見を踏まえない拙速な改革は断じて認めることはできない。医療改革の具体化に当たっては、国と地方の協議の場分科会等において真摯に議論し、地方の了解の上で進めることを、全国知事会として強く要請するものである。

13

(参考) 社会保障制度の充実強化に関する決議(H25.6.5 全国市長会決議抜粋)

2 国民健康保険制度について

(1) 社会保障制度改革国民会議においては、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とする方向で検討していくこととしている。国民会議の方向性を尊重し、国保の構造的問題の解決や財政基盤の強化を図り、持続可能な制度として、施行時期を明確にしたうえで、早急に都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合を行うこと。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 国保は、被用者保険からの退職者等、前期高齢者の大半を受け入れているため、財政的な構造問題を多く抱えている。その解決に向けて、社会保障制度改革国民会議において提案されている後期高齢者支援金への総報酬割の拡大等、新たな制度の見直しによって生じる財源については、国保への支援対策として活用すべきであること。

14

(参考) 国民健康保険に関する要請(H25.6.14 全国町村会決議抜粋)

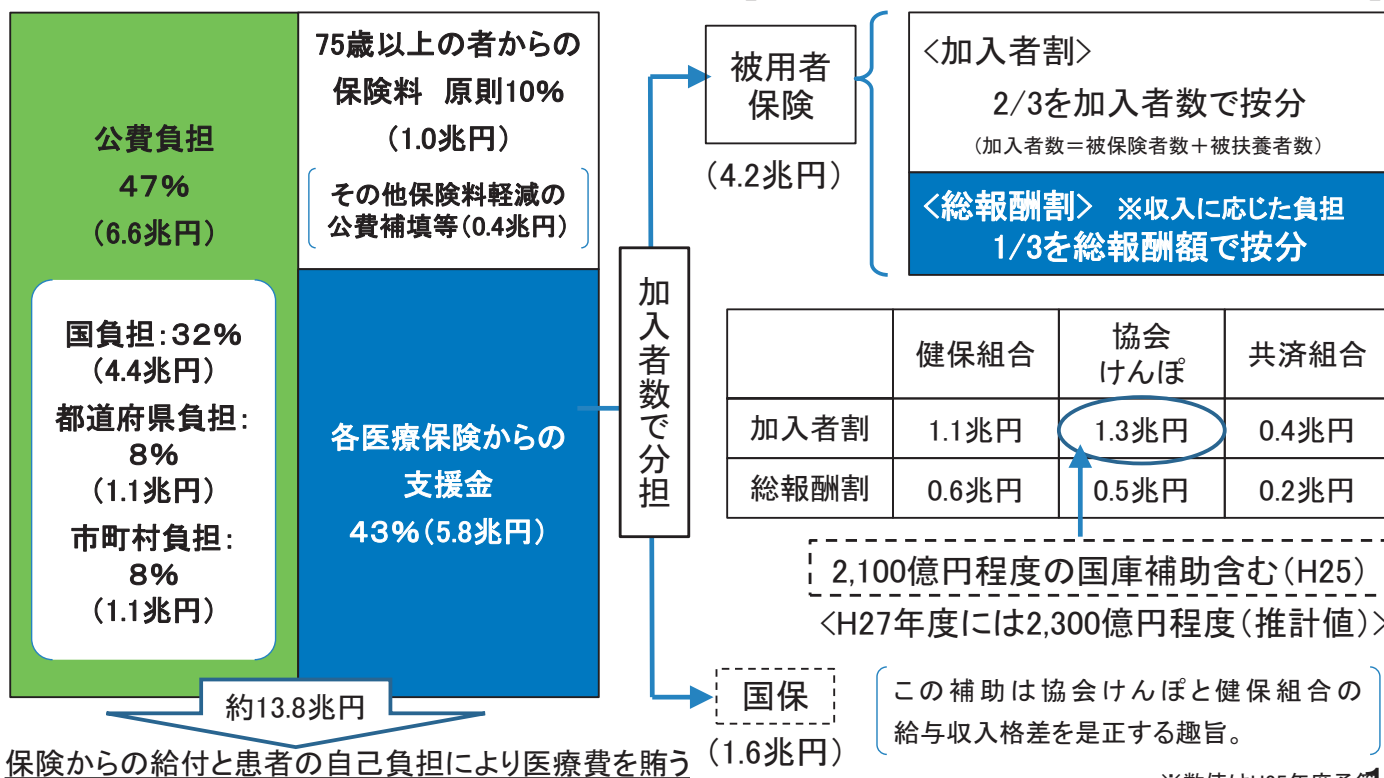
- ・ 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- ・ 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。
- ・ 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- ・ その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とする。
- ・ 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の实情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- ・ 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

15

後期高齢者医療制度の支援金の総報酬割について

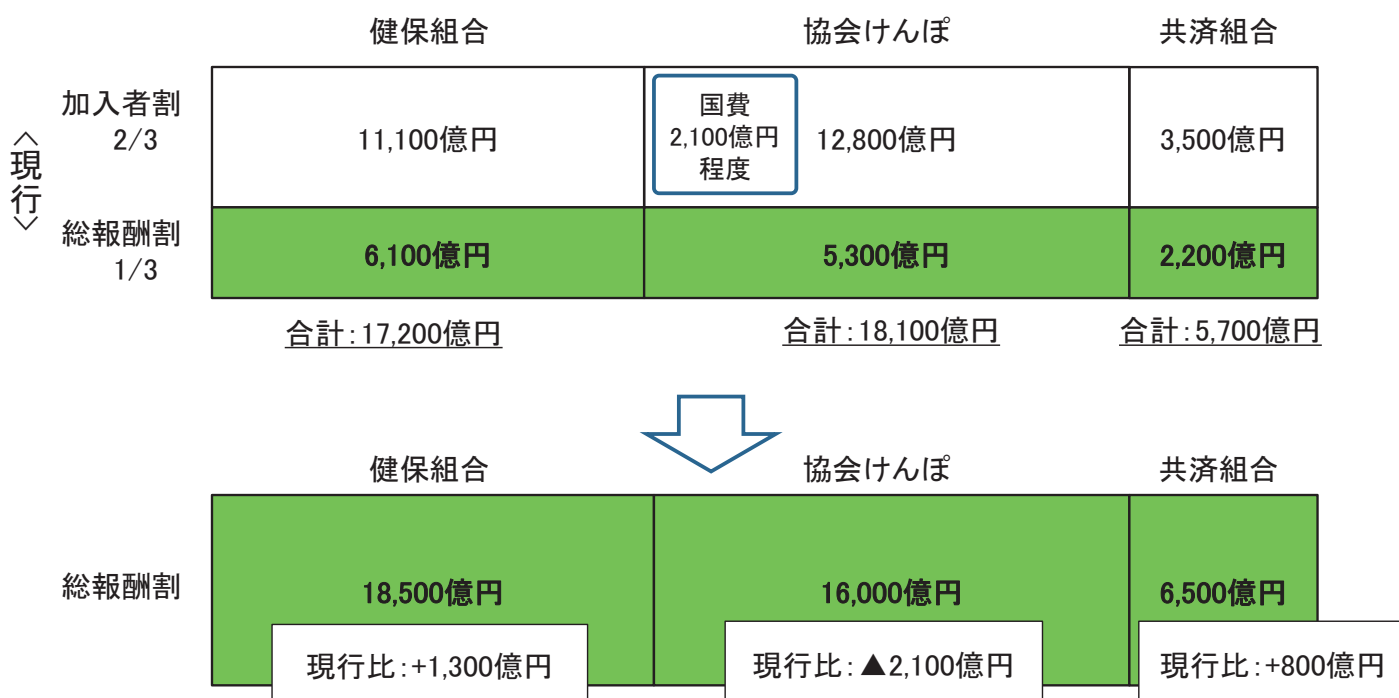
〈後期高齢者医療制度の仕組み〉

【健保組合・協会けんぽ・共済組合間の分担】



(参考)後期高齢者医療制度の支援金の完全総報酬割による影響

【支援金に係る現行の仕組み】(H22から3カ年特例で導入、H25・26まで延長。)



※数値はH25年度予算。7

社会保障制度改革の今後の進め方

■ 社会保障制度改革推進法

(改革の実施及び目標時期)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内(※1)に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果(※2)等を踏まえて講ずるものとする。

※1 平成25年8月21日

※2 平成25年8月6日に国民会議報告書は対外公表済み

・8/21 法制上の措置の骨子の閣議決定

・秋の臨時国会 「法制上の措置」の骨子に基づく法案の国会提出

・H26通常国会以降 医療法等の個別法の改正案等を順次国会提出

18

報告書のポイント①

I 社会保障制度改革の全体像

II 社会保障4分野の改革

1. 少子化対策分野の改革

- 少子化対策の意義と推進の必要性
- 子ども・子育て支援新制度等に基づいた施策の着実な実施と更なる課題
- 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

2. 医療・介護分野の改革

- 改革が求められる背景と社会保障制度改革国民会議の使命
- 医療・介護サービスの提供体制改革
- 医療保険制度改革
- 介護保険制度改革

3. 年金分野の改革

- 社会保障・税一体改革までの道のりと到達点、残された課題
- 年金制度体系に関する議論の整理
- 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能(防貧機能)を強化する改革に向けて
- 世代間の連帯に向けて

この項のポイントは次ページ以降のとおり。

※前述の「社会保障制度改革の主な課題に関する地方の基本的考え方」に沿って整理

19

報告書のポイント②

【地方の基本的考え方】 ①国保の運営主体の見直し等 ー(1)

国保の運営主体のあり方を見直すことについては、国保の財政上の構造問題の解決等が前提であること。
また、都道府県と市町村の適切な役割分担が必要であること。

<報告書の記述(概要)>

- ・ 国民皆保険制度の最終的な支え手(ラストリゾート)である国保の財政基盤の安定化が優先課題。
- ・ 国民皆保険制度を守るためには、国保の赤字の要因や運営上の課題を、現場の実態を踏まえつつ分析した上で、国保の財政的な構造問題や小規模保険者問題等保険者のあり方に関する課題の解決が必要。
- ・ このためには、国保の保険者(財政運営の責任主体)の都道府県への移行が必要であり、その前提条件として、国保の財政的な構造問題の解決が図られることが必要。
- ・ ただし、国保の運営に関する業務について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収等については市町村が担うなど都道府県と市町村が適切に役割分担するとともに、保険料収納等への市町村のインセンティブを損なわない仕組みとすべき。
- ・ 知事会が、「構造的な問題が解決され持続可能な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的に責任を担う覚悟」と表明。時機を逸することなく国保の保険者の都道府県移行の道筋をつけることこそが国民会議の責務。

20

報告書のポイント③

【地方の基本的考え方】 ①国保の運営主体の見直し等 ー(2)

後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い生じる国費については、国保に優先的に投入すること。

<報告書の記述(概要)>

- ・ 後期高齢者支援金については、平成27年度から、全面総報酬割を導入すべき。
- ・ 国保の財政上の構造的な問題の解決のための財源については、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生ずる財源をも考慮に入れるべき。
- ・ 全面総報酬割導入により生ずる財源は今般の社会保障制度改革の財源として活用すべき。この財源面での貢献は、国保の保険者の都道府県への円滑な移行を実現するために不可欠。

(参考)国保の保険者、運営等のあり方に関するその他の主な報告書記載事項

- ・ 地域における医療提供体制に係る責任主体と国保の給付責任主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討を進め、都道府県が地域医療提供水準と保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討可能な体制を実現。
- ・ 財政基盤の強化に必要な公費投入だけでなく、保険料の適正化など国保自身の努力によって、国保が将来にわたって持続可能となるような仕組みについても検討。国保の運営について、都道府県・市町村・被用者保険の関係者が協議する仕組みの構築も必要。

21

報告書のポイント④

【地方の基本的考え方】 ②都道府県による医療提供体制整備
望ましい医療提供体制の実現に向けた具体的方策等を明らかにすること。

<報告書の記述(概要)>

- ・ 医療提供体制改革として、まずは、医療機能に係る情報の都道府県への報告制度を導入すべき。
- ・ 報告内容を踏まえ、地域における医療機能毎の医療の必要量を示す地域医療ビジョンを都道府県が策定することが必要。
- ・ 地域医療ビジョンの実現が実効的な手法によって裏付けられることが必須。その際には、医師の偏在是正等も視野に入れることが必要。
- ・ さらに、都道府県がこれまで以上に地域医療提供体制に係る責任を積極的かつ主体的に果たすことができるよう、都道府県の権限・役割の拡大を具体的に検討すべき。
- ・ 医療等の提供体制改革の推進に必要な財源は消費税増収分の活用を検討すべき。その際には、診療報酬とは別の財政支援の手法を診療報酬と組み合わせて、改革の実現を進めていくことが必要。
- ・ この財政支援は、病院等の施設・設備整備に限らず、医療従事者の確保等も対象とする柔軟なものとする必要がある。

22

報告書のポイント⑤

【地方の基本的考え方】 ③地方の協力等
社会保障制度改革については、企画立案段階からの国と地方の協力等が不可欠。
(国保改革等の具体化に当たっては、地方と議論し、地方の了解の上で進めること。)

<報告書の記述(概要)>

- ・ 今般の社会保障制度改革については、各地域における社会保障の運営責任者である地方の理解が得られるような改革とし、国と地方が対等な立場で協力する関係を築くことが重要。
- ・ 国保の保険者の都道府県移行の具体的なあり方については、国と地方団体との十分な協議が必要。
- ・ 地域医療ビジョンの具体的なあり方については、国と都道府県との十分な協議が必要。

23

報告書のポイント⑥

(参考)医療・介護に関するその他の主な報告書記載事項

<医療関係>

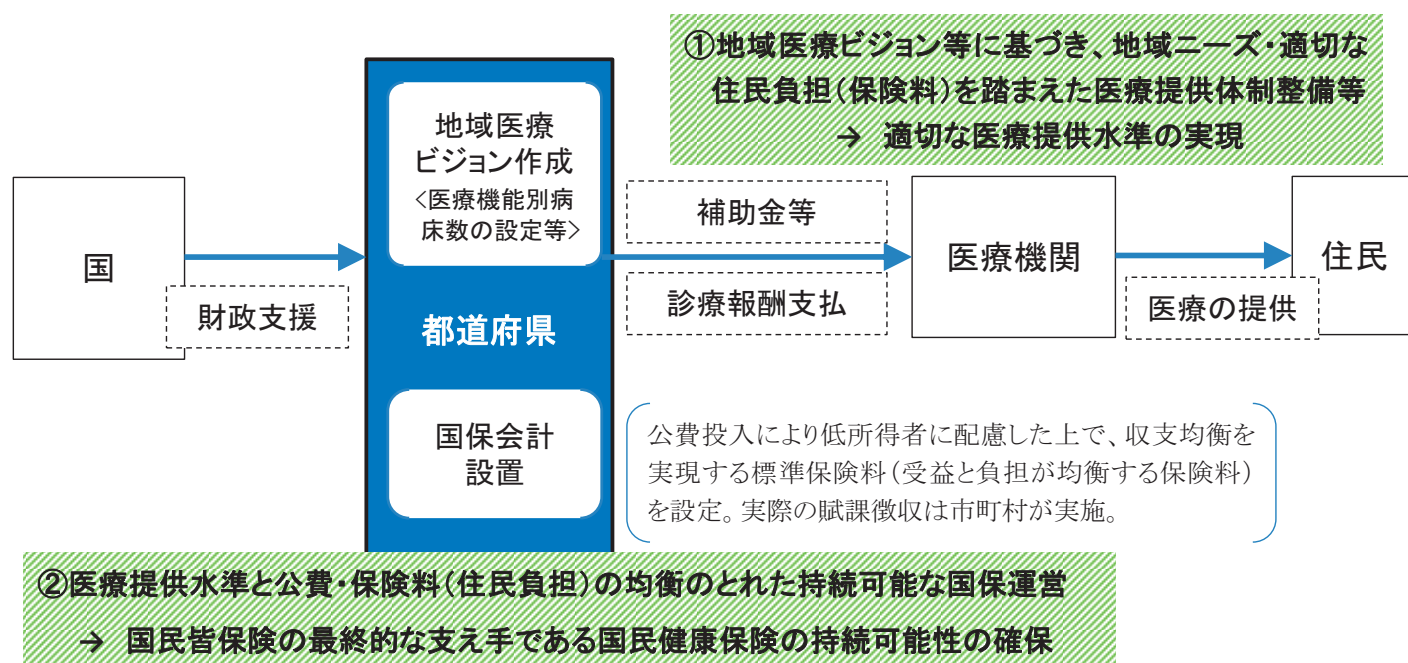
- ・ 主に医療機能の分化・連携、国保の都道府県保険者化等の医療・介護サービスの提供体制改革を推進する体制を政府に設け、厚労省・都道府県・市町村における改革の実行と連動させていくことが必要。
- ・ 国保保険料の賦課上限額を引き上げるべき。
- ・ 後期高齢者医療制度については、現行制度を基本としながら、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入等必要な改善を実施することが適当。
- ・ 所得の高い国保組合への定率補助について廃止に向けた取組みを進めることが必要。
- ・ 70～74歳の医療費自己負担を本則の2割から1割とする特例措置をやめるべき。ただし、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当。
- ・ 地域包括ケアシステム構築のため、介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すべき。その際、介護予防給付について、地域の実情に応じて実施できるよう、受け皿を確保しつつ、新たな地域支援事業に段階的に移行すべき。
- ・ 高額療養費制度の所得区分を、よりきめ細かな対応ができるよう細分化することが必要。
- ・ 難病に関する医療費助成について、消費税増収分を活用して、持続可能で安定的な社会保障給付の制度として位置づけ、対象疾患の拡大や都道府県の超過負担の解消を図るべき。ただし、対象患者の認定基準や自己負担の見直しも検討。

<介護関係>

- ・ 所得が高い者の介護保険の自己負担を引上げるべき。
- ・ 施設入所者の宿泊費・食費に関する助成について、所得だけでなく、資産も勘案すべき。
- ・ 低所得者の第一号保険料の軽減措置を拡充すべき。

24

【参考】今般の社会保障制度改革において実現を目指す地域医療改革のイメージ



※ また、医療と介護の連携と地域包括ケアシステムの構築も併せて実施。

①・②により、持続可能かつ地域ニーズ・適切な住民負担を踏まえた地域医療提供体制が実現

25

法制上の措置の概要

一 講ずべき社会保障制度改革の措置等

1. 少子化対策

2. 医療制度

3. 介護保険制度

4. 公的年金制度

年金、少子化は主に既に成立した改正法等に基づく措置の着実な実施等を規定

二 改革推進体制

三 その他

1. 財源の確保

2. 地方公共団体等との協議

(規定事項)

・改革事項に関する検討事項

・各改革事項の実施時期

→ 平成〇年度を目途に実施 等

・必要な法律案の提出時期

→ 平成〇年に開会される国会の常会に提出することを目指す 等

(参考) 社会保障・税一体改革に関する社会保障改革の実施時期の考え方

消費増税開始予定年度(H26年度)

～消費増税分の税収が平年度化する年度(H29年度)

の期間内を目途に実施

26

「一 講ずべき社会保障制度改革の措置等 2. 医療」のポイント

改革項目	検討事項等	改革実施時期	法案提出時期
ア 医療提供体制整備等	①医療機能報告制度、地域医療ビジョンの策定 ②ビジョン実現のための都道府県の役割強化、新たな財政支援制度 ③医療従事者の確保 等	平成29年度までを目途(順次実施)	平成26年通常国会を目指す(医療法等)
イ 医療保険制度	①国保への財政支援の拡充 ②国保の財政構造問題を解決の上、国保の業務は、県が担うことを基本としつつ、県・市町村で適切に分担する措置 ③後期高齢者支援金の総報酬割の全面導入 ④70～74歳の自己負担の取扱い、高額療養費等の保険対象療養範囲等の適正化 等	平成26年度から平成29年度までを目途(順次実施)	平成27年通常国会を目指す(国保法等)
ウ 難病対策等	①都道府県の超過負担の解消 ②安定的な医療費助成制度の確立	平成26年度目途	平成26年通常国会を目指す(新規立法等)

後述の地方団体と協議規定の適用対象(※)

※ 医療提供体制整備等のうち地域医療ビジョン等に関する事項、医療保険制度のうち国保の見直しに関する事項が対象。

27

「一 講ずべき社会保障制度改革の措置等 3. 介護保険制度」のポイント

改革項目	検討事項等	改革実施時期	法案提出時期
介護	① 地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業や要支援者への支援の見直し ② 一定の所得を有する者の利用者負担の見直し ③ 第一号保険料の低所得者軽減措置 等	平成27年度 目途	平成26年通常 国会を目指す (介護保険法)

(参考1) 公的年金に関する規定事項

- ・ 既に法律上、措置済みである、低年金者への給付金、基礎年金国庫負担1/2の引上げ等の着実な実施。
- ・ 以下の措置を検討し、その検討に基づき必要な措置を実施。
 - － 賃金上昇率や現役世代人口・平均余命の動向に基づく年金給付額の円滑な改定
 - － 年金支給開始年齢、年金課税のあり方 等

(参考2) 少子化対策に関する規定事項

- ・ 既に法律上、措置済みである、子どものための教育・保育給付等の実施に必要な措置、保育緊急確保事業等の着実な実施。

28

「二 改革推進体制」のポイント

政府内に、以下のような役割を担うための新たな体制を整備。

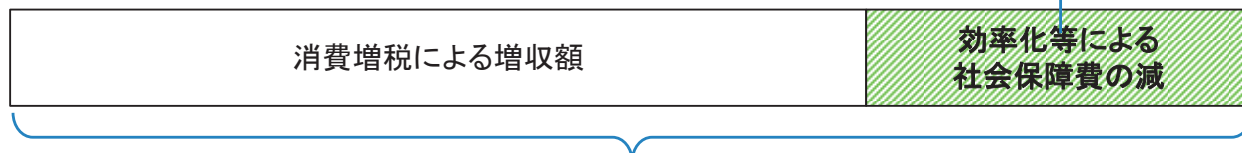
- ・ 法制上の措置に基づき実施される改革の措置等の円滑な実施
- ・ 引き続き、持続可能な社会保障制度を確立するための改革の推進

29

「三 その他 1. 財源の確保」のポイント

【財源確保規定の概念図】

(例) 後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い不要となる国費



改革の実施に要する社会保障4経費は、この枠内で財源を確保して実施

※社会保障の安定財源の確保、財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から実施

「三 その他 2. 地方公共団体等との協議」のポイント

改革事項のうち、以下の事項については、地方団体への影響が大きく、改革を実施するに当たって、地方との協議を行い、地方の理解を得ることが特に必要と考えられることから、その必要性を明記。

- ・ 医療提供体制整備等のうち地域医療ビジョン等に関する事項
- ・ 医療保険制度のうち国保の見直しに関する事項

経営改革のための地方公営企業会計制度の見直し (第3回「地方分権に関する基本問題についての調査研究会」資料)

平成25年11月26日

北澤 剛

(総務省 自治財政局 公営企業課 理事官)

地方公営企業の役割

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

事業全体に占める地方公営企業の割合

(平成23年度地方公営企業決算の概況より)

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業の割合	地方公営企業の 事業数 (総数8,754)
水道	現在給水人口	1億2,559万人	99.5%	2,133
工業用水	年間総配水量	44億83百万m ³	99.9%	152
鉄道	年間輸送人員	226億69百万人	13.2%	10
自動車運送	年間輸送人員	44億58百万人	21.1%	35
電気	年間発電電力量	8,574億5百万kWh	1.0%	63
ガス	年間ガス販売量	1兆5,033億MJ	2.3%	29
病院	病床数	1,583千床	12.7%	646
下水道	汚水処理人口	1億811万人	93.4%	3,625

その他に、軌道、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業制度の概要

1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。))第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。
事業例: 上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 人事委員会を置く地方公共団体については、職階制の採用が義務づけられているのに対し、企業職員については、その実施は任意。
- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
 - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
 - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

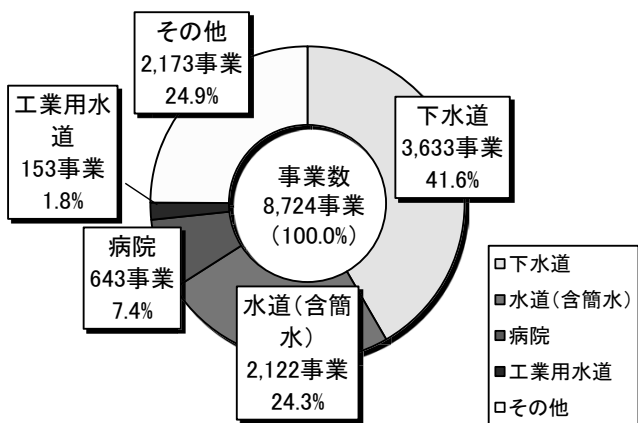
地方公営企業の事業数

事業数は、平成24年度末現在8,724事業で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

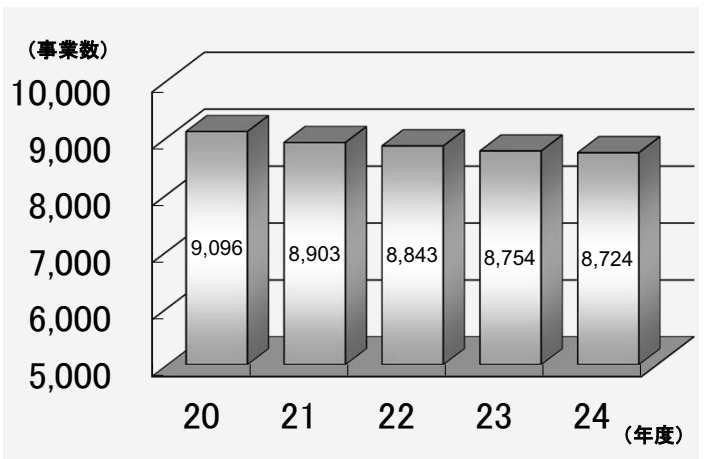
前年度と比較すると、全体で30事業、0.3%減少している。

なお、過去5年間の推移をみると、平成20年度の事業数と比較して372事業、4.1%減少となっている。

地方公営企業の事業数の状況(平成24年度末)

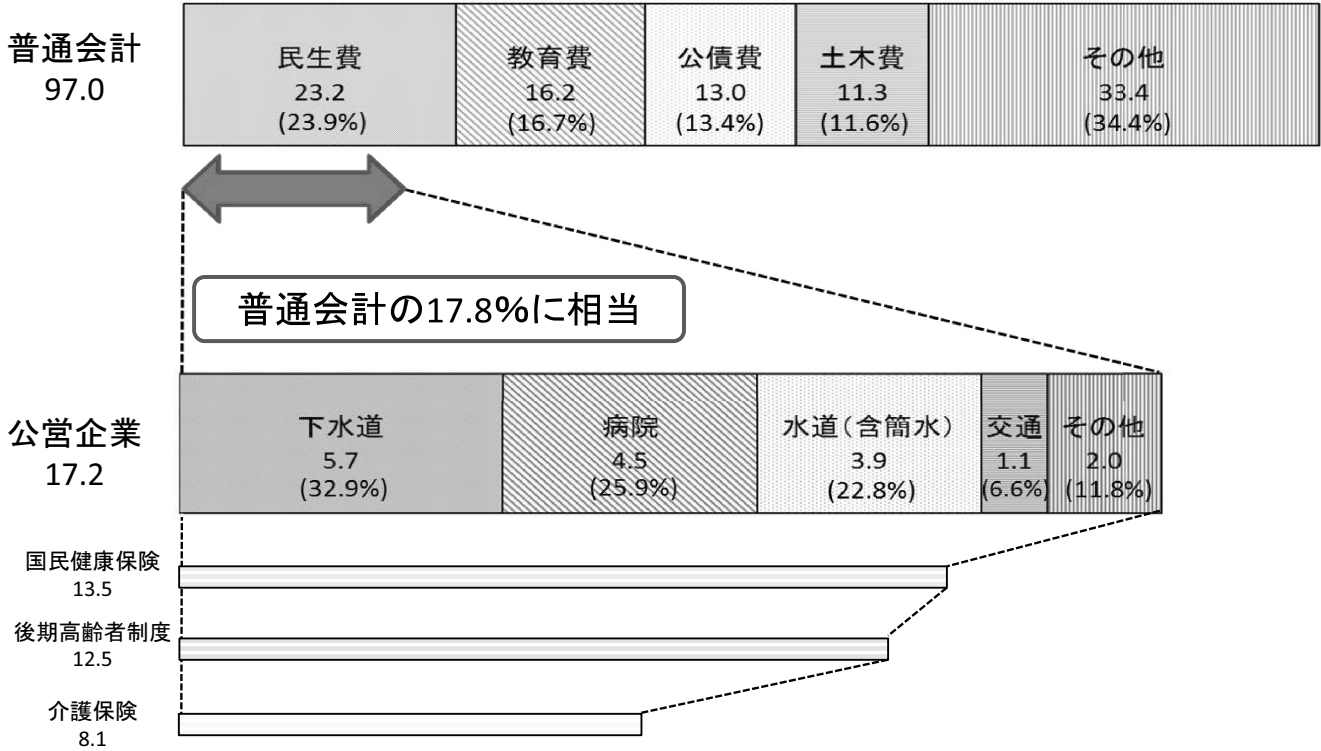


地方公営企業の事業数の推移



公営企業の決算規模(H23)

(単位:兆円)



4

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組み

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

☐人口減少 ☐インフラ強靱化、大量更新期の到来 ☐財政健全化法の施行 ☐地方分権改革

経営手法の検討

☑ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債
(平成21年度～平成25年度)

経営のあり方について、引き続き不断の見直しを行うべき。

経営状況の把握

☑ **地方公営企業会計基準の見直し**

(平成26年度予算・決算から)

→損益の認識、資産・負債の把握等が正確に出来るようになる。

☐ **地方公営企業法の適用範囲の拡大**

(総務省研究会で検討中)

→現在地方公営企業法が非適用となっている公営企業にも法を適用することを検討。

経営戦略の構築

☑ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)

→経営計画の策定

☑ **資本制度の見直し**
(平成24年4月から)

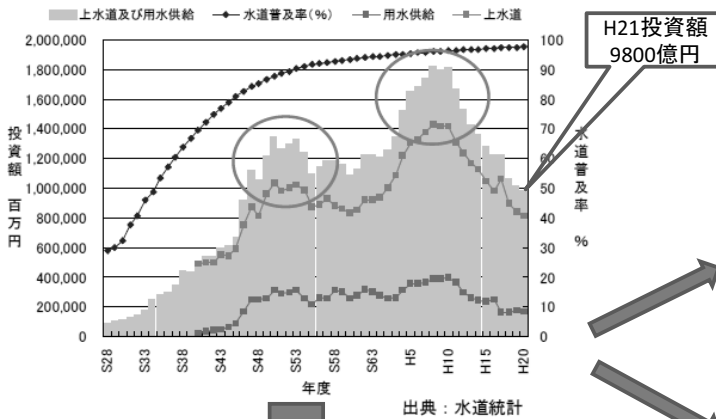
→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

☐ **経営戦略構築支援**
(検討中)

→財務の健全性とインフラ更新の両立等のために、各企業における経営戦略の構築を支援。

水道事業の更新投資の推計

水道への投資額の推移(平成20年価格)

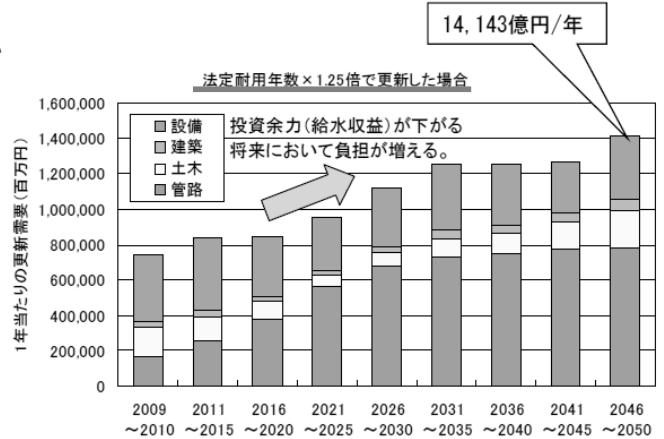
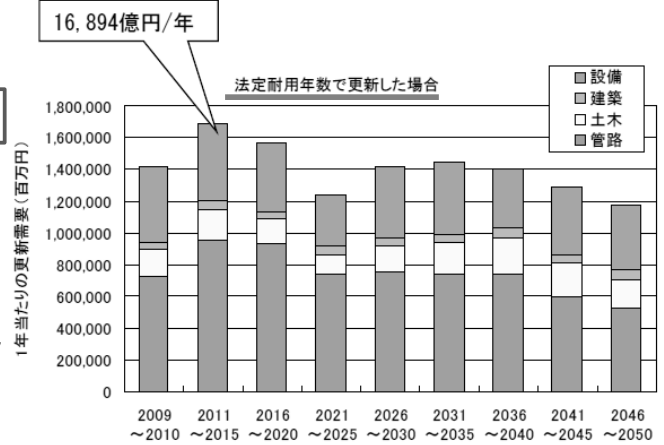


平成20年度末資産額 **46.7兆円**

【更新の現状】※日本水道協会調べ

	H21	H22	H23
水道管の更新率(%)	0.88	0.87	0.79
法定耐用年数を超えた水道管(%)	7.0	7.1	7.8

更新率: 減少
耐用年数超過率: 増加



公営企業の経営改革について

公営企業の抜本改革及び三セク債の活用の検討

○ 公営企業の抜本改革の検討

- 各地方公共団体においては、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成25年度までの間に集中的に行うことが望まれる。
- 公営企業の抜本改革の検討に当たっては、まず、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要があり、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。
- 更に、事業手法の選択について十分検討を行い、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入について、総合的に比較検討を行い、費用対効果が最大となる事業手法を選択すべきである。
- また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、特段の事情がある場合を除いて、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

○ 第三セクター等改革推進債の活用の検討

- 第三セクター等改革推進債は、公営企業債の繰上償還等公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費を対象とすることができるものであり、その活用も念頭において、抜本改革の具体案を検討されたい。

公営企業の計画的経営の推進に関する事項

引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位として、「経営計画」の策定を行うことが望ましい。

一 「経営計画」の策定

- 計画の策定に当たっては、下記の項目について所要の検討を行った上、記載することが適当である。
 - 投資に関する事項
 - 料金その他の収入に関する事項
 - 一般会計からの繰出金に関する事項
 - 経営基盤の強化に関する事項 (①組織の活性化と人材の育成、②企業環境の整備、③資産の有効活用等)

二 「経営計画」を活用した業績評価等

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付け総財公第103号等通知)より抜粋

地方公営企業の抜本的改革等の取組状況(平成25年4月1日現在)

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		指定管理者制度 (導入数)		PFI (導入数)		公営企業型地方独立行政法人(導入数)	
315事業 (187事業)		245事業 (91事業)		737事業 (133事業)		56事業 (12事業)		37法人 (26事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
31 (15)	284 (172)	39 (17)	206 (74)	115 (18)	622 (115)	31 (7)	25 (5)	22 (13)	15 (13)
宅地造成	79(53)	介護	123(47)	介護	205(30)	下水道	22(6)	病院	37(26)
観光施設その他	52(25)	病院	29(12)	観光施設その他	165(38)	病院	13(2)		
介護	46(24)	交通	23(6)	駐車場	148(20)	水道	9(2)		
病院	41(18)	観光施設その他	24(7)	病院	72(13)	観光施設その他	4(1)		
簡易水道	29(19)	市場	7(4)	港湾整備	32(8)				
		電気	7(4)	下水道	32(4)				
				市場	31(11)				
				と畜場	23(3)				
				簡易水道	7(1)				
				宅地造成	7(0)				

(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)
 (※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成25年4月1日の実績で内数。

<参考>公営企業における三セク債の活用状況(件数:H21年度~H25年度第一次等予定額時点)

病院				土地関係	交通その他	合計
地方独立化	広域連合化	廃止	小計			
8	4	5	17	12	3	32

8

平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の概要(速報値)

平成25年9月30日公表

資金不足比率

経営健全化基準以上である会計

156会計(H19)→61会計(H20)→49会計(H21)→38会計(H22)→36会計(H23)→20会計(H24)

- 全6, 806公営企業会計(※23年度決算:全6, 956公営企業会計)
- 資金の不足額がある公営企業会計は69会計(※23年度決算:88会計)

◆ 経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計	H19年(参考)
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350	3 / 1,406
簡易水道事業	0 / 1	0 / 6	0 / 789	0 / 4	0 / 800	6 / 937
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 95	0 / 9	0 / 154	0 / 150
交通事業	0 / 3	3 / 21	0 / 61	0 / 3	3 / 88	17 / 97
電気事業	0 / 25	0 / 5	0 / 30	0 / 3	0 / 63	1 / 64
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 0	0 / 29	0 / 35
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 39	0 / 6	0 / 83	0 / 73
病院事業	0 / 39	0 / 16	4 / 479	0 / 77	4 / 611	53 / 668
市場事業	0 / 9	1 / 18	1 / 133	0 / 10	2 / 170	9 / 178
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	1 / 37	0 / 10	1 / 55	3 / 65
宅地造成事業	0 / 50	0 / 22	2 / 358	2 / 8	4 / 438	27 / 539
下水道事業	0 / 45	0 / 30	0 / 2,461	0 / 21	0 / 2,557	13 / 2,741
観光施設事業	0 / 5	0 / 5	5 / 272	0 / 1	5 / 283	22 / 350
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 71	0 / 39	1 / 125	2 / 145
合計	0 / 293	4 / 163	14 / 6,064	2 / 286	20 / 6,806	156 / 7,448

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

9

地方公営企業会計制度等の見直しの背景

1 公営企業を取り巻く環境の変化

～事業・サービスの拡充期から人口減少社会、インフラ更新・縮小時代へ～

- 事業・サービスの拡充が求められた時代と比べて、人口減少社会、インフラ強靱化・更新・縮小時代へ転換する中で、経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行う必要が強くなっている。

2 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月5日)において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

3 地方分権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告(平成20年12月8日)、第3次勧告(平成21年10月7日)及び第4次勧告(平成21年11月9日)において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。

4 民間の企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準の見直しの進展により、事業の財政状態及び経営成績をより適切に表示しうるものとなっていること、また、民間企業との比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

5 他の公的セクターの会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

10

見直しに当たっての基本的考え方

1 現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の民間の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

3 地方分権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

総務省研究会
で検討中

○ 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

12

資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正後	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

13

地方公営企業会計基準見直しの概要と意義

【見直しの趣旨】

- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中において、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。
- 併せて、地方分権改革の観点から、住民等への情報開示の拡大や経営の自由度の向上を図るための改正を行った。

【主な見直し内容】

- ① 従来は「資本」に計上されていた建設改良に要する企業債・借入金（＝借入資本金）を「負債」に計上。
- ② 資産価値の実態を適切に反映できず、その適用が地方公営企業の任意とされていた「みなし償却制度」を廃止。
- ③ 従来は計上が任意とされていた引当金（退職給付引当金、貸倒引当金等）の計上を義務化。

➡ 地方公営企業の経営実態がよりの確に把握できるようになるとともに、他の公営企業や他のセクターと比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとなる。

【（参考）新会計基準適用前後の貸借対照表のイメージ】

<table border="1"> <tr><td>固定資産</td><td>92,000</td></tr> <tr><td>流動資産</td><td>8,000</td></tr> </table>	固定資産	92,000	流動資産	8,000	<table border="1"> <tr><td>固定負債</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>20,000</td></tr> </table>	固定負債	5,000	流動負債	20,000	➡	<table border="1"> <tr><td>固定資産</td><td>82,000</td></tr> <tr><td>流動資産</td><td>8,000</td></tr> </table>	固定資産	82,000	流動資産	8,000	<table border="1"> <tr><td>固定負債</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>25,000</td></tr> </table>	固定負債	42,000	流動負債	25,000	<p>【変化の主な要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入資本金を負債に計上 ・退職給付引当金を負債に計上 ・みなし償却制度の廃止により、固定資産が減少
	固定資産	92,000																			
	流動資産	8,000																			
	固定負債	5,000																			
流動負債	20,000																				
固定資産	82,000																				
流動資産	8,000																				
固定負債	42,000																				
流動負債	25,000																				
<table border="1"> <tr><td>資本金</td><td>35,000</td></tr> </table>	資本金	35,000	<table border="1"> <tr><td>固定負債</td><td>42,000</td></tr> </table>	固定負債	42,000																
資本金	35,000																				
固定負債	42,000																				
<table border="1"> <tr><td>資本剰余金</td><td>30,000</td></tr> </table>	資本剰余金	30,000	<table border="1"> <tr><td>流動負債</td><td>25,000</td></tr> </table>	流動負債	25,000																
資本剰余金	30,000																				
流動負債	25,000																				
<table border="1"> <tr><td>利益剰余金</td><td>10,000</td></tr> </table>	利益剰余金	10,000	<table border="1"> <tr><td>資本金</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>利益剰余金</td><td>18,000</td></tr> </table>	資本金	5,000	利益剰余金	18,000														
利益剰余金	10,000																				
資本金	5,000																				
利益剰余金	18,000																				

14

地方公営企業会計基準の見直し

1. 借入資本金

【基本的な方針】

- ① 「借入資本金制度」を廃止し、建設改良費等に充てられた企業債・他会計長期借入金は負債に計上（令 § 15②）。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類（則 § 7③）。
- ② 負債計上に当たり、建設改良費等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分（則 § 7②③）。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」（則 § 39 II）。

改正前のB/S

改正後のB/S

資産	負債	➡	負債	※ ワンイヤールールに基づき固定負債・流動負債を区分
	借入資本金			
	資本		資本	

15

2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

【基本的な方針】

- ① 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止（旧則 § 8 ④、§ 9 ③）。
- ② 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（令 § 26、則 § 21）。
- ③ 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、総合償却を行う等簡便な処理方法により移行処理できることとする。
なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いによることができることとする（改正省令附則 § 6 ⑦⑧）。
- ④ 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとする。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができることとする（則 § 21 ③）。

16

補助金等により取得した固定資産の償却制度等（現行のみなし償却制度）

- 補助金等により取得した固定資産の減価償却の際には、購入価額から補助金等充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金等未充当部分についてのみ減価償却を行う制度。
- この制度は、補助金等を充当して取得した固定資産の補助金等相当額は、減価償却を行って当該減価償却費を料金原価に算入することが適当でないことを踏まえ、創設されたものである。

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定（帳簿原価50億円とみなす）。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

（計上なし）

貸借対照表（購入時）

●資産	●資本
資産A 100億円	借入資本金 50億円 （企業債）
	資本剰余金 50億円

損益計算書（X+6年度）

（費用）
減価償却費 5億円

貸借対照表（X+6年度）

●資産	●資本
(減価償却累計額 △30億円)	(借入資本金償還 △30億円) (企業債)
資産A 70億円	借入資本金 20億円 (企業債)
	資本剰余金 50億円

※除却時に資産Aに相当する額50億円を一時に償却できる。

みなし償却制度のデメリット

- ① 貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
- ② みなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

17

補助金等により取得した固定資産の償却制度等(新たな会計処理方式)

改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化(改良の場合も同様)。

X年度期末に補助金(長期前受金)50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。
※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書(購入時)

(計上なし)

貸借対照表(購入時)

●資産	●負債
資産A 100億円	企業債 50億円
	長期前受金 50億円

損益計算書(X+6年度)

(費用) 減価償却費 10億円 (収益) 長期前受金戻入 5億円

貸借対照表(X+6年度)

●資産	●負債
(減価償却累計額 $\Delta 60$ 億円)	(企業債償還 $\Delta 30$ 億円)
資産A 40億円	(長期前受金償却 $\Delta 30$ 億円) ※収益に振替
	企業債 20億円
	長期前受金 20億円

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。18

3. 引当金

【基本的な方針】

- ① 退職給付引当金の計上を義務化(則 § 22)。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)での対応を可とする。なお、その内容は、「注記」(改正省令附則 § 5①)。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする(例: 賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

引当てを義務付ける意義

「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる」場合には、その額を負債又は資産に計上するとともに、毎事業年度所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる。

4. その他会計基準の見直し

- ① 繰延資産
事業法で個別に認められているものを除き、新たな繰延資産への計上は不可。
 - ② たな卸資産の価額
時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、低価法を義務付け。
 - ③ 減損会計
 - ④ リース取引に係る会計基準
 - ⑤ セグメント情報の開示
 - ⑥ キャッシュ・フロー計算書
 - ⑦ 勘定科目等の見直し
 - ⑧ 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）
- } 導入

20

財務諸表のとらえ方のポイント(公営企業会計基準見直し後)

- (ポイント1) 真の損益構造が明らかになる
- (ポイント2) 資本より負債が大きくなる
- (ポイント3) 移行処理時に利益剰余金が増加する
- (ポイント4) 公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる
- (ポイント5) 真の資産状況が明らかになる
- (ポイント6) 料金徴収率が明らかになる
- (ポイント7) 部門別の経営状況が明らかになる
- (ポイント8) 剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

以下のような検証・検討が必要



1. 損益を中心とした経営のあり方に関する検証・検討

- (1) 赤字構造か黒字構造か
- (2) どの程度公的支援に依存しているか
- (3) 費用削減できるポイントはないか
- (4) 適切な料金水準はどの程度か
- (5) 部門別の経営対策 など

2. ストックを中心とした経営のあり方に関する検証・検討

- (1) 将来に向けた基本的な経営方針(事業規模等)と財務基盤のあり方(資本・剰余金の取扱い等)
- (2) 収益力と資産の状況、資産の償却状況の把握と更新投資のあり方
- (3) 債権管理体制のあり方 など

(ポイント1) 真の損益構造が明らかになる

- 本来認識しなければならない収益・費用を、発生時点ですべて計上することにより、真の損益構造が明らかになる。
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益(長期前受金戻入)としてカウント → 収益の増加要因に。
- 退職給付引当金や賞与引当金、貸倒引当金、たな卸資産評価損、減損損失の計上により、短期的には費用が増加するが、これらは発生主義の徹底により前倒して計上されるもので、長期的には損益に対して中立的。

改正前のP/L		改正後のP/L	
営業収益	〇〇〇	営業収益	〇〇〇
営業費用	〇〇〇	営業費用	〇〇〇
...		...	
減価償却費	〇〇〇	<u>減価償却費</u>	〇〇〇
賞与(※当年度4-11月分)	〇〇〇	賞与(※当年度4-11月分)	〇〇〇
賞与(※前年度12-3月分)	〇〇〇	<u>賞与引当金繰入額(※当年度12-3月分)</u>	〇〇〇
退職給与金	〇〇〇	<u>退職給付引当金繰入額(※通常分)</u>	〇〇〇
...		<u>貸倒引当金繰入額</u>	〇〇〇
...		...	
営業利益	〇〇〇	営業利益	〇〇〇
営業外収益	〇〇〇	営業外収益	〇〇〇
...		...	
営業外費用	〇〇〇	<u>長期前受金戻入</u>	〇〇〇
経常利益	〇〇〇	営業外費用	〇〇〇
特別利益	〇〇〇	経常利益	〇〇〇
特別損失	〇〇〇	特別利益	〇〇〇
貸倒損失	〇〇〇	特別損失	〇〇〇
...		...	
...		<u>たな卸資産評価損</u>	〇〇〇
...		<u>減損損失</u>	〇〇〇
...		<u>退職給付引当金繰入額(※移行処理分)</u>	〇〇〇
...		...	
当年度純利益	〇〇〇	当年度純利益	〇〇〇

- ・これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費が増加。
- ・引当金はいずれも、将来発生する可能性が高い費用を現時点で計上するもの(これまでは支払や損失確定のタイミングでP/Lに費用計上)。
- ・長期前受金戻入の計上により、収益が増加。
・一般会計繰入金 → 収益分が純増。
・補助金等 → これまで「みなし償却」を行っていた事業については、減価償却費増加分と相殺。
- ・資産価値の減少により将来費用・損失が発生する可能性が高い場合に、現時点で費用・損失発生見込み分を計上するもの。

※明らかになった真の損益構造をもとに、以下のポイント等を検証・検討することが重要。

(1) 赤字構造か黒字構造か (2) どの程度公的支援に依存しているか
 (3) 費用縮減できる項目はないか (4) 適切な料金水準はどの程度か

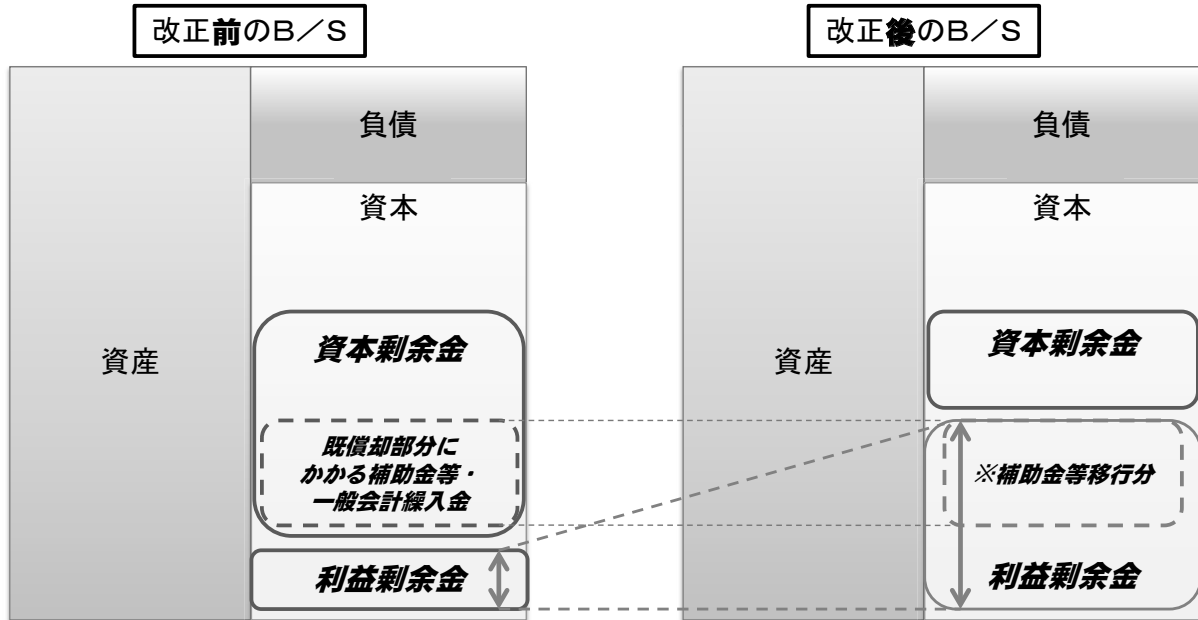
(ポイント2) 資本より負債が大きくなる

- 建設改良のための借入金(借入資本金)の計上区分を変更 資本金から負債へ
 - 引当金の計上義務化(退職給付引当金、賞与引当金等) 負債が増加
 - 償却資産に係る補助金等・一般会計繰入金の計上区分を変更 資本剰余金から負債(繰延収益)へ
- ※ただし、負債のうち必ずしも全てが公営企業の実質的負担を意味するものではないことに注意する必要がある。

	改正前のB/S	改正後のB/S	
資産	負債	負債	
	借入資本金	建設改良企業債・ 他会計長期借入金	※一般会計が繰入金として負担することとなる額については、注記がなされる。(詳細はポイント4参照)
	償却資産にかかる補助金等・ 一般会計繰入金	引当金	※これは、後年度に支払うべき金銭債務ではなく、会計上負債に計上しているに過ぎない。
	資本	長期前受金	
	資本	資本	

(ポイント3)移行処理時に利益剰余金が増加する

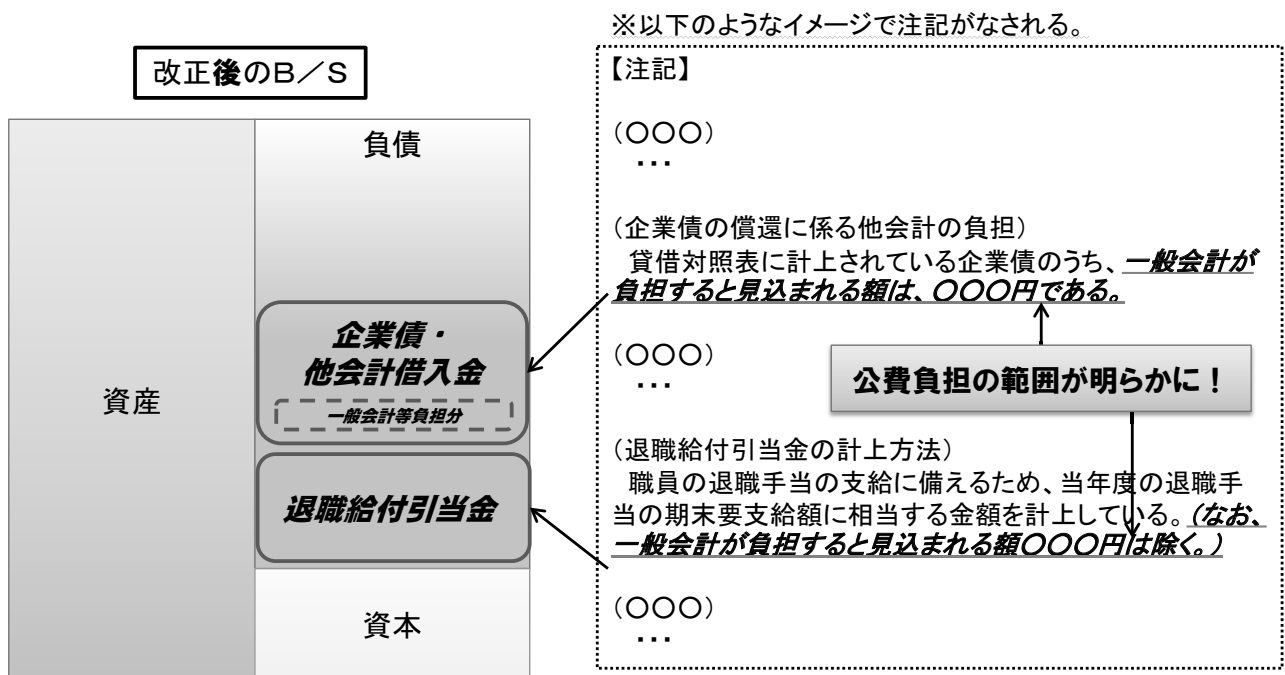
- 建設改良のための補助金等・一般会計繰入金を収益としてカウント
→ 「みなし償却」を行っていなかった場合は、過去の減価償却に見合う補助金等分が移行処理時に利益剰余金に！
※移行処理後も、減債積立金等の取崩し分の利益剰余金計上により、増加しやすくなる。(組入資本金制度の廃止)
- 増加した利益剰余金については、まず累積欠損金の処理に充て、その上で残余がある場合は、次のような取扱いが考えられる。
 - ・新会計基準の導入に伴い発生する費用(退職給付引当金、繰延勘定の解消、評価損の補填等)への充当
 - ・長期的な経営の視点を踏まえた取扱い ~ 積立金への積立て(更新投資の財源等)など



24

(ポイント4)公営企業の負担範囲(⇔公費負担範囲)が明らかになる

- 公営企業の負債について、料金で負担すべき部分と税金で負担する部分の区別が求められる。
 - その結果、公営企業の負担範囲(料金で負担すべき部分)が明らかになる。
- ※ この区別のためには、一般会計等の財政担当部局等との調整が必須



25

(ポイント5) 真の資産状況が明らかになる

- 固定資産の価値を明らかに → 償却資産はすべて毎年度減価償却(「みなし償却」制度廃止)
⇒ 帳簿価額に対する償却割合が明確になり、
今後の更新投資等の検討材料になる
→ 将来得られるであろう収入を算出し、適正な価額に(減損損失)
- 債権(料金<未収金>)の価値を明らかに → 貸倒実績率等を踏まえた価額に(貸倒引当金)
- たな卸資産(販売用土地等)の価値を明らかに → 時価<簿価>のときは時価に(低価法)

改正前のB/S		改正後のB/S	
資産		資産	
固定資産 100,000	負債	固定資産 95,000 (※減損損失計上による 減少分 Δ5,000)	負債
減価償却累計額 Δ20,000		減価償却累計額 Δ30,000	
未収金 10,000		未収金 10,000 貸倒引当金 Δ500	
たな卸資産 20,000	資本	たな卸資産 19,000 (※低価法による 1,000)	資本

この場合、実際の償却割合が30%(=30,000/100,000)であることが明らかになる。

26

(ポイント6) 料金徴収率が明らかになる

- 未収金については、将来において回収不能と見込まれる額について、その金額の表示が義務付けられることになる(貸倒引当金の計上義務化)。
- この額は、これまでに料金徴収できなかった実績(貸倒実績率)等に基づいて算定されるため、料金徴収が不可能となった額の実態や将来の見込みを示すことになる。
- このことにより、今後は債権管理のあり方が問われてくる。

改正後の流動資産のイメージ

<資産の部>

流動資産

...	〇〇〇
...	〇〇〇
未収金	10,000
貸倒引当金	Δ 500
...	〇〇〇
...	〇〇〇

- ・将来料金徴収が不可能となりうる額=500
- ・過去においてどれほど料金徴収ができなかったかを示す率=5% (500/10,000)

27

(ポイント7)部門別の経営状況が明らかになる

- 部門別の経営状況を明らかに → セグメント情報の開示
- これにより、公営企業全体のうち、どの部門が主力として利益を上げているか、どの部門にてこ入れが必要になるのか、といった情報が明らかになり、今後、より具体的な経営方針を立てる手助けとなる。

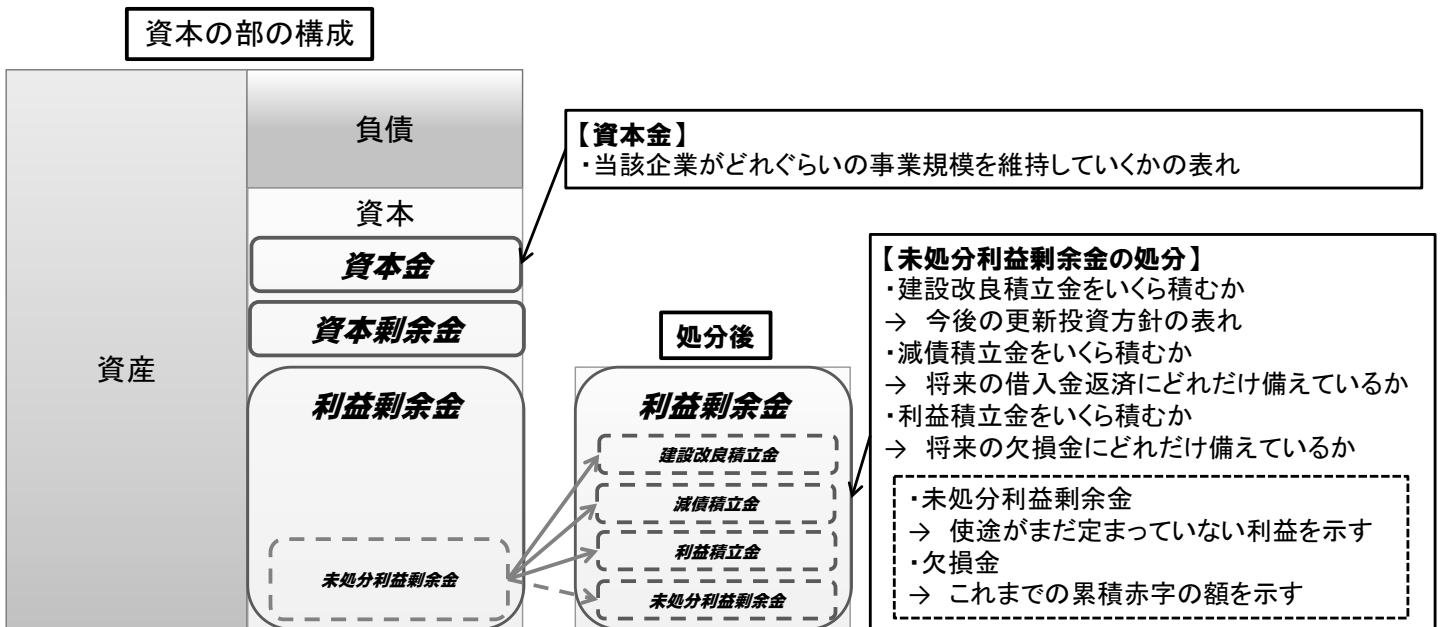
全事業		【A部門】	セグメント別	【B部門】	
【損益計算書】		【損益計算書】		【損益計算書】	
営業収益	100,000	営業収益	80,000	営業収益	20,000
営業費用	90,000	営業費用	71,000	営業費用	19,000
営業利益	10,000	営業利益	9,000	営業利益	1,000
経常利益	5,000	経常利益	6,000	経常利益	△1,000
当年度純利益	2,000	当年度純利益	4,000	当年度純利益	△2,000
【貸借対照表】		【貸借対照表】		【貸借対照表】	
資産	1,000,000	資産	800,000	資産	200,000
負債	800,000	負債	500,000	負債	300,000
資本	200,000	資本	300,000	資本	△100,000

- 上記のようなケースの場合、収益、事業規模の観点から、A部門が当該公営企業の主力であることが分かる。
- B部門については経常赤字・債務超過となっており、強力な経営改善策の必要性が明らかになる。

28

(ポイント8)剰余金や資本金の処分を自ら決定できるようになる

- 法律等により制約されていた剰余金や資本金の処分が、議会の関与の下でそれぞれの公営企業自らの経営判断により決定することが可能となった。
- 剰余金や資本金の取扱いは、将来に向けた経営方針を反映。事業継続・拡張→財務基盤の確保・拡充、事業縮小→減資も選択肢、のように経営方針に応じた検討・取扱いが可能となる。
- 資本金や資本剰余金を処分して欠損金を埋めることはできるが、経営方針との整合性に配慮が必要。



※欠損金がある場合は、先に充当

29

貸借対照表への影響は？（A市水道事業の場合）

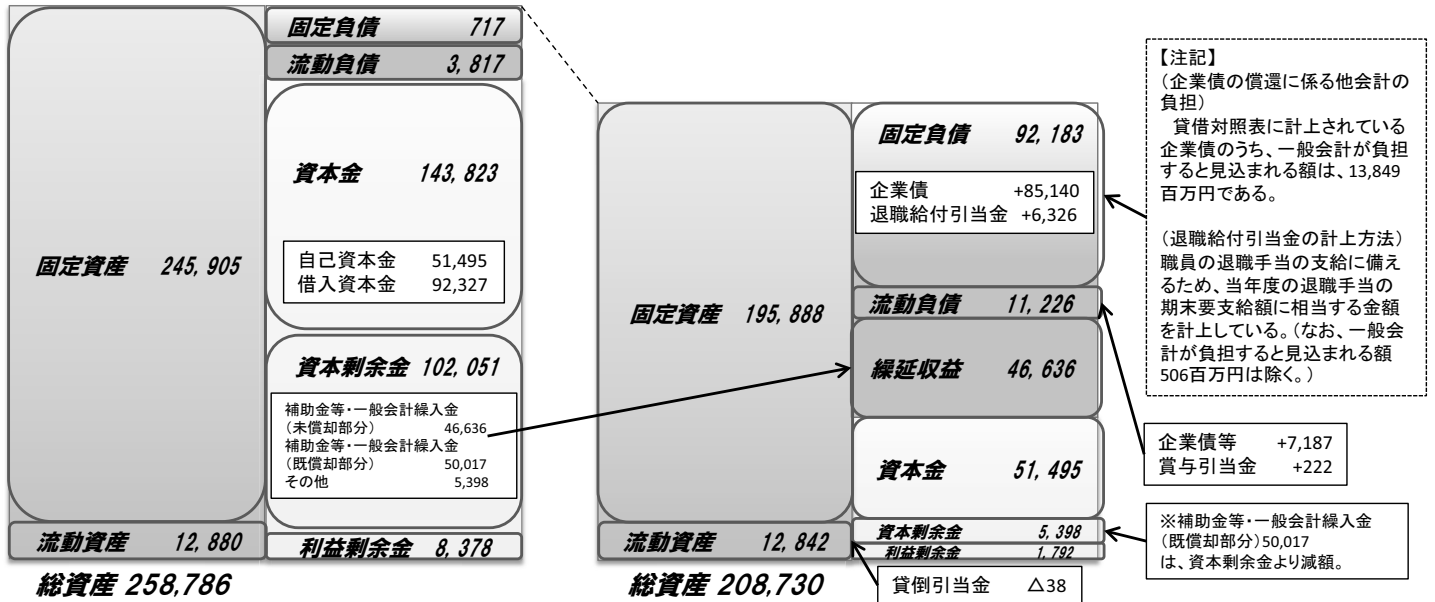
- 「みなし償却」制度の廃止により固定資産が減少（△20.4%）
- 建設改良のための借金（借入資本金）の計上方法の変更等により、資本：負債の比率が激変！（資本：負債＝98：2から28：72へ）
- ただし、実質的には負債とは言えない繰延収益が含まれ、企業債にも一部一般会計負担があることに留意する必要がある。

【設例】平成26年度から新会計基準を適用した場合（「みなし償却」適用事業）

【平成25年度期末】

【平成26年度期末】

（単位：百万円）



30 ※病院事業等の場合は職員数が多いため、退職給付引当金の計上の影響が大きいため（→資本に対する負債の比率がさらに上昇）。

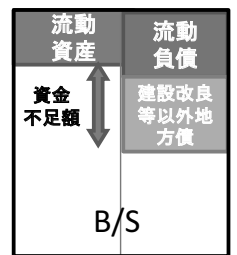
健全化指標等への影響

(1) 資金不足比率

- 1 財政健全化法 「資金不足比率」20%以上 → 経営健全化計画の策定義務等
- 2 地方財政法 「資金不足比率」10%以上 → 企業債の発行が協議制から「許可制」へ

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

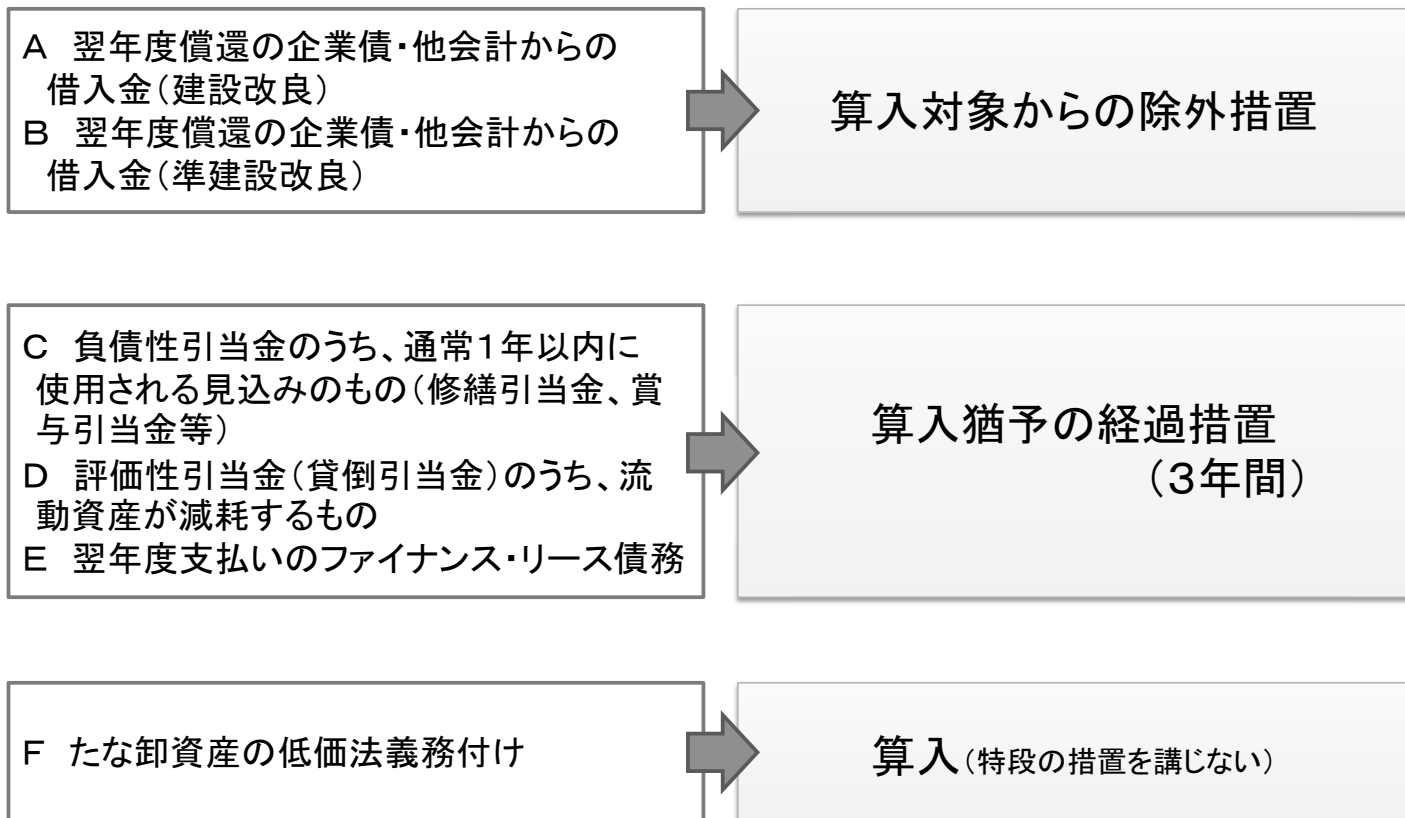
↓
(流動負債＋建設改良等以外に充てた地方債現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額(※解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ)



(2) 新しい会計基準による影響

	項目の変動	資金不足比率
A 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金（建設改良）	流動負債 増	上昇
B 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金（準建設改良）	流動負債 増	
C 負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの	流動負債 増	
D 評価性引当金（貸倒引当金）のうち、流動資産が減耗するもの	流動資産 減	
E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務	流動負債 増	
F たな卸資産の低価法義務付け	流動資産 減	

(3) 資金不足比率に影響を与える項目についての算入の要否

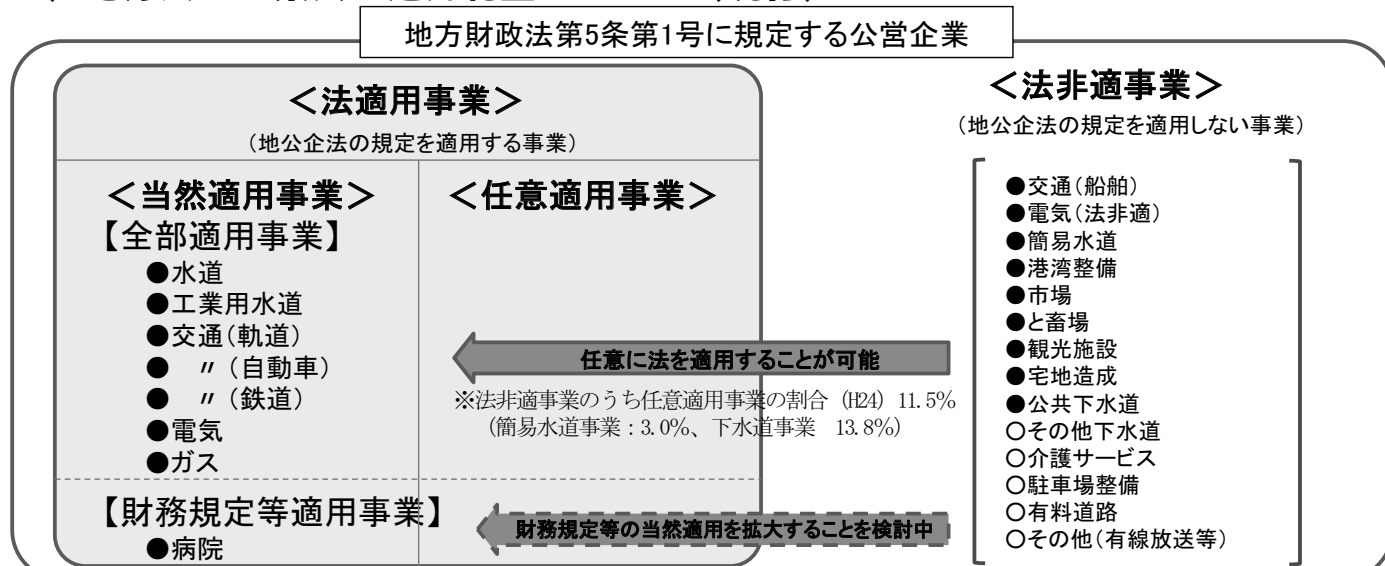


地方公営企業法の適用範囲について

1) 地方公営企業法について

- 地方公営企業の組織、財務、職員の身分取扱い等については、地方自治法等の特例として、地方公営企業法が規定。
- 地方公営企業は、全部適用事業(当然)、財務規定等適用事業(当然)、任意適用事業(全部適用又は財務規定等適用)、法非適事業に分かれているが、法非適事業に財務規定等の適用を拡大することを検討。

2) 地方公営企業法の適用範囲について(現行)



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,724事業のうち、法適用事業は、平成24年度は前年度に比べ37事業の増加となり、2,996事業(事業数全体の34.3% H23比0.5ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

区分 年度 事業	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
	23	24(a)	増減	23	24	増減	23	24(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道	1,376	1,377	1	757	745	△ 12	2,133	2,122	△ 11	64.9%
うち簡易水道	22	23	1	757	745	△ 12	779	768	△ 11	3.0%
工業用水道	152	153	1	0	0	0	152	153	1	100.0%
交通	59	55	△ 4	39	38	△ 1	98	93	△ 5	59.1%
電気	26	26	0	37	39	2	63	65	2	40.0%
ガス	29	29	0	0	0	0	29	29	0	100.0%
病院	646	643	△ 3	0	0	0	646	643	△ 3	100.0%
下水道	454	502	48	3,171	3,131	△ 40	3,625	3,633	8	13.8%
その他	217	211	△ 6	1,791	1,775	△ 16	2,008	1,986	△ 22	10.6%
合計	2,959	2,996	37	5,795	5,728	△ 67	8,754	8,724	△ 30	34.3%

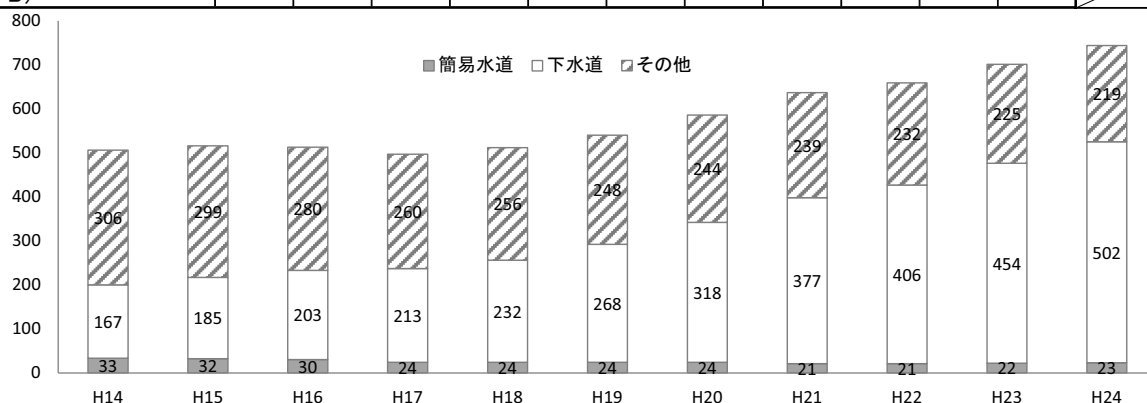
34

地方公営企業法任意適用事業数の推移

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加しているが、対象事業数全体の11.5%にとどまっている。

事業別・法任意適用事業数割合

事業名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	(参考)H24任意の割合	
												事業総数	うち法適用
簡易水道	33	32	30	24	24	24	24	21	21	22	23	768	3.0%
下水道	167	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	3,633	13.8%
その他	306	299	280	260	256	248	244	239	232	225	219	2,071	10.6%
合計(A)	506	516	513	497	512	540	586	637	659	701	744	6,472	11.5%
任意適用対象事業数(B)	9,559	9,460	8,234	7,009	6,971	6,870	6,770	6,620	6,572	6,496	6,472		
割合(A/B)	5.3%	5.5%	6.2%	7.1%	7.3%	7.9%	8.7%	9.6%	10.0%	10.8%	11.5%		



* 本資料には、病院事業における全部適用への任意適用は含まれていない。

35

地方公営企業法の適用範囲の拡大

1) 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大の必要性と効果について

I 財務規定等の主な内容

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① 経営成績、財政状況の把握
・ 発生主義・複式簿記の採用
・ 収益的なものと資本的なものの区分 など | ② 企業経営の弾力化
・ 予算の弾力条項
・ 資産管理の特例 |
|---|--------------------------------------|

II 財務規定等の適用範囲拡大の必要性と期待される効果

- | | |
|---|---|
| 〔必要性〕
① 適切な更新計画や経営計画の策定等のため
ストック情報や損益情報を把握する必要性
② 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請
③ 企業間等の経営状況比較のため基準を統一
する必要性 | 〔期待される効果〕
① 適切な経営方針の策定と経営努力の促進
② 住民や議会によるガバナンスの向上
③ 財政規律向上による地方公共団体の財政健全化
④ 地方公会計改革の取組の促進 |
|---|---|

2) 地方公営企業法の適用に関する研究会について

- 地方公営企業会計制度については、地方公営企業会計制度研究会報告書(平成21年12月)を受け、資本制度の見直し(平成24年4月より適用)、会計基準の見直し(平成26予決算より適用)を行ってきた。
- 整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、財務適用範囲の拡大について、地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書(平成25年3月)等を踏まえ、「地方公営企業法の適用に関する研究会」(平成25年7月～)において、今後の地方公営企業法の適用に関する検討を行っている。

36

財務規定等を適用する意義・効果

- ① ストック情報の的確な把握により適切な更新計画の策定が可能に
- ② 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に

- 複式簿記の導入により、資産・負債・資本・収益・費用の五面から企業の状態を把握することが可能
- 減価償却累計額の勘定科目が導入され、施設の状態(老朽化等)の的確な把握が可能となり、適切な更新計画の策定が可能に
- 加えて、減価償却費、引当金繰入等の非現金支出の勘定科目が導入されることにより、損益情報の的確な把握が可能となり、費用及び料金を含む収益の適正水準を踏まえた適切な経営計画の策定が可能に

現金主義

・現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳
 →現金支出を伴わない減価償却費等の把握が必ずしも行われないため、正確な損益計算をしづらい

単式簿記

・貨幣・財貨等のフローのみを示す
 ・自己検証機能なし

財務規定の適用

発生主義

・収益・費用を発生したタイミングで計上
 →使用料対象原価に算入すべき減価償却費・各種引当金繰入を示すことで、適切な期間損益計算が可能に

複式簿記

・資産・負債・資本の三面からストックを示し、収益・費用の二面からフローを示す
 ・自己検証機能あり

③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

④住民や議会によるガバナンスの向上

③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

経営の自由度の向上により、住民ニーズへの迅速な対応や弾力的な資産の活用が可能となり、経営の効率化とサービスの向上が期待できる

経営の自由度向上

- ・予算に拘束されない弾力的な支出 (24条3項)
- ・効率的・機動的な資産管理 (33条、40条、地公企令26条の5)

④住民や議会によるガバナンスの向上

比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、開示の充実により、住民や議会によるガバナンスの向上が期待できる。

比較可能で財務状況を把握しやすい会計

- ・発生主義の採用 (20条1項)
- ・複式簿記の導入 (20条2項)
- ・資本取引と損益取引の区分 (20条3項)

開示の充実

- ・決算の早期化 (30条)

38

地方公営企業法の適用に関する調査研究会 報告書のポイント (H24 自治総合センター調査研究事業)

- 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代からインフラ更新需要を踏まえた維持管理という経営の時代への転換期
- 地方公営企業法の財務規定等の適用には、適切な更新計画の策定、料金算定の適正化、経営効率化とサービス向上等のメリットがあることから、今後、財務規定等の適用範囲の拡大について引き続き検討を進めることが必要

1 はじめに

- ・ 現行の公営企業法が概ね確立された昭和41年以降、閣議決定等において、地方公営企業法適用範囲の拡大の方向が示されてきた

2 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

- ・ 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代から、維持管理という経営の時代に入り、経営判断の基礎となる会計の見直しが必要

3 地方公営企業法の財務規定等の主な内容・期待される効果

<財務規定等の主な内容>

- ・ 発生主義・複式簿記の採用、損益取引と資本取引の区分、経営成績と財政状況の早期把握
- ・ 弾力的な予算管理、機動的な資産管理

<期待される効果>

- ・ ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- ・ 使用料対象原価と的確な減価償却費の明確化による料金の適正化
- ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- ・ 住民や議会によるガバナンスの向上

4 国等によるこれまでの取組状況

- ・ 国等は、地方公営企業法の適用を推進するため、これまで、マニュアル・事例集の作成、アドバイザー派遣、地方財政措置等により支援

5 法適化に当たっての課題と対応

- ・ 地方公営企業会計に通じた職員の育成・確保への支援が重要
- ・ 財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が重要
- ・ 地方公営企業法適用に向けた移行のための財源確保が必要
- ・ 資産評価に一定の労力や時間を要することに留意が必要

6 法適用の対象範囲の拡大の検討

- ・ 昭和41年時点で財務規定等が当然適用されていない理由の整理が現在も妥当なものであるかどうか、検証が必要
- ・ 地方公営企業法の適用範囲の拡大を検討する際には、地方財政法による特別会計設置義務との関係、経費回収率との関係、各事業の特性との関係、団体の規模との関係について検討を深める必要

7 おわりに

- ・ 本研究会での整理を踏まえ、今後、財務規定等の適用範囲の拡大の議論がさらに深められることが強く望まれる

39

報告書については、(財)自治総合センターHP (<http://www.jichi-sogo.jp/wp/wp-content/uploads/2013/04/24-07houkokusho.pdf>) 参照。

平成 26 年度地方税制改正(案)について

総 務 省
平成 25 年 12 月

平成 26 年度の与党税制改正大綱（12 月 12 日決定）のうち、地方税の概要は以下のとおり。

1 個人住民税

◎ 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除の上限について、次のとおり引き下げ。

	現 行 (平成 26～28 年度分)	平成 29 年度分の 個人住民税 ※1	平成 30 年度分以後の 個人住民税 ※2
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

※ 1 所得税については、平成 28 年分について適用。 ※ 2 所得税については、平成 29 年分から適用。

◎ 非課税限度額

- 平成 26 年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。

2 地方法人課税

◎ 地方法人課税の偏在是正

- 消費税率（国・地方）8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化（交付税特会に直接繰り入れ）。
 - (1) 法人住民税法人税割の税率の改正 [] : 制限税率
道府県民税 : 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
市町村民税 : 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]
 - (2) 地方法人税（仮称）の創設
法人税額を課税標準とし、税率は 4.4%（法人住民税の税率引下げ分相当）。
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上。
- 地方法人特別税の規模を 1/3 縮小し、法人事業税に還元。
- 消費税率（国・地方）10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討。

3 車体課税

◎ 自動車取得税の見直し

- 自動車取得税の税率を以下のとおり引き下げ。

区 分	現 行	平成 26 年 4 月～
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

- いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充（75%→80%、50%→60%）。
- 自動車取得税は消費税率 10%への引上げ時（平成 27 年 10 月予定）に廃止。

◎ 自動車税の見直し

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し（平成 26 年 4 月～）
 - ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課割合について 15%とする。〔別紙参照〕
- 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として、消費税率 10%引上げ時から実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る（消費税率 10%引上げ時（平成 27 年 10 月予定）～）。
 - ・ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等についても検討。
 - ・ 税率は、省エネ法の燃費基準値の達成度に応じ 0～3%の間で変動する仕組み。
 - ・ 税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保。

◎ 軽自動車税の見直し

- 平成 27 年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用乗用車は 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引き上げ。〔別紙参照〕
 - （例）四輪の自家用乗用車 7,200 円（現行） → 10,800 円（改正案）
 - 四輪の自家用貨物車 4,000 円（現行） → 5,000 円（改正案）
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について重課を導入（平成 28 年度分から）。〔別紙参照〕
- 二輪車等の税率を現行の約 1.5 倍（最低 2,000 円）に引き上げ（平成 27 年度分から）。〔別紙参照〕
 - （例）原動機付自転車（50cc 以下） 1,000 円（現行） → 2,000 円（改正案）
 - 二輪の軽自動車（125cc 超～250cc 以下） 2,400 円（現行） → 3,600 円（改正案）

4 復興支援のための税制上の措置

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税について、評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行することとし、平成26年度はそれまでの暫定的な措置として課税免除措置を1年延長。

5 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税の特例措置

- 国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における一定の研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- 景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設（世界遺産登録された場合に措置）。
- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長。
- 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の一部にわがまち特例を導入した上、2年延長。

6 納税環境整備

◎ 地方消費税に係る徴収取扱費の見直し

- 消費税率（国・地方）の引上げに伴い、都道府県が国に支払う徴収取扱費を見直す。
 - ・ 譲渡割：既往の1%相当分（社会保障財源分以外）× 0.45%
 - ・ 貨物割：既往の1%相当分（社会保障財源分以外）× 0.50%

◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 航空機騒音の評価指標がW値からLdenに変更されたことに伴い、着陸料割の譲与割合を2分の1（現行3分の1）とし、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（現行3分の2）とする等の見直し。

7 検討事項等

◎ 軽減税率

- 消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

◎ 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

- 税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

◎ 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

- 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等其他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

◎ 法人実効税率

- 法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

◎ 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置

- 個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲と合わせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

※ ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（重課）の見直し等

【自動車税・自家用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
乗用車	総排気量 1,000 cc以下	29,500 円	改正なし	32,400 円	33,900 円
	1,000 cc超 1,500 cc以下	34,500 円		37,900 円	39,600 円
	1,500 cc超 2,000 cc以下	39,500 円		43,400 円	45,400 円
	2,000 cc超 2,500 cc以下	45,000 円		49,500 円	51,700 円
	2,500 cc超 3,000 cc以下	51,000 円		56,100 円	58,600 円
	3,000 cc超 3,500 cc以下	58,000 円		63,800 円	66,700 円
	3,500 cc超 4,000 cc以下	66,500 円		73,100 円	76,400 円
	4,000 cc超 4,500 cc以下	76,500 円		84,100 円	87,900 円
	4,500 cc超 6,000 cc以下	88,000 円		96,800 円	101,200 円
	6,000 cc超	111,000 円	122,100 円	127,600 円	
三輪の小型自動車		6,000 円	改正なし	6,600 円	6,900 円

【自動車税・営業用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
乗用車	総排気量 1,000 cc以下	7,500 円	改正なし	8,200 円	8,600 円
	1,000 cc超 1,500 cc以下	8,500 円		9,300 円	9,700 円
	1,500 cc超 2,000 cc以下	9,500 円		10,400 円	10,900 円
	2,000 cc超 2,500 cc以下	13,800 円		15,100 円	15,800 円
	2,500 cc超 3,000 cc以下	15,700 円		17,200 円	18,000 円
	3,000 cc超 3,500 cc以下	17,900 円		19,600 円	20,500 円
	3,500 cc超 4,000 cc以下	20,500 円		22,500 円	23,500 円
	4,000 cc超 4,500 cc以下	23,600 円		25,900 円	27,100 円
	4,500 cc超 6,000 cc以下	27,200 円		29,900 円	31,200 円
	6,000 cc超	40,700 円	44,700 円	46,800 円	
三輪の小型自動車		4,500 円	改正なし	4,900 円	5,100 円

【軽自動車税・自家用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
四輪以上	乗用	7,200 円	10,800 円	制度なし	12,900 円
	貨物用	4,000 円	5,000 円		6,000 円

【軽自動車税・営業用】

区 分		標準税率		重課税率	
		現行	改正案	現行	改正案
四輪以上	乗用	5,500 円	6,900 円	制度なし	8,200 円
	貨物用	3,000 円	3,800 円		4,500 円

【軽自動車税・三輪及び二輪（自家用・営業用の区分なし）】

区 分		標準税率		重課税率		
		現行	改正案	現行	改正案	
三輪		3,100 円	3,900 円	制度なし	4,600 円	
二輪	原動機付 自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円	制度なし	制度なし
		50cc超～90cc以下	1,200 円	2,000 円		
		90cc超～125cc以下	1,600 円	2,400 円		
		ミニカー	2,500 円	3,700 円		
	軽二輪（125cc超～250cc以下）	2,400 円	3,600 円			
	小型二輪（250cc超）	4,000 円	6,000 円			

注1：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

注2：四輪及び三輪に係る軽自動車税の「改正後の標準税率」については、平成27年度以後に新規取得した新車に適用される税率。

参考資料

〔平成26年度地方税制改正(案)関係〕

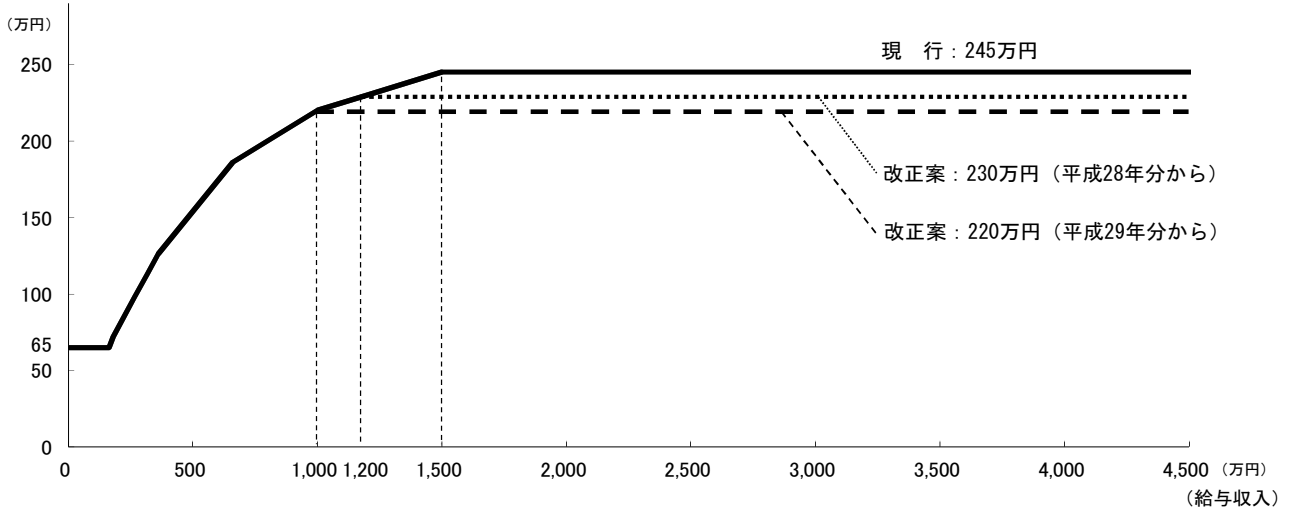
目次

1. 高所得層の給与所得控除の見直し	1
2. 個人住民税の非課税限度額	2
3. 法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し	4
4. 自動車取得税の消費税率8%段階での見直し	5
5. 自動車税におけるグリーン化特例の見直し	6
6. 軽自動車税の見直し	7
7. 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税に係る所要の措置	8
8. 国家戦略特区における固定資産税の特例措置の創設	10
9. 世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る非課税措置の創設	11
10. 新築住宅特例(一般住宅分・長期優良住宅分)の適用期限の延長	12
11. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長等	13
12. 地方消費税に係る徴収取扱費の見直し	14
13. 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し	15
14. 平成26年度税制改正大綱(抜粋)(軽減税率関係部分)	17
15. 平成26年度税制改正大綱(抜粋)(森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保関係部分)	18
16. 平成26年度税制改正大綱(抜粋)(固定資産税の償却資産課税に関する税制措置関係部分)	19
17. 平成26年度税制改正大綱(抜粋)(法人実効税率関係部分)	20
18. 平成26年度税制改正大綱(抜粋)(県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置関係部分)	22
19. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持	24

高所得層の給与所得控除の見直し（案）

- 給与所得控除については、給与所得者の必要経費（勤務関係経費と考えられる支出額）に比しても、主要国の水準に比しても過大であり、水準の適正化が必要。
 - このため、控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を次のとおり漸次引き下げる。
 平成28年分より 1,200万円（控除額230万円）
 平成29年分より 1,000万円（控除額220万円）
- （注） 年分は所得税における年分であり、住民税については次年度分である。

（給与所得控除額）



個人住民税の非課税限度額（案）

- 平成26年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。

【 現行の非課税限度額の基準 】

均等割	所得金額 ≤	基本額 35万円	× 世帯人員数 +	加算額 21万円
所得割	所得金額 ≤	35万円	× 世帯人員数 +	32万円

（注1） 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数
 （注2） 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
 （注3） 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率（1級地：1.0、2級地：0.9、3級地：0.8）を乗じた額を基準として条例で設定

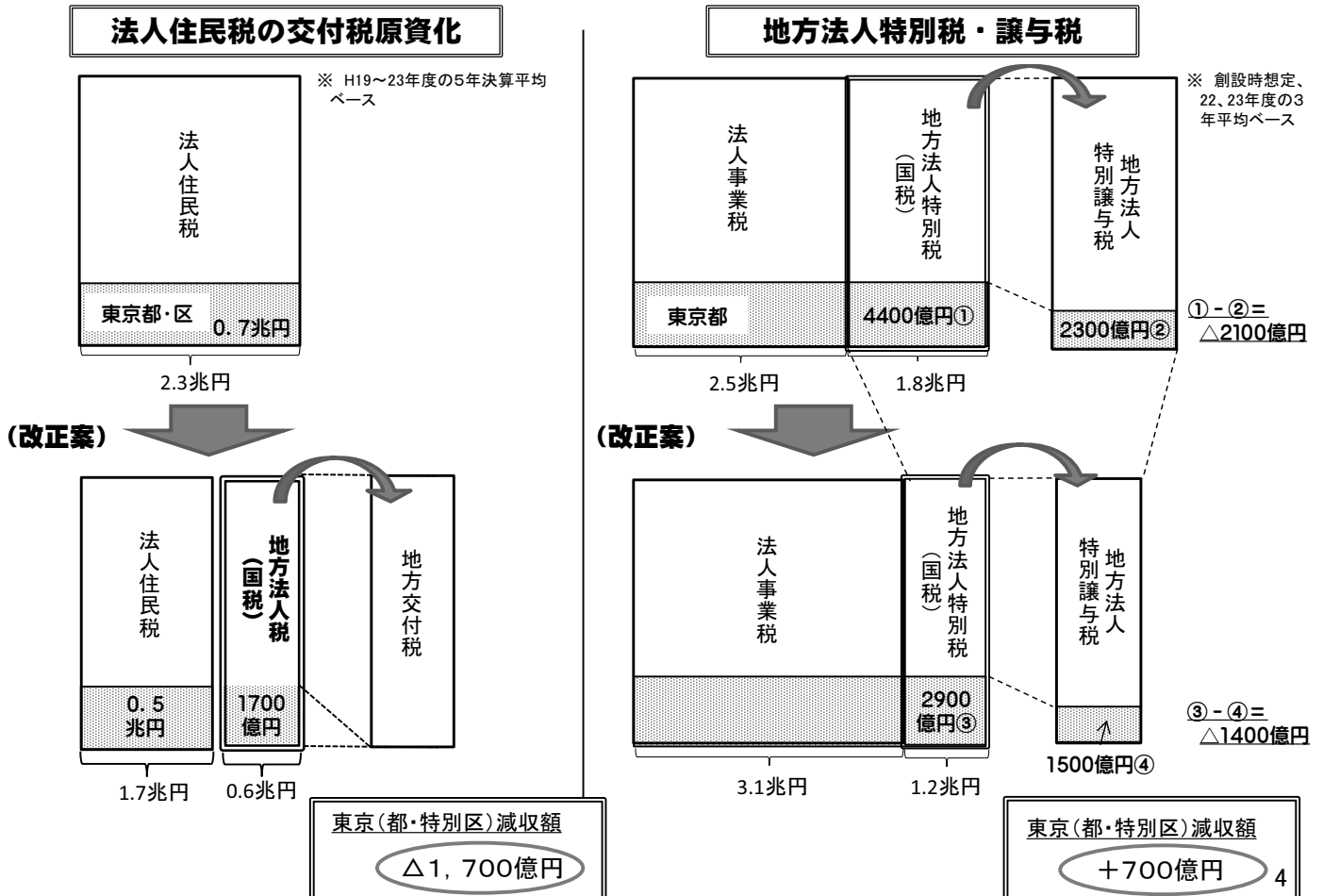
非課税限度額の見直しに係る他制度への影響について

- 簡素な給付措置の給付対象者は、「市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)」とされている。
 ※「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)
- 個人住民税の非課税限度額の見直しにより影響を受ける他の制度

影響を受ける制度	所管省庁
保育所徴収金(保育料)	厚労省
介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分	
医療保険制度の高額療養費等の所得区分	
障害福祉サービスの負担上限月額等の段階区分	
自立支援医療の負担上限月額等の段階区分	
養育医療給付事業の自己負担限度額	
結核児童療育給付事業の自己負担限度額	
病児・病後児保育の利用料の減免に伴う市町村への補助額	
児童入所施設措置の徴収金	
障害児入所支援措置の徴収金	
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の自己負担限度額	
小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	
特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	
養護老人ホームの入所措置の扶養義務者からの徴収金	
高等学校等就学支援金	文科省
幼稚園就園奨励費補助	総務省
日本放送協会放送受信料の免除	
受信機器購入等支援事業	

3

法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し



自動車取得税の消費税率8%段階での見直し（案）

1 自動車取得税の税率（平成26年4月～平成27年9月）

区 分	現 行
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%
営業用自動車・軽自動車	3%

➔

平成26年4月～	
	3%
	2%

2 エコカー減税適用区分

〔現 行〕

〔H26.4～H27.3〕

◆ 乗用車の場合

対 象 車	内 容
電気自動車等	非課税
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	75%軽減
	50%軽減

➔

内 容
非課税
80%軽減
60%軽減

5

自動車税におけるグリーン化特例の見直し（案）

〔現 行〕
(適用期限：H26.3.31)

〔H26.4～H28.3〕

基準切替えと重点化

【軽課】

対象車	内 容
電気自動車等	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+20%達成	
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	税率を概ね 25%軽減

} →
 } →
 } →
 } →

対象車	内 容
電気自動車等 (※)	税率を概ね 75%軽減
H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成)	
H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準未達成)	税率を概ね 50%軽減
H27年度燃費基準+10%達成	
H27年度燃費基準達成	廃止

※ クリーンディーゼル車を対象化

【重課】

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 10%重課 (毎年)
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車 (又はLPG車)	

} →
 } →

対 象 車	内 容
新車新規登録から11年を超えている ディーゼル車	税率より概ね 15%重課 (毎年)
新車新規登録から13年を超えている ガソリン車 (又はLPG車)	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除外。

※1 除外する自動車については現行どおり。
 ※2 バス（一般乗合用を除く）及びトラック（被けん引車を除く）については、現行の重課割合（概ね10%重課）のまま据え置き。

6

軽自動車税の見直し（案）

○ 四輪車等について

- ① 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げる（これ以前から所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行税率のまま）。
- ② 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、約20%の重課を導入（平成28年度分から）。

車種区分			標準税率		重課税率(②)
			現行	改正案(①)	
四輪 以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

※電気自動車等については、経年車重課の対象外。

○ 二輪車等について

平成27年度以降、税率を現行の約1.5倍（最低2,000円）に引き上げる。

車種区分		標準税率	
		現行	改正案
原動機付 自転車	50cc以下	1,000 円	2,000 円
	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円
	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円	6,000 円

7

津波被災区域における固定資産税及び都市計画税に係る所要の措置（案）

措置の内容

平成23年度、津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋を課税免除する措置を創設

平成24年度、平成25年度は、原則継続
(※市町村長が指定・公示した課税土地等については除外)

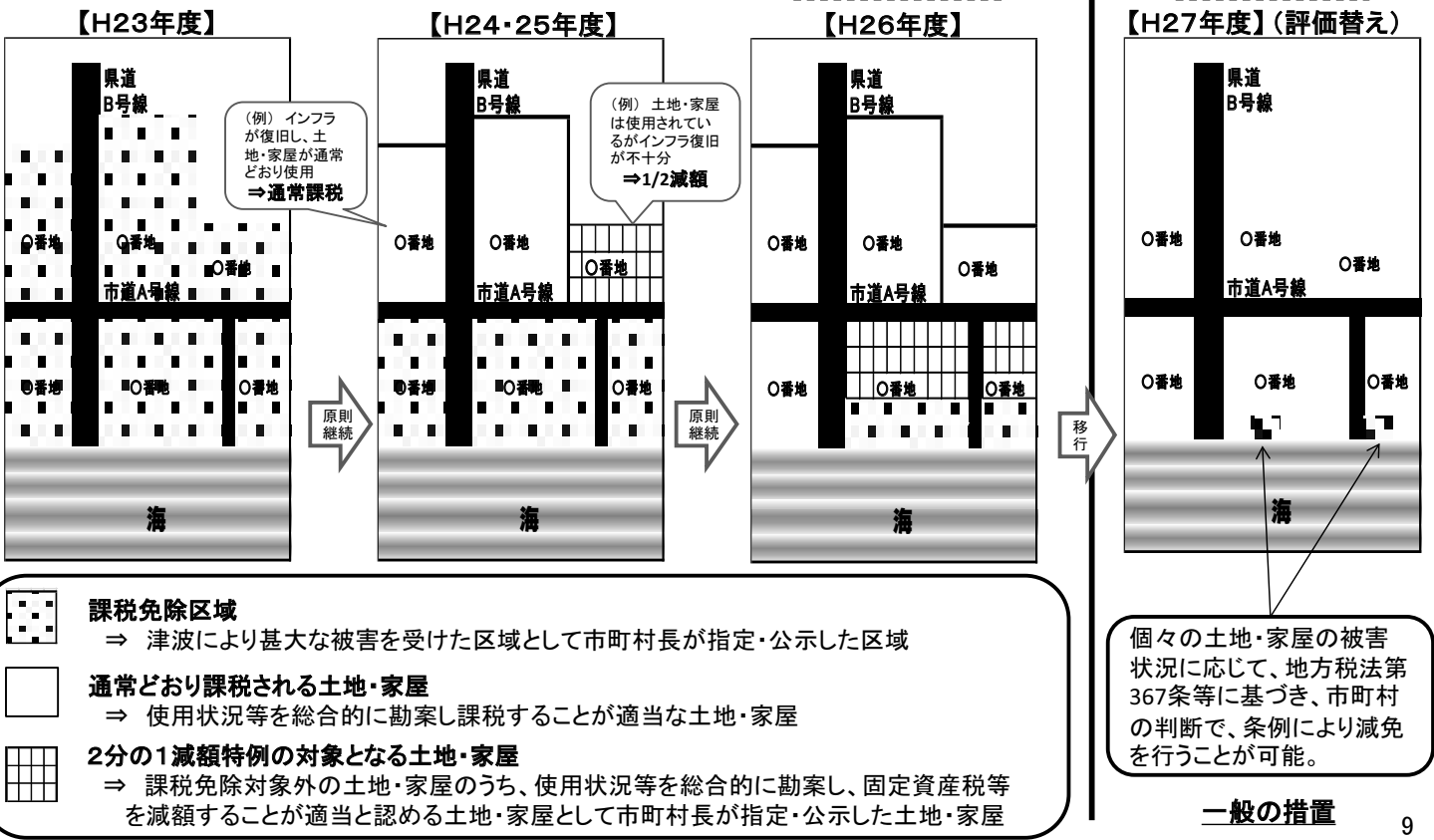
平成26年度は、評価替えが行われる平成27年度までの暫定措置として原則継続
(※市町村長が指定・公示した課税土地等については除外)

< 評価替えが行われる平成27年度に、一般の措置に移行（地域の実情に応じ、市町村の判断で個別減免を行うことは可能） >

8

津波被災区域における課税免除・2分の1減額特例の考え方(イメージ)

○津波被災区域における課税免除・2分の1減額特例



国家戦略特区における固定資産税の特例措置の創設(案)

特例の内容

○ 区域計画に定められた中核事業^(注1)のうち医療分野における一定の研究開発^(注2)に関する事業の実施主体が、当該研究開発の用に供する一定の設備等(法人税の即時償却の対象となるものに限る。)を平成28年3月31日までに新たに取得した場合

→ 【固定資産税】3年度分、課税標準を1/2とする

(注1) 中核事業とは、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくため、特に促進していくべき事業として、次の①から③のいずれにも該当するものを行う事業をいう(内閣府令で規定予定)。

- ① 当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組。
- ② 革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組。
- ③ 他の地域に広くメリットが波及する取組。

なお、中核事業は、特区の具体的な内容について検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加されていくもの。

(注2) 研究開発で基礎的な事業等収益性の低いもの。

世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る特例措置の創設（案）

特例の内容

- 景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の1/3とする措置を講ずることとし、対象となる資産が世界遺産に登録された場合に、法制上の措置を講ずる。

対象資産

<長崎造船所>



ジャイアント・カンチレバークレーン

<八幡製鉄所>



修繕工場

<三池港>



閘門

11

新築住宅特例（一般住宅分・長期優良住宅分）の適用期限の延長（案）

【現行の特例】

◆一般住宅に係る新築住宅特例

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の住宅（②以外）	3年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
②3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上

<制度創設> 昭和39年度 <H24減収額> 約1,020億円（H24適用件数：約268.4万件）

◆長期優良住宅に係る新築住宅特例

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の長期優良住宅（②以外）	5年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
②3階建以上で耐火構造の長期優良住宅	7年度分		

※ 床面積要件・居住割合要件は一般住宅に係る新築住宅特例と同じ。

<制度創設> 平成20年度 <H24減収額> 約109億円（H24適用件数：約20.7万件）

【改正案】

- 特例の適用期限を2年延長

12

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長等（案）

- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（償却資産）について、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長する。

対象資産	具体例	特例率等
①汚水又は廃液処理施設	工場等に設置される沈殿／浮上装置、油水分離装置、濾過装置 等	1／3を参酌して1／6以上1／2以下で市町村の条例で定める割合 （現行：1／3）
②大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置 ※それ以外は、今回の改正で対象から除外	1／2を参酌して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合 （現行：1／2）
③土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1／2を参酌して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合 （現行：1／2）
④一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設（焼却装置、破碎装置、圧縮装置等） 一般廃棄物最終処分場	単純延長 （1／2）
⑤産業廃棄物処理施設	PCB廃棄物等処理施設 石綿含有産業廃棄物等処理施設	単純延長 （1／3）

13

地方消費税に係る徴収取扱費の見直し（案）

1. 現行

地方消費税は、国の消費税と併せて税務署及び税関が賦課徴収しており、都道府県が国に徴収取扱費を支払っている。

この徴収取扱費については、現在、

- ・ 譲渡割：「国から都道府県に払い込む金額」× **0.35%** （平成24年度決算額64億円）
（地方税法施行令附則第6条の11）
- ・ 貨物割：「国から都道府県に払い込む金額」× **0.55%** （平成24年度決算額39億円）
（地方税法施行令第35条の17）

となっている。

2. 見直し案

消費税率（国・地方）の引上げに伴い、都道府県が国に支払う徴収取扱費について、以下のとおり見直しを行う。

- ・ 譲渡割：「国から都道府県に払い込む金額のうち現行分」× **0.45%**
- ・ 貨物割：「国から都道府県に払い込む金額のうち現行分」× **0.50%**

14

航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し(案)

【航空機騒音に係る環境基準の変更】

- 航空機燃料譲与税の「騒音世帯数割」の算定に用いている環境省の航空機騒音に係る評価指標が、WECPNL（通称W値）からLdenに変更された。
- これにより騒音世帯数が減少し、騒音世帯数割の対象団体が大幅に減る見込み
 → 現行の譲与割合のままでは、一部の団体に譲与税額が集中するなど、譲与税の配分が大きく変動するため、譲与割合の見直しが必要

【譲与基準の見直し案】

- 騒音世帯1世帯あたりの譲与水準を維持しつつ、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（現行3分の2）に減らし、それに伴い生じる財源を以下の方向で配分する。
 - ① 空港関連施設整備費が増加していることを踏まえ着陸料割の譲与割合を2分の1（現行3分の1）に増やす。
 - ② 空港を管理する地方団体に重点的に配分するように、空港管理団体に係る着陸料割の割増補正率を10倍（現行5倍）に増やす。
 - ③ 譲与額が急激に変動することを避けるため、激変緩和措置を講ずることにより、3年間かけて新たな譲与割合に移行する。

15

航空機燃料譲与税の概要

1 目的	航空輸送需要の増大による航空機の大型化、運行回数の増加等に伴い、航空機騒音による障害防止対策あるいは空港周辺整備の問題に対応するため、空港関係地方団体の空港対策の財源の充実強化を図る。
2 創設年度	昭和47年度
3 譲与総額	航空機燃料税収入の2/13（平成23～25年度 2/13→2/9）
4 譲与団体 (団体数はH24年度)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：124団体
5 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 市町村の譲与基準により算出した額 市町村：譲与額の4/5 1/3 着陸料割 2/3 騒音世帯数割
6 使途	空港対策に関する費用
7 譲与時期	9・3月
8 譲与額	140億円（H25年度地財計画額）

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円（平成23～25年度 26,000円→18,000円）
5 税収	500億円（H25年度予算額）

16

平成26年度税制改正大綱（抜粋）
（軽減税率関係部分）

（平成25年12月12日）
自由民主党
公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(4) 軽減税率

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

17

平成26年度税制改正大綱（抜粋）
（森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保関係部分）

（平成25年12月12日）
自由民主党
公明党

第三 検討事項

15 わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

18

平成26年度税制改正大綱（抜粋）
（固定資産税の償却資産課税に関する税制措置関係部分）

（平成25年12月12日）
自由民主党
公明党

第三 検討事項

18 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

19

平成26年度税制改正大綱（抜粋）
（法人実効税率関係部分）

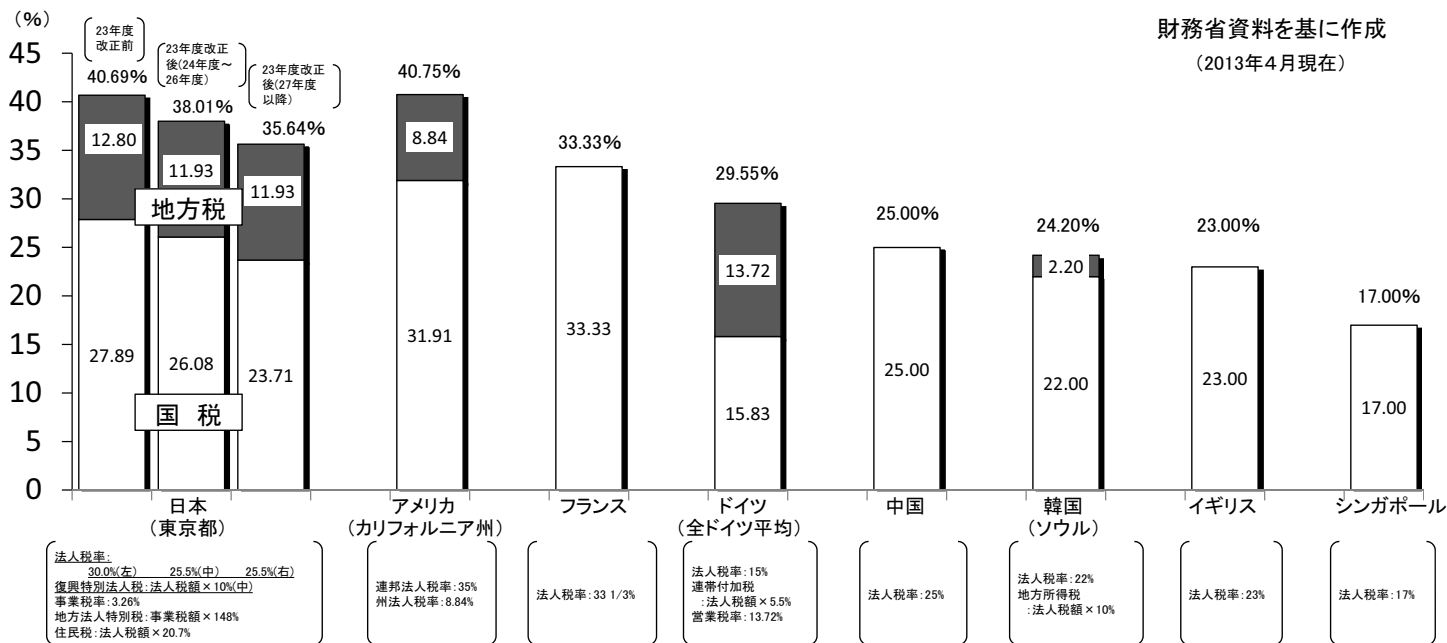
（平成25年12月12日）
自由民主党
公明党

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

20

法人所得課税の実効税率の国際比較



(注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
 3. 日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。なお、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
 4. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%・付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
 5. イギリスの法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げられる予定。
 6. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 7. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率390%(2010年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
 8. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 9. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

平成26年度税制改正大綱 (抜粋) (県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置関係部分)

平成25年12月12日
自由民主党
公明党

第二 平成26年度税制改正の具体的内容

II 年末での決定事項

5 その他

(地方税)

〈個人住民税〉

(24) 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

県費負担教職員に係る権限移譲を行う場合における道府県から政令指定都市への税源移譲

◆ 「県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意」(抄) (平成25年11月14日指定都市所在道府県・指定都市)

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意する。(中略)

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

◆ 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(抄) (平成25年3月12日閣議決定)

指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

◆ 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(抄) (平成25年6月25日地方制度調査会)

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分(住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など)も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。(中略)なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。

23

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

○ ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体 : 都道府県
2. 納税義務者 : ゴルフ場の利用者
(18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税)
3. 標準税率 : 1人1日につき800円(制限税率: 1,200円)
ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
4. 市町村への交付 : 税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付
5. 税収額 : 506億円(うち市町村への交付金額356億円)

○ ゴルフ場利用税に係る堅持要望と廃止要望

(堅持の立場からの意見)

- ・ 税収の7割が市町村に交付されており、特に山林原野が多く財源の乏しい市町村の貴重な財源。
- ・ 地方団体はゴルフ場関連の行政サービスを提供しており、担税力のあるゴルファーにその費用の負担を求める現行制度は合理的。
- ・ 平成15年度以降、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設けて、スポーツの振興にも十分に配慮。

(廃止の立場からの意見)

- ・ 消費税との二重課税の解消。
- ・ スポーツのうち、2016年オリンピックから正式競技に復帰するゴルフのみに対する課税の解消。
- ・ スポーツ基本法の理念である「生涯スポーツ社会」の実現に寄与。

現行制度の堅持へ